

社会保障・福祉政策の動向と対応

～ともに生きる豊かな福祉社会をめざして～

政策動向

平成 28 年度 No.5 / 2016.10.18 政策委員会幹事会

新着情報

＜概要版＞

【政策トレンド】			P1
【社会保障・財政】	➤ 財政制度等審議会財政制度分科会：社会保障	2016.10.4	P7
	➤ 「未来への投資を実現する経済対策」：閣議決定	2016.8.2	”
【経済・成長政策】	➤ 経済財政諮問会議（第 15 回）：経済構造を展望した改革	2016.9.30	P9
【規制改革】	➤ 規制改革推進会議（第 2 回）：会議の進め方等	2016.10.6	P11
【地方分権】	➤ 国家戦略特別区域諮問会議（第 24 回）：規制改革事項の追加	2016.10.4	P12
	➤ 地方分権改革有識者会議（第 26 回）：平成 28 年度の提案募集	2016.9.6	”
【社会福祉法人等】	➤ 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会	2016.10.4	P16
	➤ 社会保障審議会福祉部会（第 19 回）：政省令事項等	2016.9.26	”
	➤ 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について：通知・発出	2016.9.15	P19
【高齢者】	➤ 社会保障審議会介護保険部会（第 66 回）：軽度者支援等	2016.10.12	P21
	➤ 社会保障審議会介護給付費分科会（第 131 回）：介護人材の処遇改善等	2016.10.12	P22
	➤ 公正取引委員会「介護分野に関する調査報告書」：特養への多様な事業者の参入	2016.9.5	”
【障害者】	➤ 相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム	2016.10.13	P25
	➤ これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会	2016.9.30	P26
【子ども・家庭】	➤ 「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」等の開催	2016.10.14	P28
	➤ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会（第 6 回）	2016.10.5	P30
	➤ 保育所等利用待機児童数調査に関する検討会	2016.9.15	P31
	➤ 切れ目のない保育のための対策：とりまとめ・公表	2016.9.2	”
	➤ 保育所等関連状況取りまとめ等：公表	2016.9.2	P32
【生活困窮】	➤ 社会保障審議会生活保護基準部会（第 25 回）：保護基準の検証等	2016.10.7	P36
	➤ 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会	2016.10.6	P37
	➤ 生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会	2016.9.21	P39
	➤ 生活困窮者自立支援制度全国担当者会議	2016.9.16	P40
	➤ 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果（28 年 7 月）	2016.9.9	”
	➤ 認定就労訓練事業所の認定状況（平成 28 年度第 1 四半期）：公表	2016.9.8	P41
【予算】	➤ 平成 28 年度第 2 次補正予算：参議院可決・成立	2016.10.11	P43
	➤ 平成 29 年度予算概算要求・税制改正要望	2016.8.26	P44
【人材確保】	➤ 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会	2016.10.5	P50
	➤ 外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会：とりまとめ	2016.10.4	”

目 次

〔政策トレンド〕	P 1
----------	-----

〔分類・事項〕

1. 社会保障・財政・税制	【社会保障】	P 7
2. 経済・成長政策	【経済政策】	P 11
3. 規制改革・行財政・特区	【規制改革】	P 12
4. 地方分権改革	【地方分権】	P 16
5. 社会福祉法人等	【社会福祉法人等】	P 21
6. 高齢者	【高齢者】	P 25
7. 障害者	【障害者】	P 28
8. 子ども・家庭福祉	【子ども・家庭】	P 28
9. 生活困窮・生活保護	【生活困窮】	P 36
10. 予算	【予算】	P 43
11. 人材確保	【人材】	P 50
12. 災害対策	【災害対策】	P 57
13. その他	【その他】	P 58
政策委員会要望書	要望書	P 60

平成 28 年

- ◆4 月 21 日 社会福祉法人制度改革に関する要望書
- ◆5 月 20 日 平成 28 年熊本地震の被災地支援・復興に関する要望
- ◆6 月 9 日 平成 29 年度社会福祉制度・予算・税制等に関する要望書
- ◆7 月 27 日 「一億総活躍社会」の実現のための緊急要望
- ◆10 月 6 日 地域における生活支援の強化～総合的なセーフティネットの再構築～

政 策 ト レ ン ド

【社会保障・財政・税制】

◆財政制度等審議会財政制度分科会：社会保障

10月4日：財政制度分科会では、平成29年度の予算編成等に関する建議に向けた審議が進められている。社会保障関連では、「経済・財政再生計画」改革工程表をもとに、介護保険における利用者負担のあり方、介護の軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付のあり方が、医療・介護制度改革の視点と具体的な検討項目とされている。(P7)

⇒介護保険制度について、軽度者に係るサービスの効率化、生活援助サービスの適正化、また、軽度者に対する福祉用具貸与の地域差に関する意見、事業者の利益も確保できるように、規制改革会議で検討されている混合介護などの可能性を考える必要性などが審議において述べられている。議論の推移を把握・検証し、意見・課題を提起する必要がある。

◆「未来への投資を実現する経済対策」：閣議決定

8月2日：民需主導の持続可能な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現につながる施策を中心とする「未来への投資を実現する経済対策」を閣議決定した。

「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)の実現の加速化につながる施策として、子育て・介護環境の整備、若者への支援拡充と女性活躍の推進、社会全体の所得と消費の底上げを掲げ、各項目の具体的措置(第3章)を盛り込んでいる。

子育て・介護環境の整備では、保育・介護の受け皿整備(50万人分の受け皿の前倒し整備)、保育士と介護人材の処遇改善、保育・介護の労働負担の軽減と生産性向上などに必要な予算措置を講じる。

本対策の事業規模は総額28.1兆円程度(財政措置13.5兆円程度)、うち「一億総活躍社会の実現の加速」の事業規模は3.5兆円程度(財政措置3.4兆円程度)である。(P7)

10月11日：経済対策の実施に係る平成28年度第2次補正予算が参議院で可決・成立した。
(P43)

⇒経済対策に必要な予算措置は平成28年度補正予算及び、平成29年度当初予算に計上される。ただし、施策の実施にあたっては、平成32年度(2020年度)の財政健全化目標は堅持するとしている。財源確保と施策の具体化の状況を把握するとともに、社会福祉法人として受け皿整備や処遇改善、労働負担の軽減などの取組をはかる必要がある。

【経済・成長政策】

◆経済財政諮問会議(第15回)：経済構造を展望した改革

9月30日：金融政策、物価等に関する集中講義とともに、2030年の経済構造を展望した改革等について議論した。2030年の経済構造を展望した改革の議論については、「2030年展望と改革タスクフォース」において、潜在成長率の引上げに向けたわが国が有するストックの質・量の確保、活用方策や優先分野への政策と財政政策と構造改革の組合せ等を中心に議論し、諮問会議の中心メッセージとして決定することが確認された。

「QOL・健康経営」について、医療・介護費の増加等の課題に対応するため、民間サービスとの連携などの構造改革(第3の矢)と予算・税における歳出改革を通じた効率化(第2の矢)が潜在成長力引上げの優先分野例として掲げられている。(P9)

⇒年末に向けて経済財政諮問会議で取組むべき重点課題として、財政効果の最大化と社会保障の持続可能性が掲げられ、年内に改革工程表に従って、高額療養費制度の見直しなど社会保障の給付と負担の在り方について方向性を打ち出すことなどが示されている。平成 29 年度予算編成に向けて、社会保障・社会福祉関連の改革事項と今後の改革の具体的な内容、その財源確保について把握・検証する必要がある。

【規制改革】

◆規制改革推進会議(第 2 回):会議の進め方等

10 月 6 日:会議の進め方や「規制改革ホットライン」集中受付の実施等について議論した。規制改革推進会議は、当面の重要事項(規制改革実施計画のフォローアップを含む)を決定し、平成 29 年 6 月までの約 1 年間をサイクルとして審議を進め、答申をとりまとめる。

会議には「農業」、「人材」、「医療・介護・保育」、「投資等」の 4 つのワーキンググループ(WG)を設置し、検討を進める。

当面の重要事項として、介護サービス改革が掲げられ、介護サービスの多様化(介護保険給付と自己負担の組合せをより柔軟に)と担い手の多様化(特養の担い手の拡大等)が具体的な事項とされている。(P11)

⇒平成 31 年 7 月 31 日までを設置期間とし、経済に関する基本的かつ重要な政策に関する施策を推進する観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制のあり方の改革に関する基本的事項を総合的に調査審議するとしている。議論の内容を適切に把握・分析し、意見・課題提起と対応をはかる必要がある。

【地方分権】

◆国家戦略特別区域諮問会議(第 24 回):規制改革事項の追加

10 月 4 日:区域の認定及び重点分野・重点課題に係る規制改革事項の追加について議論した。追加の規制改革事項として、小規模保育所の対象年齢の拡大が掲げられている。前回(第 23 回・9 月 9 日)の諮問会議において、東京都知事からも同様の提案があり、東京都を中心とする待機児童対策として極めて重要性の高いものであると有識者議員が提案している。(P12)

⇒残された岩盤規制改革の断行(「重点 6 分野」の推進)として、医療・福祉・教育分野等での「官民のイコールフティング」(株式会社立の各種施設の参入など)等を掲げ、重点的・集中的に実現に向けた審議を進めるべきとされている。また、関西圏国家戦略特別区域会議では、待機児童対策として、①特区内での保育所設置基準を自治体の判断と責任で決定(人員配置基準、面積基準等)、②特区内における「准保育士(仮称)」の創設、③保育にかかる情報公開、ガバナンス改革が提案され、検討が進められている。議論の状況等を把握・分析し、課題提起と対応をはかる必要がある。

◆地方分権改革有識者会議(第 26 回):平成 28 年度の提案募集

9 月 12 日:提案募集検討専門部会(第 45 回)との合同会議を開催し、平成 28 年度提案募集の重点事項に係る関係府省からの第 1 次回答と専門部会でのヒアリングの状況等をもとに議論した。

今後、12 月中の閣議決定を目指し、重点事項に関する提案団体からのヒアリングや提案募集検討専門部会と有識者会議での議論をもとに対処方針案をとりまとめる。(P12)

⇒今後の提案への政府としての対応方針の策定にあたっての重点事項としては、都市部での土地確保のための幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和や民生委員とは別の者が児童委員になることができるよう見直しが掲げられている。議論の状況等を把握・分析し、意見・課題提起と対応をはかる必要がある。

【社会福祉法人等】

◆地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)

10月4日:厚生労働省は、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(平成27年9月17日)や「一億総活躍プラン」(平成28年6月2日)などを踏まえ、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」(以下「実現本部」)を設置し、実現本部の下に、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり、市町村による包括的相談支援体制等について検討を行う「地域力強化ワーキンググループ」が設置したところである。

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めるため、具体的実例に基づく検討を行い、実現本部における議論に資するための検討会を設置・開催した。(P16)

⇒検討事項は、①住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりの在り方、②市町村による包括的な相談支援体制の整備の在り方、③寄附文化の醸成に向けた取組とされ、年内は論点にもとづく議論を進め中間とりまとめを行う予定であり、議論の内容を把握・検証するとともに、社会福祉法人・福祉施設と社協としての提言と課題提起を図る必要がある。

◆社会保障審議会福祉部会(第19回):政省令事項等

9月26日:改正社会福祉法の施行に向けた検討事項と今後の福祉人材確保専門委員会について議論した。

会計監査人の設置義務法人の範囲は、制度を円滑に導入し、より多くの社会福祉法人に安定的に根付かせていくためには、段階的に制度を導入することが適当とし、平成29度～平成30年度は、最終会計年度の収益30億円／負債60億円を超える法人と規定することが示された。

評議員の員数に係る経過措置は、法人が経営する施設の数にかかわらず、平成27年度決算の事業活動計算書におけるサービス活動収益を基準とし、当該収益の額については、全法人の収益の平均額である4億円を超えない法人とするとされた。

社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画については、社会福祉充実残額算定に関する意見と方向性が示され、10月中に財務規律検討会を開催し、結論を得るとされた。

社会福祉法人に対する指導監督の見直しについての考え方が示され、社会福祉法人に対する指導監督については、ガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、国の基準を明確化(ローカルルールは是正)し、指導監査の効率化・重点化を図るとしている。(P16)

⇒社会福祉法等改正法の平成29年4月施行事項に係る政省令の改正・発出は、パブリックコメントを経て、平成28年10月下旬～11月の予定とされている。社会福祉法人制度改革への対応及び、改正法の具体的な内容及び取組の課題等について、引き続き、全社協関係組織からの意見・要望と具体的な提案をしていく必要がある。

【高齢者】

◆社会保障審議会介護保険部会(第 66 回):軽度者支援等

10月12日:介護保険部会では介護保険制度の見直しに向けて、論点ごとに議論が進められている。第66回では、軽度者への支援、福祉用具・住宅改修等について議論した。

軽度者の支援については、訪問介護における生活援助の地域支援事業への移行などの見直し論点とされているが、市町村の事業負担への配慮や総合事業の検証の必要性などから地域支援事業への移行を見送る意見が多数を占めた。

次回(第67回)は10月19日に開催され、利用者負担、費用負担等について議論する予定である。(P21)

⇒介護保険制度の見直しについては、財政制度等審議会等でも議論が進められており、これらの内容を把握・分析するとともに、福祉施設・事業所の経営状況と高齢者(世帯)の生活の実態をもとに、意見・課題提起と対応をはかる必要がある。

◆公正取引委員会「介護分野に関する調査報告書」:特養への多様な事業者の参入

9月5日:公正取引委員会は、事業者の公正かつ自由な競争を促進し、もって消費者の利益を確保することを目的とする競争政策の観点から、介護分野の現状について調査・検討を行い、競争政策上の考え方を整理し、公表した。

介護分野について、1.多様な事業者の新規参入が可能となる環境、2.事業者が公平な条件下で競争できる環境、3.事業者の創意工夫が発揮され得る環境、4.利用者の選択が適切に行われ得る環境の整備、を論点として競争政策の観点からとりまとめを行っている。(P22)

⇒特別養護老人ホームへの株式会社等の参入や混合介護の弾力化などが提起されている。規制改革会議、国家戦略特別区域諮問会議等での議論の状況を継続的に把握・分析し、意見・課題提起と対応をはかる必要がある。

【障害者】

◆相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム

相模原市の障害者支援施設での殺傷事件(平成28年7月26日)が発生し、「障害者施設における殺傷事件への対応に関する関係閣僚会議」(同8月8日)が設置され、厚生労働大臣を中心に関係閣僚が協力して、様々な観点から必要な対策を早急に検討することとされた。厚生労働省は、当該事件の検証と再発防止策等を検討するための検討チームを設置した。

9月14日に中間とりまとめを公表し、平成28年秋頃の再発防止対策のとりまとめに向けて、再発防止策について議論が進められている。中間とりまとめについては、現段階で把握された事実関係に基づく検証結果を示すものであり、今後、さらに検証を進め、その結果を踏まえ再発防止策をとりまとめるとしている。(P25)

⇒検討会での再発防止策に係る議論を把握しつつ、福祉施設・事業所での安全確保と福祉人材の育成等の対応と取組を継続的にはかる必要がある。

【子ども・家庭】

◆「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」等の開催

厚生労働省は、児童福祉法の改正(平成 28 年 5 月 27 日)等を踏まえ、新たな社会的養護のあり方、児童相談所等の専門性の強化、市区町村の支援業務のあり方、児童虐待対応における司法関与と特別養子縁組制度の利用促進のあり方等の検討を行う検討会を設置・開催している。

1. 新たな社会的養護の在り方に関する検討会
2. 児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会
3. 子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ
4. 市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ (P25)

⇒児童福祉法等の改正にともない「社会的養護の課題と将来像」(平成 23 年 7 月)の全面的な見直しなどが予定されている。社会的養育の在り方などに関する今後の議論の状況等を把握・分析し、意見・課題提起と対応をはかる必要がある。

【生活困窮】

◆社会保障審議会生活保護基準部会(第 25 回):保護基準の検証等

厚生労働省は、生活扶助基準の 5 年に一度の検証(次回:平成 29 年)に向けた検討を開始した。なお、平成 27 年の骨太の方針において、平成 29 年の生活扶助基準の検証に合わせ、制度全般についても見直しの検討をするよう指摘されていることも踏まえた検討が進められる。

生活扶助基準のあり方については、平成 29 年 12 月の報告書のとりまとめに向け、平成 28 年末までに各課題の検証手法について議論し、その後データ分析や消費関連データ等の分析に基づく検証の実施と見直しの方向性が議論される。(P36)

⇒生活扶助基準の検証とともに、平成 30 年度に向けて、生活保護法及び生活困窮者自立支援法の改正を平成 29 年度に検討が進められる予定である。議論の推移を把握し、生活保護制度とともに生活困窮者自立支援制度の見直しに係る議論の推移を把握し、制度の見直しに向けて具体的な提案・要望をはかる必要がある。

◆生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会

10 月 6 日:厚生労働省は、社会保障審議会での議論の前段として、今後の生活困窮者自立支援のあり方等について論点整理を行うための検討会を設置・開催した。

生活困窮者自立支援法の附則に基づき、「経済・財政再生計画改革工程表」(平成 27 年 12 月 24 日)においては「2017 年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第 2 のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る 2018 年通常国会への法案提出を含む)」とされている。(P37)

⇒生活困窮者自立支援法の施行上の課題を中心に、今後の生活困窮者自立支援のあり方等に関して検討し、論点の整理を行うとしている。なお、検討会では、一億総活躍プラン(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)を踏まえ、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会での議論を念頭に置きつつ検討を進めるとしている。関連する議論の内容を把握・分析し、提言と課題提起と具体的な提案・要望を図る必要がある。

【予算】

◆平成 29 年度予算概算要求・税制改正要望

8 月 26 日：厚生労働省の平成 29 年度予算の概算要求額は、一般会計で 31 兆 1,217 億円、平成 28 年度比で 8,108 億円(2.7%)増となった。平成 29 年度予算概算要求では、成長と分配の好循環の実現に向けて、「ニッポン一億総活躍プラン」の高三本の矢、横断的課題である働き方改革と生産性向上に関する予算が重点的に要求・要望されている。

また、概算要求とあわせて示された税制改正要望においては、新たな事項として、保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置が掲げられた。平成 28 年度の与党税制改正大綱において検討事項とされている、子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設、医療に係る消費税の課税のあり方の検討等も要望されている。(P44)

⇒子ども・子育て支援新制度の実施（内閣府で要求）と社会的養護の充実や地域包括ケアシステムの構築等を内容とする平成 29 年度の「社会保障の充実」については、消費税 10% 引上げ延期にともなう対応を検討する必要があることなどから、事項要求の取り扱いとし、予算編成過程で検討される。また、一億総活躍社会の実現に向けた施策である保育士・介護人材（障害福祉人材を含む）の処遇改善等についても予算編成過程で検討するとされた。2020 年度の財政健全化目標を堅持しつつ歳出改革を進めるとの方向性が示されている。平成 29 年度以降の社会保障・社会福祉の財源確保がどのように図られるか把握・分析するとともに、予算確保に向けた取組を進める必要がある。

【人材確保】

◆社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会

10 月 5 日：同委員会がとりまとめた「2025 年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環の確立に向けて～」(平成 27 年 2 月 25 日)では、介護人材の類型化・機能分化については、実態を把握・検証し、具体的な検討・整理を進めること、また、平成 28 年度を目途に一定の方向性を示すべきとされているところであり、委員会での議論が再開された。

介護人材が担う機能とキャリアパス、社会福祉士のあり方が検討事項とされており、平成 29 年 3 月の報告書とりまとめに向け議論が進められる。(P50)

⇒議論の推移を把握・検証し、福祉人材の確保・育成・定着のための課題提起と提案・要望を図る必要がある。

1. 社会保障・財政・税制

《直近の動向》

➤ 2016.10.4 財政制度等審議会財政制度分科会：社会保障

- ▶ 平成 29 年度の予算編成等に関する建議に向けて、社会保障の総論と医療・介護保険改革について審議した。
- ▶ 「経済・財政再生計画」改革工程表をもとに、介護保険における利用者負担のあり方（年齢ではなく負担能力に応じた公平な負担）、介護の軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付のあり方が、医療・介護制度改革の視点と具体的な検討項目とされている。
- ▶ 審議では、医療・介護制度改革に関する具体的な項目をフォローし実行していく必要性に関する意見のほか、介護保険制度について、軽度者に係るサービスの効率化、生活援助サービスの適正化が非常に大切であること、また、軽度者に対する福祉用具貸与の地域差が大きいことに関する意見、事業者の利益も確保できるように、規制改革会議で検討されている混合介護などの可能性を考える必要があることなどが述べられた。

➤ 2016.8.2 「未来への投資を実現する経済対策」：閣議決定

- ▶ 民需主導の持続可能な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現につながる施策を中心とする「未来への投資を実現する経済対策」を閣議決定した。
- ▶ 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）の実現の加速化につながる施策として、子育て・介護環境の整備、若者への支援拡充と女性活躍の推進、社会全体の所得と消費の底上げを掲げ、各項目の具体的措置（第 3 章）を盛り込んでいる。
- ▶ 子育て・介護環境の整備では、保育・介護の受け皿整備（50 万人分の受け皿の前倒し整備）、保育士と介護人材の処遇改善、保育・介護の労働負担の軽減と生産性向上などに必要な予算措置を講じる。
- ▶ 本対策の事業規模は総額 28.1 兆円程度（財政措置 13.5 兆円程度）、うち「一億総活躍社会の実現の加速」の事業規模は 3.5 兆円程度（財政措置 3.4 兆円程度）である。
- ▶ 必要な予算措置は平成 28 年度補正予算及び、平成 29 年度当初予算に計上される。ただし、施策の実施にあたっては、平成 32 年度（2020 年度）の財政健全化目標は堅持するとしている。

《概要》

一億総活躍社会の実現の加速

(1) 子育て・介護の環境整備

① 保育・介護の受け皿整備

○平成 29 年度末（2017 年末）までの保育の受け皿の整備拡大（50 万人に上積み）、2020 年代初頭までの介護の受け皿の拡大（50 万人分以上）に必要な予算措置

【平成 28 年度補正予算、平成 29 年度当初予算、かつ継続実施】

② 保育士の処遇改善

○2%相当の処遇改善、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、全産業の女性労働者との賃金格差がなくなるよう 4 万円程度の追加的な処遇改善の実施

【平成 29 年度当初予算、かつ継続実施】

○全産業の男女労働者間の賃金差については、女性躍進推進法や同一労働同一賃金に向けた取

組を進めていくなかで、今後、全体として縮める。保育士についても必要に応じて更なる処遇改善

③介護人材の処遇改善

○キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均 1 万円相当の改善。

○障害福祉人材の処遇についても、介護人材と同様の考え方に立って対応

【平成 29 年度当初予算、かつ継続実施】

④保育・介護サービスを提供する多様な人材の確保措置の拡充

○介護職員や保育士の返還免除付の貸付事業について再就職支援措置を拡充、保育補助者の雇上支援の拡充措置、未就学児を持つ保育士に対する支援措置の創設等

⑤保育・介護の労働負担の軽減、生産性向上

○介護職員や保育士の労働負担を軽減し、生産性の向上を図るため ICT やロボット導入を推進。介護における行政が求める文書量を 2020 年代初頭までに半減。保育における保育記録・運営費申請等の書類の簡素化・自治体間のバラツキ解消等を推進

⑥雇用保険制度の見直し【必要な検討を経て、成案を得、平成 29 年度(2017 年度)から実現】

○雇用保険料や国庫負担の時限的な引下げ等

⑦育児休業期間の延長等【必要な検討を経て、成案を得、平成 29 年度(2017 年度)において実現】

○雇用継続のために特に必要と認められる育児休業期間の延長等を含めた両立支援策

⑧学校施設等の環境整備(耐震化・老朽化対策をはじめとした環境整備)

⑨キャリアアップ助成金の活用

等

(2)若者への支援拡充、女性活躍の推進

①給付型奨学金【平成 29 年度予算編成過程を通じて制度内容について結論を得、実現】

②無利子奨学金

○速やかに残存適格者を解消するとともに、低所得世帯の子供たちに係る成績基準を平成 29 年度(2017 年度)進学者から実質的に撤廃

③役員候補段階の女性を対象にしたリーダー育成研修の実施

④結婚支援の充実、地域共生社会の実現、女性の活躍推進を加速するための対策

等

(3)社会全体の所得と消費の底上げ

①働き方改革の推進

②年金受給資格期間の短縮(25 年→10 年)【平成 29 年度(2017 年度)中に確実に実施できるよう、所要の法案を提出】

③簡素な給付措置【平成 31 年(2019 年)9 月までの 2 年半分を一括して措置】

○平成 31 年(2019 年)10 月より消費税率引上げ後の低所得者対策、逆進性対策として、軽減税率を導入する。よって簡素な給付措置は終了する。

④雇用保険制度の見直し・再掲

等

* 財政制度等審議会財政制度分科会 ※財務省 HP

http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/index.html

* 「未来への投資を実現する経済対策」 ※内閣府 HP

http://www5.cao.go.jp/keizai/keizaitaisaku/20160802_taisaku.pdf

2. 経済・成長政策

《直近の動向》

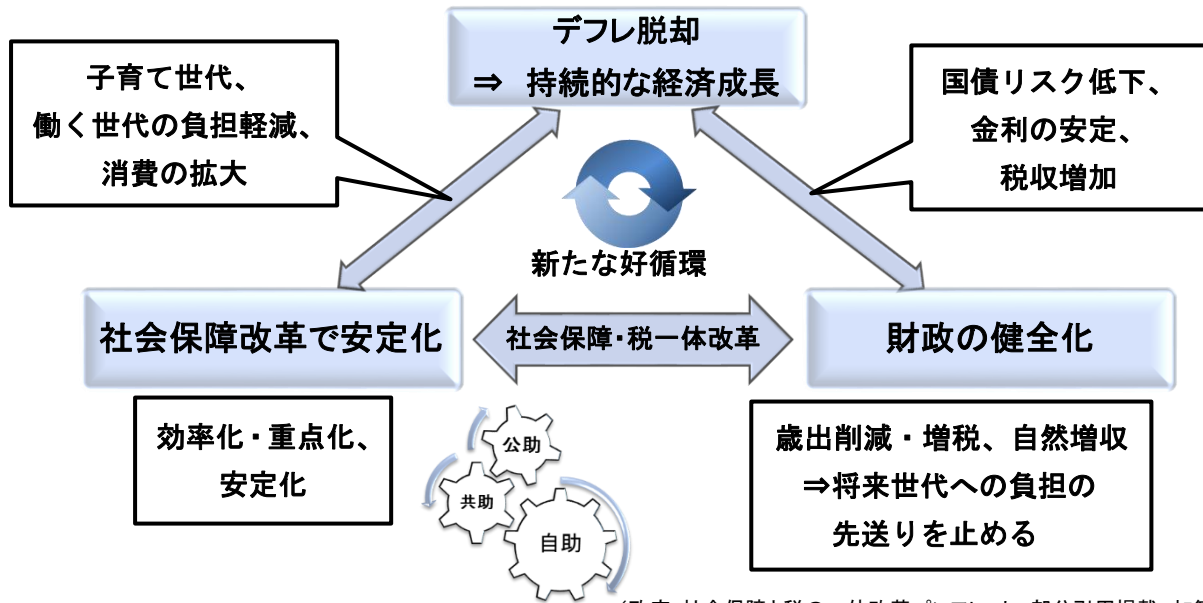
➤ 2016.9.30 経済財政諮問会議(第15回):経済構造を展望した改革

- ▶ 金融政策、物価等に関する集中講義とともに、働き方改革とマクロ経済、2030年の経済構造を展望した改革等について議論した。
- ▶ 2030年の経済構造を展望した改革の議論については、「2030年展望と改革タスクフォース」において、潜在成長率の引上げに向けたわが国が有するストックの質・量の確保、活用方策や優先分野への政策と財政政策と構造改革の組合せ等を中心に議論し、諮問会議の中心メッセージとして決定することが確認された。
- ▶ 「QOL・健康経営」について、医療・介護費の増加等の課題に対応するため、民間サービスとの連携などの構造改革(第3の矢)と予算・税における歳出改革を通じた効率化(第2の矢)が潜在成長力引上げの優先分野例として掲げられている。

* 経済財政諮問会議

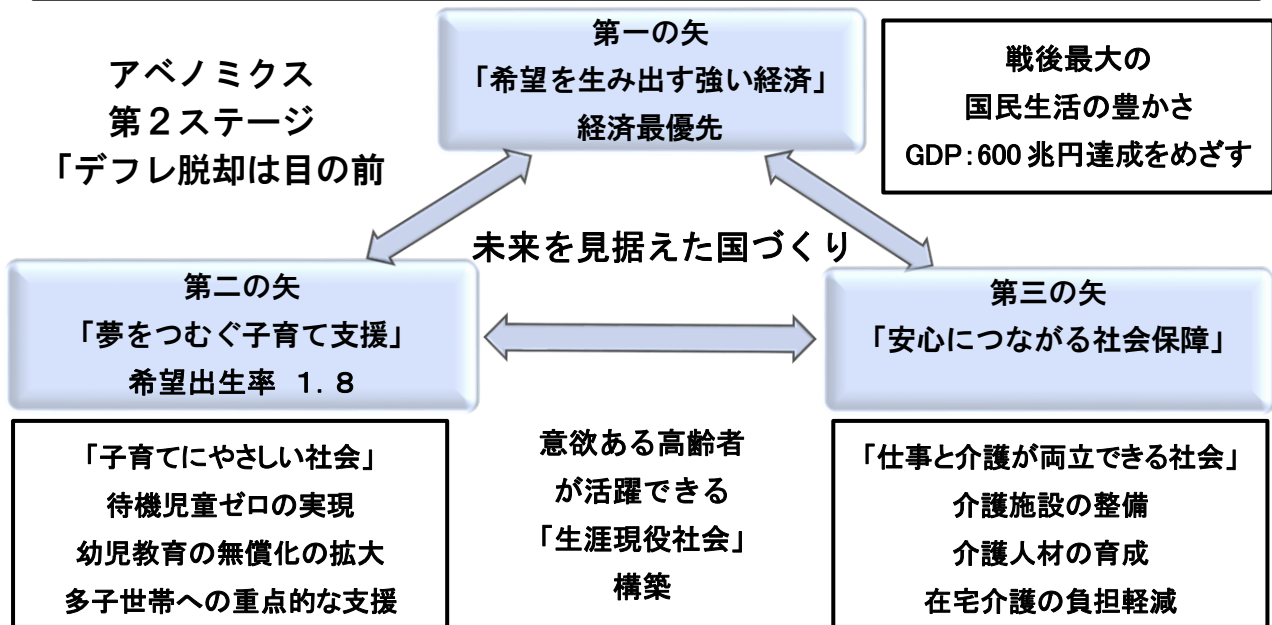
<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2016/index.html>

アベノミクス：金融・財政政策・成長戦略と社会保障制度改革



(政府：社会保障と税の一体改革パンフレット 部分引用掲載、加筆)

「ニッポン一億総活躍プラン 新三本の矢」(15.9.24)



(自民党 HP: 引用掲載、加工)

3. 規制改革・行財政・特区

《直近の動向》

➤ 2016.10.6 規制改革推進会議(第2回):会議の進め方等

- ▶ 会議の進め方や「規制改革ホットライン」集中受付の実施等について議論した。
- ▶ 規制改革推進会議は、当面の重要事項(規制改革実施計画のフォローアップを含む)を決定し、平成29年6月までの約1年間をサイクルとして審議を進め、答申をとりまとめる。
- ▶ 会議には「農業」、「人材」、「医療・介護・保育」、「投資等」の4つのワーキンググループ(WG)を設置し、検討を進める。
- ▶ 当面の重要事項として、介護サービス改革が掲げられ、介護サービスの多様化として、介護保険給付と保険対象外のサービス(自己負担)の組合せによる混合介護の実施などを検討するとし、介護事業者への新たな需要が期待されるとの意見があった。また、担い手の多様化(特養の担い手の拡大等)が具体的な事項とされている。
- ▶ 規制改革実施計画において閣議された事項のうち、医療・介護・保育WG関連では、診療報酬の審査の効率化と統一性の確保が重点的なフォローアップ事項とされている。
- ▶ 規制改革ホットラインについては、認知度を一層向上させ、国民や企業等からさらに多くの提案を募集すること目的として集中受付(期間:平成28年11月1日(火)～11月30日(水))を実施することが報告された。日常生活・仕事や事業活動において不便を感じている、あるいは改善を図るべきだと考える規制・制度について、具体的な提案を幅広く募集する。

* 規制改革推進会議

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/>

4. 地方分権改革

《直近の動向》

➤ 2016.10.4 国家戦略特別区域諮問会議(第24回):規制改革事項の追加

- ▶ 区域の認定及び重点分野・重点課題に係る規制改革事項の追加について議論した。
- ▶ 追加の規制改革事項として、小規模保育所の対象年齢の拡大が掲げられている。前回(第23回・9月9日)の諮問会議において、東京都知事からも同様の提案があり、東京都を中心とする待機児童対策として極めて重要性の高いものであると有識者議員が提案している。
- ▶ 小規模保育所と同程度の規模の「企業主導型保育事業」では、0～5歳までを一貫して受け入れていることから、本件は保育の質に影響を与えないものと考えられる。都市部における待機児童問題の深刻さにかんがみ、明確な判断基準の下、東京都などの自治体がリードする形で、特区における実現を早急に図るべきであるとしている。
- ▶ また、国と東京都が連携・協力して国家戦略特区を活用した規制改革等を推進するため「東京特区推進共同事務局」を同日付で立ち上げた。
- ▶ 前回(第23回)の諮問会議で有識者議員は、残された岩盤規制改革の断行(「重点6分野」の推進)として、医療・福祉・教育分野等での「官民のイコールフットイング」(株式会社立の各種施設の参入など)等を掲げ、重点的・集中的に実現に向けた審議を進めるべきと提案している。
- ▶ とくに、関西圏国家戦略特別区域会議では、待機児童対策として、①特区内での保育所設置基準を自治体の判断と責任で決定(人員配置基準、面積基準等)、②特区内における「准保育士(仮称)」の創設、③保育にかかる情報公開、ガバナンス改革が提案され、検討が進められている。

➤ 2016.9.6 地方分権改革有識者会議(第26回):平成28年度の提案募集

- ▶ 提案募集検討専門部会(第45回)との合同会議を開催し、平成28年度提案募集の重点事項に係る関係府省からの第1次回答と専門部会でのヒアリングの状況等をもとに議論した。
- ▶ 今後、12月中の閣議決定を目指し、重点事項に関する提案団体からのヒアリングや提案募集検討専門部会と有識者会議での議論をもとに対応方針案をとりまとめる。

《重点事項の概要》

地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの

(一億総活躍社会の実現)

「特別養護老人ホーム」と「障害者向けのグループホーム」の合築に関する規制緩和

《関係府省からの1次回答の概要》

- 規制の根拠として指摘されている省令の規定は都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準であることから、国による都道府県に対する規制はなく、都道府県と提案団体が協議の上、**都道府県が地域の実情を踏まえて基準の内容を判断すべきもの**である。
- 実際に静岡県や広島県などでは、特別養護老人ホームと障害者向けのグループホームを同一建物内に整備することを認めていると承知している。

サテライト型養護老人ホームの設置基準の見直し

《関係府省からの1次回答の概要》

- 養護老人ホームにおける今後の果たすべき役割を視野に入れつつ、他の施設類型との比較の必要性も踏まえ、関係団体や自治体等の意見を幅広く聴取しながら検討を行い、**平成29年度中に結論を得ることとし、そ**

の結果に基づいて必要な措置を講ずる。
指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の共用に関する規制緩和
《関係府省からの1次回答の概要》 ○指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂としての機能を十分に発揮し得る適当な広さを有している場合にまで、共用することを認めないとする趣旨ではないため、<u>解釈通知について必要な見直しを検討</u>する。
(子ども・子育て支援関係)
幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和(都市部での土地確保、3階以上の保育室等)
《関係府省からの1次回答の概要》 ○幼保連携型認定こども園は学校教育を行う施設であり、園庭は、子どもたちの興味や関心を屋外にも向かせ、遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるという重要な教育的役割を担っていることから、子どもが必要な時に保育室と自由に出入りできる園舎と隣接した位置に一定の面積を設けることを求めているところであり、<u>園庭の位置及び面積の要件を緩和することは、幼児教育の目的の達成に重大な支障を及ぼしかねない</u>ものである。 ○3歳以上の園児の保育室の設置階については、園庭と同様、教育的観点(3階以上だと園庭が身近な環境とならない)から、幼稚園設置基準と同様に2階以下としており、<u>無条件で3階以上の保育室の設置を認めることは、幼児教育の目的の達成に重大な支障を及ぼしかねない</u>ものである。 ○なお、都市部の保育所からの移行等を鑑み、屋上等に所定の要件を満たした園庭を設けている場合に限り、例外的な取扱いとして3階以上に3歳以上の園児の保育室の設置を認めることとしているところである。
子ども・子育て支援新制度下における保育短時間制度の見直し
《関係府省からの1次回答の概要》 ○区分を統一することは、保護者にとって保育サービス利用に当たっての選択肢の幅を狭めるものである。 ○また、子育ての一義的責任は保護者が有するものであり、保育の実施に当たっては保護者がその就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすること、という子ども・子育て支援新制度の理念に反するものであり、<u>対応は困難</u>である。
施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲
《関係府省からの1次回答の概要》 ○処遇改善等加算の認定については、①従前の民間施設給与等改善費における対応、②平均勤続年数の算定に当たっては、市町村を超えて情報を集約することが必要、③教育・保育の提供に当たって必要な人材の確保や資質向上に対する関与の必要性、といった要素を考慮し、都道府県が認定する仕組みとなっており、「子ども・子育て会議」における議論を経て決定したものであることから、今回の提案を踏まえ同会議に諮った上で、<u>対応を検討</u>する。
家庭的保育事業等における食事提供の搬入施設の緩和及び連携施設に関する経過措置の延長
《関係府省からの1次回答の概要》 ＜搬入施設の緩和について＞ ○保育サービスの提供において、食に関する取組を積極的に進めていくことが求められていること、3歳未満児はそれぞれの子どもによって発育状況の差が大きく、アレルギー対応についても特段の注意が必要であること等を踏まえ、家庭的保育事業等については細かい配慮が可能な自園調理を原則としており、食育の重要性、食の安全性の確保・配慮への視点を欠く本要望に対して<u>対応することは困難</u>。 ＜経過措置の延長について＞

○当該事業における連携施設の設定は、卒園後の保育の受け皿が確保されるだけでなく、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みであり、経過措置を延長することは、いわゆる「3歳の壁」の問題をより一層深刻化するものであるとともに、連携施設が保育内容の補完、代替保育の提供など、家庭的保育事業等の質の向上に当たって特に重要なものであることにも鑑みれば、<u>対応は困難</u>。
病児保育事業に係る要件の緩和 《関係府省からの1次回答の概要》 ○保育士は、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う保育の専門家であり、その資格を有して業務に従事している。 ○看護師は傷病者等に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者であり、保育の専門家とはいえない。 ○ファミリー・サポート・センター会員は子育て支援に必要な基本的な知識・技術を習得する講習のみを受講した者であり、保育の専門家とはいえない。 ○本提案のような保育士不在の状況を生む配置要件の緩和は、保育の質の低下を引き起こしかねず、病児保育事業がとりわけ保育の質への配慮が求められる事業であることにも鑑みれば、<u>対応は困難</u>。
一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先の市町村への変更並びに立入検査事務の市町村への移譲 《関係府省からの1次回答の概要》 ○事業規制としての指導監督に当たっては、広域的な病児保育事業や一時預かりの状況、専門的な見地からの指導を行うことが必要であることから、広域自治体でありかつこれまで病児保育事業・一時預かり事業を実施してきた専門的な知見の蓄積のある都道府県を届出先及び指導監督実施主体としているものであり、<u>対応は困難</u>。
延長保育又は一時預かりと放課後児童クラブを併設運営する場合の職員配置基準等の緩和 《関係府省からの1次回答の概要》 ○延長保育(又は一時預かり)及び放課後児童クラブについては、目的や制度内容が異なるものであり、そうした違いを考慮せず、人材不足への対応の観点から一方の施設に児童を集約することは、両サービスの質の低下と運営への支障をもたらしかねず、<u>対応は困難</u>。
都道府県が行う「放課後児童支援員認定資格研修」に関する受講免除等の要件緩和等 《関係府省からの1次回答の概要》 ○平成27年4月に施行した子ども・子育て支援新制度のもとで研修制度の導入を行ったところであり、<u>研修の免除は</u>、児童の生活のケアを行う支援員の質の低下につながるおそれがあるため<u>対応困難</u>。 ○現に放課後児童クラブで補助員として働いている<u>子育て支援員の研修受講に必要な従事年数の取扱い</u>については、実施状況なども踏まえつつ、<u>検討の余地がある</u>。
指定障害児通所支援事業者の指定等の権限の都道府県から中核市への移譲 《関係府省からの1次回答の概要》 ＜指定障害児通所支援事業者の指定、指定の更新、勧告、命令、指定の取消し等の権限等について＞ ○事務負担の増等について、提案主体である大分市以外の他の中核市や中核市市長会の意見を聞きながら<u>検討を進める</u>。 【具体的な実施方法】 地方自治法施行令第174条の49の2等の改正を行う。 ＜指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出・報告の受理、勧告、命令等の権限について＞ ○業務管理体制の整備に関する届出の受理等の事務については、指定障害児通所支援事業者の指定等の

権限を持つ者が包括的・一体的に行うことが適切と考えており、当該指定等の権限の中核市への移譲に係る検討と併せて<u>検討を進める</u>。 【具体的な実施方法】 児童福祉法第 21 条の 5 の 25 等の改正を行う。
民生委員とは別の者が児童委員になることができるよう見直し
《関係府省からの1次回答の概要》 ○児童に関する問題は、その保護者が抱える問題と一体となることが多く、保護者が抱える問題については民生委員としての立場で対処することになる。児童に関する問題に機動的に対応するためには、<u>児童委員と民生委員が兼ねている体制が最も望ましいもの</u>と考えている。 ○また、多様な世帯が存在するため、民生委員と児童委員が別々に訪問することは家庭の負担になることも懸念される。
* 国家戦略特別区域諮問会議 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/shimonkaigi.html * 地方分権改革有識者会議 http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kaigi/kaigikaisai/kaigikaisai-index.html

5. 社会福祉法人等

《直近の動向》

➤ 2016.10.4 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)

- ▶ 厚生労働省は、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(平成 27 年 9 月 17 日)や「一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月 2 日)などを踏まえ、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」(以下「実現本部」)を設置し、実現本部の下に、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり、市町村による包括的相談支援体制等について検討を行う「地域力強化ワーキンググループ」が設置したところである。
- ▶ 「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めるため、具体的事例に基づく検討を行い、実現本部における議論に資するための検討会を設置・開催した。
- ▶ 検討事項は、①住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりの在り方、②市町村による包括的な相談支援体制の整備の在り方、③寄附文化の醸成に向けた取組とされ、年内は論点にもとづく議論を進め中間とりまとめを行う予定である。

《論点・案》

1. 今後の福祉ニーズを踏まえて、住民の立場から見て「目指すべき地域」とはどのようなものか。
2. なぜ「小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制」が必要なのか。
3. 「目指すべき地域」のために、地域においてどのような機能が必要か。
4. 多機関の協働による包括的支援体制をどのように作っていくか。
5. 地域において課題を解決するための取組の一環として「寄附文化の醸成」をどのように考えるべきか。
6. 地域課題の解決力強化と総合的な相談支援体制づくりを全国展開するうえで留意すべきこと等は何か。

➤ 2016.9.26 社会保障審議会福祉部会(第 19 回):政省令事項等

- ▶ 改正社会福祉法の施行に向けた検討事項と今後の福祉人材確保専門委員会について議論した。
- ▶ 施行にともなう政省令事項の案が示され、パブリックコメント(意見募集期間:10 月 26 日まで)を経て、10 月下旬から 11 月を目処に政省令が公布される予定である。
- ▶ 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画については、社会福祉充実残額算定に関する意見と方向性が示され、10 月中に財務規律検討会を開催し、結論を得るとされた。
- ▶ 社会福祉法人に対する指導監督の見直しについての考え方が示され、社会福祉法人に対する指導監督については、ガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、国の基準を明確化(ローカルルールは是正)し、指導監査の効率化・重点化を図るとしている。
- ▶ なお、福祉人材確保専門委員会については、同委員会がとりまとめた「2025 年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環の確立に向けて～」(平成 27 年 2 月 25 日)において、介護人材の類型化・機能分化については、実態を把握・検証し、具体的な検討・整理を進めるべきとされ、平成 28 年度を目途に一定の方向性を示すべきとされており、福祉部会において検討課題等が確認された。

《改正社会福祉法の施行に向けた政省令事項(案)・概要》

1. 会計監査人の設置義務法人の範囲

○会計監査人制度を円滑に導入し、より多くの社会福祉法人に安定的に根付かせていくためには、段階的に制度を導入することが適当。

・平成 29 年度、平成 30 年度は、収益 30 億円を超える法人又は負債 60 億円を超える法人

・平成 31 年度、平成 32 年度は、収益 20 億円を超える法人又は負債 40 億円を超える法人

・平成 33 年度以降は、収益 10 億円を超える法人又は負債 20 億円を超える法人

と段階的に対象範囲を拡大。

ただし、段階施行の具体的な時期及び基準については、平成 29 年度以降の会計監査の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。

【政令で規定する事項】

○会計監査人設置の基準を、最終会計年度の収益 30 億円／負債 60 億円を超える法人と規定

2. 評議員の員数に係る経過措置

○法人が経営する施設の数にかかわらず、平成 27 年度決算の事業活動計算書におけるサービス活動収益を基準とし、当該収益の額については、全法人の収益の平均額である 4 億円を超えない法人とする。

【政令で規定する事項】

○評議員に関する経過措置(3 年間は 4 人以上とするもの)の対象となる法人の基準を、収益 4 億円を超えない法人と規定

3. その他、政令で規定する事項

○社会福祉法人等の資産の総額の変更に係る登記の期限の変更(組合等登記令の一部改正)

資産の総額に変更があったときの登記の期限について、会計年度の終了後「二月以内」としているものを「三月以内」と改正する。

4. 省令で規定する主な事項

(1) 評議員等と特殊の関係を有する者

○評議員等と特殊の関係があることにより、評議員等になることが制限される者について、公益認定法の規定に準拠し、事実婚の関係にある者、評議員等の使用人となっている者、支配している他の法人の役員である者等を規定する。

※法律(改正後の社会福祉法)では、特殊の関係を有する者として、配偶者及び三親等以内の親族が規定されている。

(2) 控除対象財産額

○控除対象財産額を算出するために合計する財産として、事業の継続に必要な財産(社会福祉事業等の実施に必要な財産、当該財産のうち固定資産の再取得等に必要な額に相当する財産及び最低限必要な運転資金)を規定する。(詳細及び係数については通知に記載)

(3) 社会福祉充実計画について

○社会福祉充実計画について、

・計画への記載事項(法人の基本情報や資金計画等)

- ・計画の変更に当たって、所轄庁の承認を要せず、届出のみで足りる軽微な変更事項(事業の種類、実施地域、実施期間や、社会福祉充実計画に係る重要事項以外のもの)などの基本的事項を規定する。(詳細については通知に記載)

5. 施行期日

○平成 29 年 4 月 1 日

※政省令案は、今後パブリックコメントを行い、本年 10 月下旬～11 月目途に公布。

《「社会福祉充実残額」及び「社会福祉充実計画」・概要》

意見の概要	検討の方向性
○基本財産に組み入れた剰余金は、控除対象財産とすべきではないか。	◆剰余金の基本財産への組み入れは、法人の裁量で計上することが可能であり、客観的に事業継続に必要な財産と判断できないことから、控除対象財産とはしない方向。
○平均的な自己資金比率算出に使用したデータは、福祉医療機構の融資を利用した施設のデータであり、当該融資を利用しない施設は含まれていない。したがって、自己資金比率は低めに出ていることが想定されることから、比率を高めを設定する必要があるのではないか。	◆自己資本比率については、客観的なデータに基づいて設定する必要があるが、現時点で入手可能なデータが、福祉医療機構の融資を利用した施設のデータであることから、これを利用したものである。ご指摘のとおり、福祉医療機構の融資を受けていない施設もあることから、現在、調査研究事業を実施し、福祉医療機構の融資を受けていない施設も含めた建設時自己資金比率等の実態把握を行っているところであり、これを踏まえ、一般的な自己資金比率を設定する方向。
○再生産に必要な資金として、法人が計上した積立金(人件費積立金を含む)を全額控除対象財産とすべきではないか。	◆各種積立金については、法人の裁量により計上することが可能であり、必ずしも事業継続に必要な最低限の財産とはいえないことから、控除対象財産とはしない方向。
○減価償却期間よりも早く施設の建替を行う場合も想定されることから、社会福祉充実残額はこれに充てるため、できる限り留保することを容認すべきではないか。	◆施設の建替を行う時期は、立地や施設の態様等により多様であることから、定量的かつ公平に再生産費用を算定するため、会計基準(大蔵省令を引用)で定められた減価償却期間を基準として建替費用の算定をする方向。なお、これをもって減価償却期間前に施設の建替を行えないということではない。
○運転資金については、措置(運営)施設であっても、補助金・委託費の入金と支払いにタイムラグがあったり、緊急的に必要な支出がある場合も考えられることから、年間事業活動支出金の1月分では少ないのではないか。	◆運転資金については、サンプル調査結果を踏まえ、年度末時点で1月程度の運転資金を保有していれば、活動に支障がないことから、「年間事業活動支出金+事業未収金」としたところであるが、指摘されるようなケースも考えられることから、ご意見も踏まえ検討する。

《社会福祉法人に対する指導監督の見直し・対応案》

1. 指導監査要綱の見直し、監査ガイドラインの作成・周知

- 法令、通知で明確に定められた事項を原則とし、監査事項の整理・簡素化を図る。併せて、監査の確認事項や指導監査の基準を明確化したガイドラインを作成し、所轄庁へ通知するとともに法人にも周知を図る。

2. 会計監査人監査導入に伴う行政監査の省略・重点化

○指導監査要綱の見直しの際、会計監査人監査において確認する会計管理に関する監査事項の重複部分を省略し、監査の重点化を図る。

3. 監査周期等の見直しによる重点化

○前回の監査結果等を踏まえ、経営組織のガバナンスの強化等が図られている等、良好と認められた法人に対する監査の実施周期を延長。一方、ガバナンス等に大きな問題があると認められる法人に対しては、毎年度監査を実施するなど、指導監査の重点化を図る。

4. 監査を担う人材の育成

○社会福祉法人に対する指導監査が法定受託事務であることを踏まえ、監査ガイドライン等により、所轄庁職員を育成するためのプログラムを作成し、平成 29 年度より研修を実施する。

➤ 2016.9.15 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について：通知・発出

▶ 厚生労働省は、神奈川県相模原市の障害者支援施設での事件発生にともない、社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について、点検項目などを含む通知を発出した。

《概要》

1. 地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図るためには、当該施設の防犯設備による補完・強化はもとより、日頃から利用者が地域に出て活動し、ボランティア、地域住民、関係機関・団体等と顔の見える関係づくりをして、一人ひとりの存在を知ってもらうことが極めて重要である。そのため、施設開放など地域の関係者との交流に向けた諸活動については、防犯に係る安全確保に留意しつつ、これまで以上に積極的に取り組むことが重要である。また、利用者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出たりすることのないよう留意すること。

2. 防犯に係る安全確保に当たっては、都道府県、市町村と各社会福祉施設等は、企図的な不審者の侵入を中心とした様々なりスクを認識した対策（例えば、不審者情報について、夜間、休日を含め迅速な連絡・情報交換・情報共有が無理なくできる体制づくり等）を検討すること。

また、都道府県・市町村においては、各社会福祉施設等と、管内の警察、福祉事務所、児童相談所、保健所等の関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員その他各種関係団体等との間の連携体制を構築するため、定期的な意見交換の場を設定したり、防犯などに係る研修会・勉強会を実施したりするなどし、防犯に係る安全確保のための協力要請や情報交換が容易になるよう配慮すること。加えて、近接する都道府県・市町村間等（交通事情や不審者等の生活圈等に鑑み、必要に応じ、都道府県境を越える場合を含む。）で不審者等に関する情報を相互に提供しあう体制を構築すること。

3. 管内の施設等の周辺における不審者等の情報が入った場合には、都道府県・市町村は、事前に構築した連携体制に沿って、速やかに各社会福祉施設等に情報を提供すること。また、特定の施設等の利用者に対して危害が及ぶ具体的なおそれがある場合は、防犯措置を更に強化しつつ、警察に対し、緊急時の対応について確認しておくなど、防犯に係る安全確保のための措置を徹底すること。さらに、緊急時に連絡を受けた場合には、関係機関等とも連携し、直ちに職員を派遣するなど、施設等に

おける防犯に係る安全確保を支援する体制を構築すること。

4. 別添の点検項目については、社会福祉施設等全般に共通する内容として考えられる事項を分類し、整理したものであり、全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならないという趣旨ではない。
- 各施設等における実際の対策の検討・実施に当たっては、施設種別や地域の実情に応じて適宜の追加・修正の上、当該施設等において点検項目を作成し、職員等に配付し、研修をすることが望ましいこと。

＊地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=383233>

＊社会保障審議会福祉部会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126700>

＊社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=350348>

＊社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について ※WAM ネット

<http://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=3750&ct=060070190>

＊経営情報の公開への対応 ※全国社会福祉法人経営者協議会 HP

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

6. 高齢者

《直近の動向》

➤ 2016.10.12 社会保障審議会介護保険部会(第66回):軽度者支援等

- ▶ 軽度者への支援、福祉用具・住宅改修等について議論した。
- ▶ 軽度者の支援については、訪問介護における生活援助の地域支援事業への移行などの見直し議論点とされているが、市町村の事業負担への配慮や総合事業の検証の必要性などから地域支援事業への移行を見送る意見が多数を占めた。
- ▶ 次回(第67回)は10月19日に開催され、利用者負担、費用負担等について議論する予定である。

《論点》

1. 軽度者への支援

- 軽度者に対する訪問介護における生活援助やその他の給付の地域支援事業(総合事業)への移行に関しては、まずは介護予防訪問介護と介護予防通所介護の総合事業への移行や、「多様な主体」による「多様なサービス」の展開を着実に進め、事業の把握・検証を行った上で、その状況を踏まえて検討を行うべきではないか。
- 軽度者に対する訪問介護における生活援助やその他の給付について、利用の実態等を踏まえつつ、自立支援や重度化防止といった介護保険の理念や制度の持続可能性の観点から、どのような方策が考えられるか。例えば、次回介護報酬改定において、訪問介護における生活援助については、要介護度に関わらず、生活援助を中心にサービス提供を行う場合の人員基準の見直し等を行うことも考えられるか。
- 訪問介護における生活援助やその他の給付についての負担のあり方に関しては、要支援・要介護度に応じて違いを設けることについて、どのように考えるか。

(軽度者の利用者負担に関する主な議論の内容)

- ・生活援助などは軽度者の生活に必要なものであり、重度化防止の観点からも給付の削減は反対。
- ・早期発見を通じた重度化防止が重要であり、利用抑制により重度化が進みかえって費用がかかる。
- ・要介護の程度によって自己負担の引き上げや新たな利用者負担の導入を検討する時期に来ている。
- ・給付の内容に応じて自己負担の割合に差を付けることも検討すべき。

2. 福祉用具・住宅改修

◆福祉用具貸与・特定福祉用具販売

- 福祉用具貸与の価格について、給付費請求データに基づいて全ての福祉用具の貸与価格情報を把握し、全国レベルでホームページにおいて公表する仕組みを作ってはどうか。
- 利用者が、自立支援や状態の悪化の防止に資する適切な福祉用具を選択できるよう、福祉用具専門相談員が、貸与価格情報等を用いて貸与しようとする製品の価格・特徴等を利用者に説明すること、及び複数の製品を提示することを義務づけてはどうか。併せて、利用者に交付しなければならない福祉用具貸与計画書を介護支援専門員(ケアマネジャー)にも交付することとしてはどうか。
- 福祉用具貸与価格に、極端な価格差が生じないようにするため、極端に高い額を貸与価格とする場合には、あらかじめ保険者の了解を必要とすることとしてはどうか。また、貸与事業者に対し、介護給付費請求書の適切な記載方法の徹底を図ってはどうか。

◆住宅改修

○住宅改修の内容や価格を、保険者が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するため、

- ・ 事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式(改修内容、材料費、施工費の内訳が明確に把握できるもの)を、国が示すこととしてはどうか。
- ・ 複数の住宅改修事業者から見積りを取るよう、介護支援専門員(ケアマネジャー)が利用者に対し説明することとしてはどうか。

○建築の専門職やOT・PT・福祉住環境コーディネーター・その他住宅改修に関する知見を備えた者が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を広く紹介してはどうか。

◆共通事項

○その他、福祉用具や住宅改修が、利用者の自立支援、状態の悪化の防止、介護者の負担軽減等の役割を果たしていることも考慮した上で、価格設定や保険給付の対象範囲、利用者負担のあり方等について、どのように考えるか。

➤ 2016.10.12 社会保障審議会介護給付費分科会(第131回):介護人材の処遇改善等

- ▶ 介護人材の処遇改善と平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(平成28年度調査)の調査票等について議論した。
- ▶ 介護人材の処遇改善については、介護人材の労働や介護職員処遇改善加算の状況、介護人材の賃金等(他職種・他産業との比較)を踏まえ、介護報酬上の評価などの論点をもとに協議した。
- ▶ 介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査については、9月23日の社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会(第12回)での議論をもとに、調査テーマや平成27年度以降の調査の実施における基本的な考え方(案)を確認した。

《介護人材の処遇改善の論点》

○介護人材の処遇改善については、平成21年度介護報酬改定以降、多くの取組を行ってきたが、その賃金については、他職種・他産業と比べて未だ低い傾向にあるという現状を踏まえ、今後とも確実な処遇改善を担保していくためには、どのような仕組みが考えられるか。

○平成27年度介護報酬改定で措置した1.2万円相当の上乗せ評価に加え、「ニッポン一億総活躍プラン」及び「未来への投資を実現する経済対策」では、平成29年度より実施する月額平均1万円相当の処遇改善と併せて「キャリアアップの仕組み」を構築することとされているが、具体的にどのような対応が考えられるか。処遇改善を介護報酬で対応するため、事業所における「キャリアアップの仕組み」を評価することが考えられるが、介護職員の職場定着を図る必要性、介護福祉士等の役割の増大や処遇の状況、介護職員の昇給や評価を含めた賃金制度の整備・運用状況などを踏まえ、どのような仕組みを報酬上の評価の対象とすべきか。

○上記の他、介護職員処遇改善加算の在り方について、どのように考えるか。

➤ 2016.9.5 公正取引委員会「介護分野に関する調査報告書」:特養への多様な事業者の参入

- ▶ 公正取引委員会は、事業者の公正かつ自由な競争を促進し、もって消費者の利益を確保することを目的とする競争政策の観点から、介護分野の現状について調査・検討を行い、競争政策上の考え方を整理し、公表した。

- ▶ 介護分野について、1.多様な事業者の新規参入が可能となる環境、2.事業者が公平な条件の下で競争できる環境、3.事業者の創意工夫が発揮され得る環境、4.利用者の選択が適切に行われ得る環境の整備、を論点として競争政策の観点からとりまとめを行っている。
- ▶ 公正取引委員会としては、引き続き介護分野における制度改革や運用の動向を注視するとともに、必要に応じてフォローアップ調査を実施するなど、競争環境の整備に向けた競争唱導活動を行っていく方針であるとしている。
- ▶ なお、競争政策は、事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境を整備することにより、事業者間の競争を促進し、これによって、消費者に良質な商品・サービスが提供されることを確保するとともに、消費者がそれを比較・選択することを通して、事業者の商品・サービスの質の更なる改善を促すことを目指すものである。また、このような競争政策の観点から介護分野の考え方を整理することとは、介護サービスの供給量の増加や質の向上が図られることにつながると考えられるとしている。

《概要》

1. 多様な事業者の新規参入が可能となる環境の整備

(1)提供主体等による規制

＜特別養護老人ホームの開設主体に係る参入規制＞

○医療法人、株式会社等が社会福祉法人と対等の立場で参入できるようにすることが望ましい(あわせて、補助制度・税制等に関するイコールフットイングについても要検討。)

【段階的な緩和も考えられる】

例：①社会医療法人等の医療法人

⇒②社会福祉法人と株式会社等の共同出資会社

⇒③株式会社等

＜指定管理者制度＞

○自治体は、自らが設置する特別養護老人ホームにおいて、株式会社等を指定管理者とするように、指定管理者制度を積極的に活用していくべき。

(2)需給調整を目的とした規制

＜総量規制＞

○自治体は、総量規制を適切に運用すべき。あわせて、具体的な事業者の選定に当たっては、選定基準を明確化し、客観的な指標に基づいて選定を行うなど、恣意性の排除を図るとともに、選定の透明性を図るべき。

2. 事業者が公平な条件の下で競争できる環境の整備

(1)補助制度

＜自治体独自の補助制度＞

○法人形態を問わず公平な補助制度とすべき。

＜特別養護老人ホームに対する補助＞

○公益的な役割を果たすために必要な範囲で行われるべきであり、それを超える過剰な補助は好ましくない。

(2)税制

＜税制上の優遇措置等＞

○制度の基本的枠組みは維持するとしても、優遇の差を狭める方向で見直しを検討することが望ましい。

(3)社福軽減事業

<実施対象>

○自治体は、法人形態を問わず利用できるようにすることが望ましい。

3. 事業者の創意工夫が発揮され得る環境の整備

(1)混合介護の弾力化

○「混合介護の弾力化」を認めることにより、事業者の創意工夫を促し、サービスの多様化を図ることが望ましい。

(2)「混合介護の弾力化」の具体例

<保険内外のサービスの同時一体的な提供>

○保険内サービスの提供時間内に利用者の食事の支度に併せて、帰宅が遅くなる同居家族の食事の支度も行うことで、低料金かつ効率的にサービスを提供できるようになる可能性がある。

<サービスの質に応じた料金徴収>

○利用者が特定の訪問介護員によるサービスを希望する場合に、指名料を徴収した上で派遣することが可能となる。

(3)解釈・運用の明確化、予見可能性の確保

○国は、自治体により事業者の創意工夫を妨げるような運用が行われることがないよう、制度の解釈を明確化し、事業者の予見可能性や透明性を高めるべき。

4. 利用者の選択が適切に行われ得る環境の整備

(1)情報公開

<事業者に対して>

○利用者が入手しやすい方法により、更に積極的な情報公開を期待。

<自治体に対して>

○利用者が求める情報を把握し、公開されている情報とのギャップをなくす仕組みの構築や、苦情等の対応機関との一層の連携を期待。

<国に対して>

○介護サービス情報公表制度の抜本的な見直しを含めて、その在り方について検討すべき。

(2)第三者評価

<自治体に対して>

○対象サービスをできるだけ拡大し、事業者が受審できる体制を整えとともに、受審を促進するための積極的な施策を講じるべき。

<事業者に対して>

○必要性等を十分に認識し、積極的な受審や結果の公表に努めるべき。

○加えて、信頼性を確保するために、評価機関の資質向上や評価の公表性の確保等が図られる仕組みが構築されるべき。

* 社会保障審議会介護保険部会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126734>

* 社会保障審議会介護給付費分科会／同介護報酬改定検証・研究委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126698>

* 公正取引委員会 介護分野に関する調査報告書

http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h28/sep/160905_1.html

7. 障害者

《直近の動向》

➤ 2016.10.13 相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム

- ▶ 相模原市の障害者支援施設での殺傷事件(平成 28 年 7 月 26 日)が発生し、「障害者施設における殺傷事件への対応に関する関係閣僚会議」(同 8 月 8 日)が設置され、厚生労働大臣を中心に関係閣僚が協力して、様々な観点から必要な対策を早急に検討することとされた。
- ▶ 厚生労働省は、当該事件の検証と再発防止策等を検討するための検討チームを設置・開催している。
- ▶ 9 月 14 日に中間とりまとめを公表し、平成 28 年秋頃の再発防止対策のとりまとめに向けて、再発防止策について議論が進められている。
- ▶ 中間とりまとめについては、現段階で把握された事実関係に基づく検証結果を示すものであり、今後、さらに検証を進め、その結果を踏まえ再発防止策をとりまとめるとしている。

《概要》

【検討経過】

- 第 1 回(8 月 10 日):検討会の開催、論点、当面のスケジュール 等
- 第 2 回(8 月 19 日):意見交換 等
- 第 3 回(8 月 30 日):意見交換 等
- 第 4 回(9 月 8 日):意見交換 等
- 第 5 回(9 月 20 日):再発防止策 等
- 第 6 回(10 月 13 日):再発防止策 等

【検討課題】

:検証・検討に当たって想定される論点

1. 福祉施設における防犯対策について
 - ・「地域に開かれた施設」と両立する防犯対策のあり方について
2. 精神保健福祉法の措置入院に係る手続について
 - ・緊急措置入院の判断について、措置入院の判断について、措置解除の判断について
3. 退院後のフォローアップについて
 - ・退院後の継続的な医療のあり方について、自治体や地域コミュニティとの連携等について
4. 警察等の関係機関との情報共有のあり方について

【中間とりまとめにおける検証結果の概要:今後の検討課題】

1. 措置入院中の診療

- 綿密な診断と治療内容の検討、社会復帰に向けた治療プログラムの提供といった、質の高い医療を提供。
- 医療保護入院における「退院促進措置」(※)を参考とした自立促進を図るための制度的対応。
 - ※精神保健福祉士等の退院後生活環境相談員の選任、多職種による退院支援委員会の開催
- 医師の養成段階から生涯にわたる医学教育の充実を通じて、地域復帰後の医療等の継続支援を企画可能な医師や、臨床現場において薬物使用に関連する精神障害について専門的な知識を持った

医師を育成し、質の高い医療を提供。

2. 措置解除時の対応

- 病院が、退院後に必要な医療等の支援を検討し、症状消退届で都道府県知事等に確実に伝達。
- 都道府県知事等は、症状消退届の内容を踏まえて医療等の支援の内容や関係機関の役割を確認。
- 患者が自治体を越えて移動しても、退院後支援の「調整の要」としての機能を、責任主体となる自治体間で確実に引き継ぎ。
- 都道府県知事等が、措置解除の際、精神科の医師の意見を聴く体制を確保する等の対応。

3. 措置解除後の対応

- 保健所を設置する自治体が、措置権者である都道府県等から退院後の医療等の支援プロセスを確実に引き継ぎ、継続支援を実施。地域の精神科の医療機関など地域資源も活用。
- 患者が通院中断に至ることなく、通院医療等を適切に受けられるようにするための仕組み。
- 患者が全国どこに移動しても継続的支援を受けられるよう、本人の理解を前提に自治体間での情報提供。

4. 社会福祉施設等における防犯対策

- 社会福祉施設等における防犯について、日常の対応や、犯行予告がなされた場合のような緊急時の対応に関し、具体的な点検項目を新たに提示。
- 点検項目を受けて、社会福祉施設等においては、防犯の観点から現状を点検、対応すべき点を把握。
- 地域と一体となった開かれた社会福祉施設等という基本的方向性は維持。

➤ 2016.9.30 これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会

- ▶ 厚生労働省は、改正精神保健福祉法の附則における施行後 3 年(平成 29 年 4 月)の検討・措置規定とともに、「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」(平成 26 年 7 月、以下「方向性」)を踏まえた精神科医療の在り方の更なる検討を行うため検討会を設置・開催している。
- ▶ 検討事項としては、改正精神保健福祉法の附則に盛り込まれている、医療保護入院における移送及び入院の手続の在り方、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置のあり方と精神科病院に係る入院中の処遇等とともに、「方向性」を踏まえた精神科医療のあり方を含め、精神保健医療福祉のあり方が掲げられている。
- ▶ 検討会のもとに、①医療保護入院等のあり方分科会、②新たな地域精神保健医療体制のあり方分科会を設置して議論を進め、分科会における議論の整理を経て、意見のとりまとめを行う予定である。
- ▶ 第 3 回の検討会では、「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止検討チーム」の中間とりまとめとともに、新たな地域精神保健医療体制のあり方分科会及び医療保護入院等のあり方分科会における論点整理について議論した。

《検討経過》

【これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会】

第 1 回(1 月 7 日):検討会の設置、検討事項について協議。分科会の設置を確認

第2回(2月25日):関係者ヒアリング

第3回(9月30日):分科会における論点整理等について

【医療保護入院等のあり方分科会】

第1回(3月11日):分科会の検討事項及び検討課題の現状等を確認。「医療保護入院における移送及び入院の手續等の在り方」及び「医療保護入院者の退院を促進するための措置の在り方」について議論

第2回(4月28日):「入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明の支援の在り方」について議論

第3回(6月29日):「医療保護入院のあり方」について議論

第4回(7月21日):今後議論すべき論点

1. 医療保護入院制度についてどのように考えるか
2. 医療保護入院の同意のあり方についてどのように考えるか
3. 医療保護入院の必要性・妥当性をどのように審査すべきか
4. 移送を含む医療へのアクセスを確保するための手段について、どのように考えるか
5. 入院中の患者の意思決定支援について、いわゆる「代弁者」のあり方も含めどのように考えるか

【新たな地域精神保健医療体制のあり方分科会】

第1回(3月29日):分科会の検討事項及び検討課題の現状等を確認。「精神病床のさらなる機能分化」、「精神障害者を地域で支える医療の在り方」及び「多様な精神疾患等に対応できる医療体制の在り方」について議論

第2回(4月22日):関係者ヒアリング

第3回(5月27日): //

第4回(6月29日): //

第5回(7月15日):今後議論すべき論点

1. 精神障害者を地域で支える医療の在り方について
○デイケア・訪問看護・アウトリーチ等の医療機能の在り方についてどのように考えるか
2. 多様な精神疾患等に対応できる医療体制の在り方について
○多様な精神疾患・患者像への医療の提供についてどのように考えるか
3. 精神病床のさらなる機能分化について
①精神病床の将来推計及び目標値についてどのように考えるか
②「重度かつ慢性」に関する調査結果とその活用についてどのように考えるか

* 相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=373375>

* これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=321418>

8. 子ども・家庭福祉

《直近の動向》

➤ 2016.10.14 「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」等の開催

- ▶ 厚生労働省は、児童福祉法の改正(平成 28 年 5 月 27 日)等を踏まえ、新たな社会的養育のあり方、児童相談所等の専門性の強化、市区町村の支援業務のあり方、児童虐待対応における司法関与と特別養子縁組制度の利用促進のあり方等の検討を行うための検討会を設置・開催している。
- ▶ 新たな社会的養育の在り方に関する検討会(第 3 回/10 月 7 日)では、法改正後の進捗状況の確認等とともに、個別の論点に関する議論と全国保育協議会、大阪市などの関係団体等からのヒアリングが行われた。

《概要》

1. 新たな社会的養育の在り方に関する検討会

(1)趣旨

- 改正児童福祉法等の進捗状況を把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰しつつ、新たな社会的養育の在り方の検討を行うこととし、併せて、これを踏まえ「社会的養護の課題と将来像」(平成 23 年 7 月)を全面的に見直す。

(2)主な検討事項

- 次に掲げる事項を含め、社会的養育の在るべき姿を検討。「社会的養護の課題と将来像」(平成 23 年 7 月)を全面的に見直すことにより、新たな社会的養育の在り方を示す。
 - ①改正児童福祉法等の進捗状況を把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰
 - ②改正児童福祉法を踏まえた社会的養育の考え方、家庭養護と家庭的養護の用語の整理・定義の明確化
 - ③②を踏まえた地域分散化も含めた施設機能の在るべき姿
 - ④里親、養子縁組の推進や、在宅養育支援の在り方、これらを踏まえた社会的養育体系の再編
 - ⑤②～④を踏まえた都道府県推進計画への反映の在り方
 - ⑥児童福祉法の対象年齢を超えて、自立支援が必要と見込まれる 18 歳以上(年齢延長の場合は 20 歳)の者に対する支援の在り方

(3)議論の経過

- 第 1 回(7 月 29 日):改正法施行のロードマップと進捗の確認、「社会的養育」の議論のポイント等
- 第 2 回(9 月 19 日):法改正後の進捗状況等の確認、関係団体ヒアリング
- 第 3 回(10 月 7 日):個別の論点に関する議論、関係団体等からのヒアリング

2. 児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会

(1)趣旨

- 改正児童福祉法では児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討し、必要な措置を講ずることとされており、また、要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について、児童虐待の実態を勘案しつつ検討し、必要

な措置を講ずることとされている。同様の内容が「ニッポン一億総活躍プラン」においても位置付けられている。これらを踏まえ、各事項について調査・検討を行うため開催する。

(2)主な検討事項

- ①要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方
- ②児童の福祉の増進を図る観点からの特別養子縁組制度の利用促進の在り方

(3)議論の経過

- 第1回(7月25日):検討会の開催について、意見交換
- 第2回(8月31日):関係者・有識者からのヒアリング等
- 第3回(9月26日):意見交換
- 第4回(10月14日):意見交換

3. 子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ

(1)趣旨

- 改正児童福祉法を踏まえ、児童福祉司等に義務付ける研修の内容・実施体制等について構築するためのワーキンググループを開催し、国の基準に適合する実際の研修のガイドライン、カリキュラム等を定め、児童相談所等の専門性強化を図るための検討を行う。

(2)主な検討事項

- ①平成29年4月1日の改正法施行に向け、優先的に検討を進めることが必要な事項

◇地方自治体等が実施している現行の研修内容・体制の情報収集・分析・検証

◇以下の者が受講する研修又は任用前講習会のガイドラインの策定等※

- ・スーパーバイザーを含む児童福祉司
- ・社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者を児童福祉司として任用する場合の者
- ・要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職

※研修科目・時間(講義・実習)、保有資格に応じた科目免除の内容、講師の選定基準、研修の実施体制、研修方法などの策定

- ②児童相談所等における将来的な専門職のあり方、人材育成等専門性の向上等について十分な検討を行うことが必要な事項

◇児童相談所の体制強化(専門職の配置基準、中核市・特別区における設置支援、要保護児童の通告の在り方及び児童相談所の業務の在り方等)に向けた更なる方策

◇児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策(専門性を担保するための資格に関する検討を含む)

◇研修の実施体制、研修方法の充実・向上について

(3)議論の経過

- 第1回(7月29日):ワーキンググループの開催について、意見交換
- 第2回(9月2日):児童福祉司任用後研修、同スーパーバイザー研修、同任用前講習会等
- 第3回(10月7日):〃、要保護児童対策調整機関の専門職の研修等

4. 市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ

(1)趣旨

○改正児童福祉法では、基礎的な地方公共団体である市区町村の責務として、身近な場所における支援業務を適切に行うことが明示され、施設入所等に至らなかった児童への在宅支援を中心とした、身近な場所で児童・保護者を積極的に支援し、児童虐待の発生予防等を図ることとされている。改正児童福祉法を踏まえた市区町村の支援業務の具体的な内容やあり方等について検討を行う。

(2)主な検討事項

- ①市区町村が児童等に対する必要な支援を行うための拠点機能のあり方、推進方策
- ②市区町村が虐待対応の具体的な支援業務(要支援児童等の情報提供、児童相談所からの委託を受けての通所・在宅による指導措置等)を適切に行うために必要な支援方策(ガイドライン)や専門人材の養成及び確保方策
- ③要保護児童対策地域協議会の更なる活用等による関係機関の連携強化
- ④市区町村における総合的な支援体制の強化のあり方

(3)議論の経過

- 第1回(8月8日):ワーキンググループの開催について、意見交換
- 第2回(9月16日):今後の進め方等、市町村における支援拠点の機能

➤ 2016.10.5 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会(第6回)

- ▶ 内閣府は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の改訂等のための検討の開始にともない、両者との内容の整合性を図る観点から、教育・保育要領の改訂検討を行うための検討会を設置・開催している。
- ▶ 中央教育審議会及び社会保障審議会における教育及び保育に関する審議と整合性をとりつつ、現行の教育・保育要領の改訂すべき事項等を明らかにすること検討事項としている。検討会の意見を踏まえ、内閣府、文部科学省及び厚生労働省の3府省により、新たな教育・保育要領に向けた改訂作業が進められる。平成28年10月初旬までに検討会としてのとりまとめを行う予定である。
- ▶ 第6回会議では、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する審議のまとめ(案)をもとにとりまとめに向けた議論を行った。
- ▶ 今後、中央教育審議会・社会保障審議会における議論との整合性を確保しつつ、具体的な改訂案をまとめ、平成28年度内に大臣告示、1年の周知期間をおいて平成30年度から施行予定である。

《議論の経過》

- 第1回(6月6日):検討会の開催、今後のスケジュール等について
- 第2回(7月6日):認定こども園関係の委員からのヒアリング
- 第3回(8月2日):在園時間が異なる多様な園児がいることへの配慮、2歳児から3歳児への移行にあたっての配慮、子育ての支援等
- 第4回(8月30日):審議のまとめ(素案)
- 第5回(9月16日):審議のまとめ(案)
- 第6回(10月5日):審議のまとめ案

《審議のまとめ(案):概要》

序 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に向けて

I. 幼保連携型認定こども園教育・保育要領改訂の方向性

1. 幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改定の方角性との整合性

- (1) 幼稚園教育要領の主な改訂の方角性
- (2) 保育所保育指針の主な改定の方角性

2. 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項の充実

- (1) 在園時間や日数が異なる多様な園児がいることへの配慮について
- (2) 2 歳児から 3 歳児への移行に当たっての配慮について
- (3) 子育ての支援に当たっての配慮について

II. 改訂の方角性を踏まえた構成の見直し

1. 見直しの方角性

2. 具体的な章構成(案)

第 1 章 総則	① 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標 ② 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成 ③ 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項
第 2 章 ねらい及び内容並びに幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	① ねらい及び内容(乳児期の園児の保育、満 1 歳以上満 3 歳未満の園児の保育に関わるねらい及び内容、満 3 歳以上の園児の教育及び保育) ② 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿
第 3 章 健康及び安全	① 健康支援 ② 環境及び衛生管理並びに安全管理 ③ 食育の推進 ④ 災害への備え
第 4 章 子育ての支援	① 子育ての支援の基本 ② 保護者に対する子育ての支援 ③ 地域における子育ての支援

III. その他の課題

➤ 2016.9.15 保育所等利用待機児童数調査に関する検討会

- ▶ 待機児童数については、国が定めた基準に基づき、保育の実施主体である各市区町村が個別の状況を踏まえて把握しているところであるが、特定の保育園を希望する者などの取扱いについて、市区町村ごとに異なるとの指摘もある。このため、厚生労働省は、保育所等利用待機児童数調査に関する検討を行うための検討会を設置・開催した。
- ▶ 主な検討事項は、特定の保育園を希望する者などの取扱いについてとされており、検討会での議論とともに自治体ヒアリング、意見募集等を行いながらとりまとめを行う予定である。

➤ 2016.9.2 切れ目ない保育のための対策：とりまとめ・公表

- ▶ 厚生労働省は、待機児童解消に向けた取組をさら進めていくため、「切れ目のない保育のための対策」をとりまとめ、公表した。
- ▶ 待機児童対策などについて、これまでの取組とともに、平成 28 年度補正予算案、平成 29 年度予算の概算要求で掲げた施策のほか、予算非関連の新規の施策などをとりまとめたものである。

《主な施策(平成 29 年度予算の概算要求事項)》

- 0 歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入支援
- 「サテライト型小規模保育事業所」の設置支援
- 保育園等に土地を貸す際に固定資産税の減免が可能な旨の明確化(税制対応事項)
- ベースアップを中心とした賃金引上げの推進
- 保護者のニーズをかなえる「保育コンシェルジュ」の展開
- 「地域連携コーディネーター」の機能強化

➤ 2016.9.2 保育所等関連状況取りまとめ等:公表

- ▶ 厚生労働省は、保育所等の定員や待機児童の状況(平成 28 年 4 月 1 日時点)と「待機児童解消加速化プラン」もとづく自治体の取組状況を取りまとめ、公表した。
- ▶ 平成 27 年度までの 3 年間で約 31.4 万人分の保育の受け入れ枠拡大を達成したとしている。

《概要》

1. 保育所等関連状況取りまとめ(平成 28 年 4 月 1 日)

- 保育所等定員は 263 万人(前年比 10 万人 3 千人の増加)
- 保育所等を利用する児童の数は 246 万人 (前年比 8 万 5 千人の増加)
- 待機児童数は 23,553 人で前年比 386 人の増加
 - ・ 待機児童のいる市区町村は、前年から 12 増加して 386 市区町村
 - ・ 待機児童が 100 人以上増加したのは、岡山市(595 人増)、高松市(192 人増)、中央区(144 人増)など 10 市区
 - ・ 待機児童が 100 人以上減少したのは、船橋市(422 人減)、熊本市(397 人減)、仙台市(206 人減)などの 12 市区

※昨年度の調査から、従来の保育所に加え、平成 27 年 4 月に施行した子ども・子育て支援新制度において新たに位置づけられた幼保連携型認定こども園等の特定教育・保育施設と特定地域型保育事業(うち 2 号・3 号認定)の数値を含む

2. 「待機児童解消加速化プラン」集計結果

- 平成 25～27 年度の 3 年間で新たに約 31.4 万人分の保育の受け入れ枠を確保

※平成 28 年 5 月 31 日までに加速化プランの実施方針に基づく「待機児童解消加速化計画」の提出があった 472 市区町村の取組みとともに、加速化プランに不参加の自治体から提出のあった「保育拡大計画」の内容も含め、実施状況について集計

【集計結果】

○保育拡大量

平成 25 年度	72,430 人	
平成 26 年度	147,233 人	
平成 27 年度	94,585 人	(3 ヶ年計 実績値) 314,248 人
平成 28 年度	109,584 人	
平成 29 年度	59,963 人	(2 ヶ年計 見込値) 169,547 人
(5 ヶ年合計)		483,795 人

○平成 27 年度の保育拡大量

認可保育所(保育所型認定こども園の保育所部分を含む)▲13,929 人、
幼保連携型認定こども園 87,152 人、幼稚園型認定こども園 5,528 人、
地方裁量型認定こども園 299 人、小規模保育事業 16,101 人、
家庭的保育事業 124 人、事業所内保育事業 2,039 人、居宅訪問型保育事業 17 人、
地方単独事業のいわゆる保育室▲3,114 人、その他 368 人 [合計 94,585 人]

○平成 28 年4月1日の保育の受け入れ枠

認可保育所(保育所型認定こども園の保育所部分を含む)2,248,716 人、
幼保連携型認定こども園 273,454 人、幼稚園型認定こども園 26,516 人、
地方裁量型認定こども園 3,197 人、小規模保育事業 41,620 人、家庭的保育事業 4,404 人、
事業所内保育事業 6,270 人、居宅訪問型保育事業 33 人、
地方単独事業のいわゆる保育室 45,062 人、その他 73,670 人 [合計 2,722,942 人]

➤ 2016.8.8 保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめ

- ▶ 厚生労働省は、保育所保育指針の改定に向けて、社会保障審議会児童部会に保育専門委員会を設置した(第 1 回会議は、平成 27 年 12 月 4 日開催)。
- ▶ 平成 20 年に改定された保育所保育指針について、改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化(子ども・子育て支援新制度の施行、保育所利用児童数の増加、保護者支援の重要性の高まり等)や文部科学省における幼稚園教育要領の構造的な見直しに向けた検討等を踏まえ検討を進める。今後、月 1 回程度開催することとし、検討期間は概ね 1 年程度が予定されている。
- ▶ 8 月 2 日開催の第 8 回会議において「中間とりまとめ(案)」を議論し、修正意見を反映した上で「中間とりまとめ」を公表した。
- ▶ 今後、更に内容の充実が必要な点などについて検討を進め、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領の検討の状況も踏まえつつ、本年末を目途に、最終的な報告をとりまとめる。その後、平成 28 年度内に大臣告示、1 年間の周知期間において、平成 30 年度から施行予定である。

≪ 中間とりまとめ・概要 ≫

背景(保育をめぐる近年の状況)

○現行の指針は平成20年に告示。その後の以下のような社会情勢の変化を踏まえ、改定について検討。

- ・ 「量」と「質」の両面から子どもの育ちと子育てを社会全体で支える「子ども・子育て支援新制度」の施行(平成 27 年4月)
- ・ 0～2 歳児を中心とした保育所利用児童数の増加(1・2 歳児保育所等利用率 27.6%(H20)→38.1%(H27))
- ・ 子育て世帯における子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加(42,664 件(H20)→88,931 件(H26)) 等

1. 保育所保育指針の改定の方向性

(1)乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実

この時期の保育の重要性、0～2 歳児の利用率の上昇等を踏まえ、3 歳以上児とは別に項目を設けるなど記載内容を充実。(発達の特徴と合わせて保育内容を記載、養護の理念を総則で重点的に記載)

(2) 保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ

保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえ、卒園時までには育ってほしい姿を意識した保育内容や保育の計画・評価の在り方等について記載内容を充実。主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性を引き続き確保。

(3) 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し

子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等に関して、記載内容を見直し。

(4) 保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性

保護者と連携して「子どもの育ち」を支えるという視点を持って、子どもの育ちを保護者とともに喜び合うことを重視するとともに、保育所が行う地域における子育て支援の役割が重要になっていることから、「保護者に対する支援」の章を「子育て支援」に改め、記載内容を充実。

(5) 職員の資質・専門性の向上

職員の資質・専門性の向上について、保育士のキャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実なども含め、記載内容を充実。

2. 改定の方角性を踏まえた構成の見直し

第 1 章 総則	①保育の基本及び目標、②養護の理念、③保育の計画及び評価
第 2 章 保育の内容	①乳児保育に関わるねらい及び内容、②1 歳以上 3 歳未満児の保育に関わるねらい及び内容、③3 歳以上児の保育に関わるねらい及び内容(5 領域)、④幼児期の終わりまでに育ってほしい姿、⑤保育の実施上の配慮事項
第 3 章 健康及び安全	①子どもの健康支援、②環境及び衛生管理並びに安全管理、③食育の推進、④災害への備え
第 4 章 子育て支援	①子育て支援の基本、②保護者に対する子育て支援、③地域における子育て支援
第 5 章 職員の資質向上	①職員の資質向上に関する基本、②施設長の責務、③職員の研修等、④実施体制等

3. その他の課題

(1) 小規模保育、家庭的保育等への対応

保育指針が準用されることを想定して、記載を工夫。

(2) 周知に向けた取組

保育指針の趣旨・内容が関係者に理解されるよう、解説書を作成。

(3) 保育の質の向上に向けて

改定が保育の質向上の契機となり、全ての子どもの健やかな育ちの実現へとつながることが重要。

《議論の経過》

○第 2 回(1 月 7 日)…乳児保育、3 歳未満児の保育について

○第 3 回(2 月 16 日)…健康及び安全等について

○第 4 回(3 月 29 日)…保護者支援、職員の資質の向上についての協議とともに、関係団体のヒアリングを実施

○第 5 回(4 月 27 日)…3 歳以上児の保育、全体の構成、総則について

○第 6 回(5 月 10 日)…関係団体ヒアリングとともに、中間まとめの構成(案)

○第 7 回(5 月 31 日)…中間まとめ骨子(たたき台)について

○第 8 回(8 月 2 日)…中間まとめ(案)について

《検討課題(例):第 1 回検討会の資料より抜粋》

○子ども・子育て支援新制度の施行等に伴う、保育をめぐる環境の変化(利用児童数の増加、小規模保育等の多様な保育機会の充実等)を踏まえ、全般的にどのような見直しを行うか。

○乳児保育、3 歳未満児保育に関して、この時期の発達の特性を踏まえつつ、どのように内容を充実するか。

○幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた保育の在り方の検討と、目標に向けた保育課程、指導計画、自己評価をどのように確立するか。

○養護、健康及び安全に関して、どのように記載を整理し、内容を充実するか。

○虐待防止に関する内容を含め、保護者支援に関する内容をどのように充実するか。

*新たな社会的養護の在り方に関する検討会等

○新たな社会的養護の在り方に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-koyou.html?tid=370523>

○児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-koyou.html?tid=368216>

○子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-koyou.html?tid=371970>

○市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-koyou.html?tid=371971>

*幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/kentoukai.html>

*保育所等利用待機児童数調査に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-koyou.html?tid=383018>

*切れ目ない保育のための対策

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000135503.html>

*保育所等関連状況取りまとめ(平成 28 年 4 月 1 日)及び「待機児童解消加速化プラン」集計結果

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000135392.html>

*社会保障審議会児童部会保育専門委員会／保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=314168>

9. 生活困窮・生活保護

《直近の動向》

➤ 2016.10.7 社会保障審議会生活保護基準部会(第25回):保護基準の検証等

- ▶ 生活扶助基準の5年に一度の検証(次回:平成29年)に向けた検討を開始した。なお、平成27年の骨太の方針において、平成29年の生活扶助基準の検証に合わせ、制度全般についても見直しの検討をするよう指摘されていることも踏まえた検討が進められている。
- ▶ 生活扶助基準のあり方については、平成29年12月の報告書のとりまとめに向け、平成28年末までに各課題の検証手法について議論し、その後データ分析や消費関連データ等の分析に基づく検証の実施と見直しの方向性が議論される。
- ▶ また、平成30年度に向けて、生活保護法及び生活困窮者自立支援法の改正を平成29年度に検討する予定である。
- ▶ 第25回では、子どもの貧困対策も踏まえた有子世帯の扶助・加算の検証、その他扶助・加算における検証に必要なデータの収集・整理等について議論した。
- ▶ 有子世帯に対する扶助・加算については、単に一般世帯との均衡だけで考えるのではなく、子どもの健全育成に係る需要を把握した上で、その具体的な内容や水準について議論を進めるとの考えが示された。
- ▶ 各種扶助・加算の検証については、まずはこれまでに検証作業を行っていないものを中心に検証を進めるとの考え方が提起された。

《議論の経過》

○第23回(5月27日):生活保護基準の検証課題と今後の議論の進め方、スケジュール等について

○第24回(7月15日):生活扶助基準の水準の検証手法及び今後の検証手法の開発に向けた検討

《平成29年検証における検討課題・案 ※第23回資料より抜粋》

- 1 生活扶助基準の水準の検証手法及び今後の検証手法の開発に向けた検討
- 2 子どもの貧困対策も踏まえた有子世帯の扶助・加算の検証
- 3 就労・自立インセンティブの強化を踏まえた勤労控除等の見直し効果の検証
- 4 級地区分の在り方の検討
- 5 その他の扶助・加算における検証に必要なデータの収集・整理及び検証手法の開発に向けた検討
- 6 基準見直しによる影響の検証

《主な論点・検証の考え方》

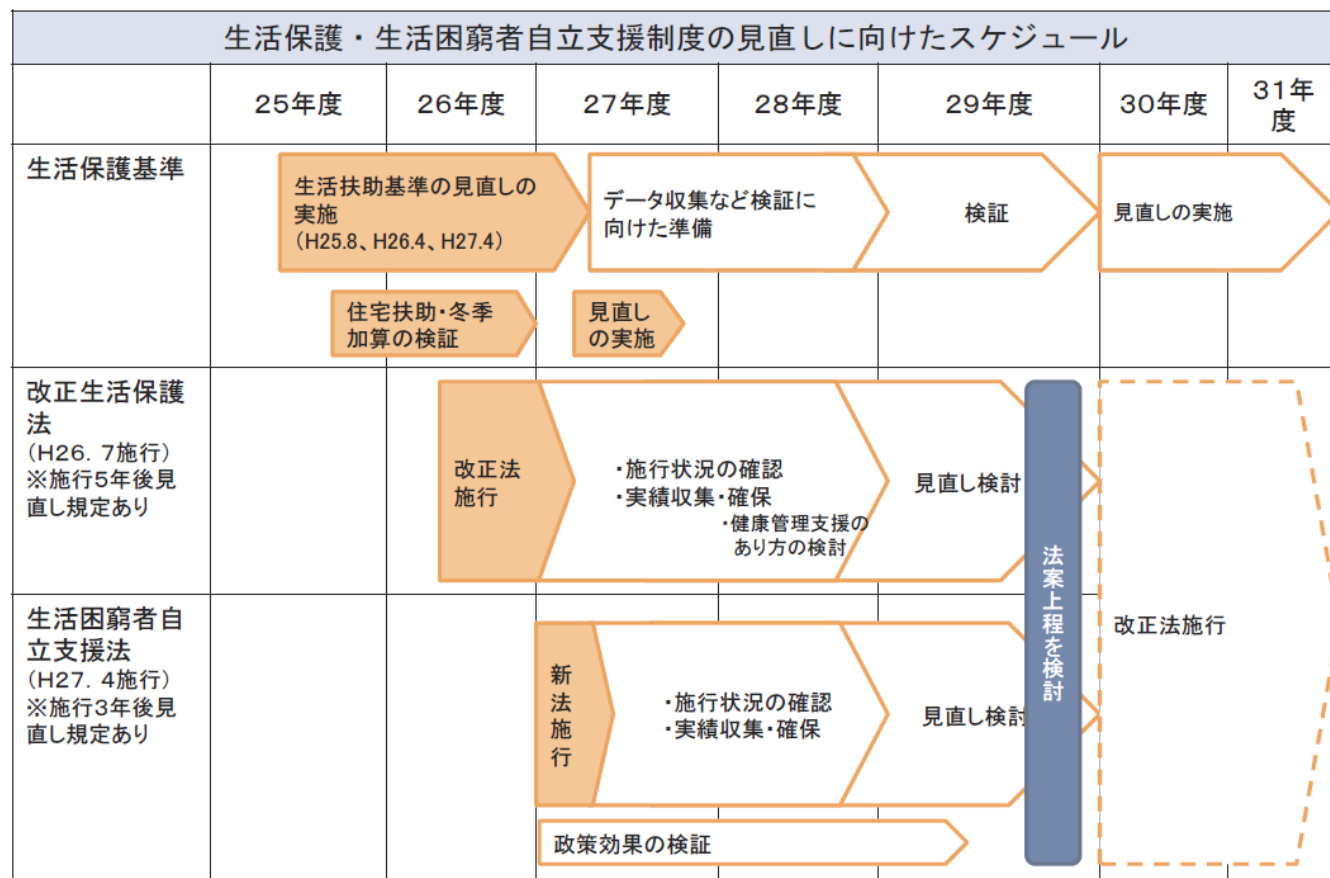
○生活保護基準の検証

- ・ 一般国民の消費水準との比較における所得分位
- ・ 多様な世帯類型の消費特性を踏まえるうえでの比較方法
- ・ 生活扶助基準の新たな検証手法の検討の進め方など

○生活扶助基準

- ・ 生活保護法により保障される「最低限度の生活」の水準の考え方について中長期的に検討を行っていくため、調査研究事業を行うこと、また、その際には最低生活に必要なものの内容及びその水準、また、収入の制約による消費への影響の考慮方法等

(参考) 今後の生活保護基準・制度の見直しについて



➤ 2016.10.6 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会

- ▶ 生活困窮者自立支援法の附則に基づき、「経済・財政再生計画改革工程表」(平成27年12月24日)においては「2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)」とされている。
- ▶ 厚生労働省は、社会保障審議会での議論の前段として、今後の生活困窮者自立支援のあり方等について論点整理を行うための検討会を設置・開催した。
- ▶ 生活困窮者自立支援法の施行上の課題を中心に、今後の生活困窮者自立支援のあり方等に関して検討し、論点の整理を行う。なお、検討会では、一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえ、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会での議論を念頭に置きつつ検討を進めるとしている。
- ▶ 第1回では、座長に宮本 太郎 中央大学 教授を選任するとともに、生活困窮者自立支援法の施行状況について協議した。

≪生活困窮者自立支援法の施行に関して聞かれる主な意見≫

※生活困窮者自立支援制度ブロック会議等の自治体との会議や意見交換、制度創設に当たった議論に参画いただいた学識者・支援現場の実践者等との意見交換を通じて、厚生労働省生活困窮者自立支援室がお聞きしている主なご意見をまとめたもの。

1. 自立相談支援事業のあり方・全体

○制度施行により、これまで相談先のなかった生活困窮者の相談を受け止めることができるようになったが、生活困窮者は孤立していることも多いため、自立相談支援機関は「待ちの姿勢」ではなくより積極

的に支援を届けるよう取り組むべきではないか。

- 自立相談支援機関と自治体の他制度窓口や地域などとの関係づくりを通して、支援を要する人に自立相談支援機関が周知・案内されて相談につながる取組が広がってきている。こうした自立相談支援事業と関係機関・地域との「顔の見える関係」を深めていくことが必要ではないか。
- 対象者が生活困窮者であるか、生活保護受給者であるかにより法体系を分けているが、対象者の立場からすれば両者は連続的な状態像である。施行現場において、円滑な支援ができているか。
- 制度施行により、実施主体には必ず自立相談支援機関が置かれ、生活困窮者の相談を受ける体制が整ったが、体制整備や取組を強化する自治体とそうでない自治体のばらつきが出てきているのではないか。

2. 就労支援のあり方

- 生活困窮者は就労を制約する本人、家族等の様々な事情があることが多く、対象者に応じて求人内容をアレンジする等オーダーメイド方式での就労支援が必要ではないか。ハローワークの就労支援ナビゲーターの支援効果は高く、それを充実しつつも、自治体が地方版ハローワークを活用して取り組むとよいのではないか。
- 就労準備支援事業を実施していない自治体においては、自立相談支援事業の中で類似の支援をしているが、これは就労準備支援事業を必要とする相談者はどこにでもいることを示しているのではないか。
- 就労準備支援事業の利用者が少ないが、自立相談支援事業との連携を相談初期段階から密にすることにより、利用促進が図れるのではないか。また、資産収入要件や支援利用中の経済的な支援については、支援を要する人が利用できるあり方にすべきではないか。
- 柔軟な働き方を必要とする人が利用する認定就労訓練事業については、自立相談支援機関(901 福祉事務所設置自治体)と認定主体(都道府県・指定都市・中核市)が異なる等により認定申請しにくい、事業者が認定を受けるインセンティブがあればより協力しやすくなるのではないか。
- 自立相談支援事業の相談者のうち一定割合を占める高齢者については、就労意欲が高く就労収入と年金等と組み合わせて自立した生活を希望する場合、就労支援が必要ではないか。

3. 家計相談支援のあり方

- 家計相談支援事業を実施していない自治体においては、自立相談支援事業の中で類似の支援をしているが、これは家計相談支援事業を必要とする相談者はどこにでもいることを示しているのではないか。
- 家計相談支援事業は相談事業であるため、自立相談支援事業において実施できると考えられがちであるが、支援の専門性が自立相談支援事業とは異なるのではないか。
- 家計相談支援事業の利用者が少ないが、自立相談支援事業との連携を相談初期段階から密にすることにより、利用促進が図れるのではないか。また、家計相談支援事業は多重債務のある人や家計管理を苦手とする人が利用するだけでなく、例えば家計相談支援事業の利用によって家計に必要な追加収入額を見極めれば効率的な就職活動ができるなど、もっと広く活用できるのではないか。

4. 貧困の連鎖防止に向けたあり方

- 子どもの学習支援事業については事業内容についての裁量が大きく、
 - ・学習支援や高校進学を重視する取組と居場所づくりや生活支援を重視する取組、
 - ・対象者を限定せずオープンな取組と対象者を限定したクローズドの取組、

- ・世帯支援と連携しながら実施されている取組、
 - ・文科省の地域未来塾と連携した取組や、ひとり親家庭向けの学習支援事業と連携した取組、
- など様々な実態があるが、その反面、どのように事業構成すればよいかわからない。

○子ども食堂は、その「敷居の低さ」により行政ベースの支援につながりにくい生活困窮家庭の子どもに支援ができており、学習支援事業はこうした民間の取組と連携してはどうか。

○子どもの貧困は世帯の貧困であり、親に対する支援をしなければ根本的には解決しないのではない。生活困窮者自立支援法の世帯支援が重要ではないか。

5. その他

○住居確保給付金については、離職者以外の低所得者も住宅費の支援が必要である、支給対象年齢制限(65 歳)があるため受給できないといった指摘もあるが、離職者対策としての効果は今のところ適切に発揮できているのではないか。

○一時生活支援事業については実施自治体数が着実に伸びているが、ホームレス特措法に定めるホームレスだけでなく広く住居喪失者を対象とする事業として、引き続き実施を拡げていくべきではないか。また、そのためには事業の広域実施を広めていくべきではないか。

○支援を受けている間の生活費等のニーズについては、フードバンクなどの食糧支援や、市社協の独自給付や貸付等、地域ごとの資源を活用した対応が工夫されているが、生活福祉資金がより活用しやすくなれば、円滑に支援できるのではないか。

○社会福祉法人の地域貢献として、既に生活困窮者を支援する様々な事業が各地で実施されているが、こうした動きが広がっていくとよいのではないか。

○都道府県が広域自治体として事業の共同実施のリーダーシップを取る例も見られるようになっており、小規模自治体にも制度を定着させていくためにはこうした都道府県のリーダーシップが必要ではないか。

○本制度は支援する人材の質がポイントであり、その養成が非常に重要である。人材養成においては、支援員が実践的な事例検討やノウハウの共有等を通じて支援技術を高めていくことが必要だが、今後、制度施行当初の新任研修が一巡することから、現任研修のあり方も考えていく必要があるのではないか。

○帳票については、世帯支援という観点から使いやすい帳票にしていけるべきではないか。

○支援の記録や各種調査への対応がしやすい統計システムとすべきではないか。

➤ 2016.9.21 生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会

- ▶ 生活保護の医療扶助は、生活保護費の約半分を占めているが、現在、医療機関にかかっていない生活保護受給者に対して、健診等データを活用し生活習慣病予防等に取り組むなどの支援が不十分な状況にある。
- ▶ 厚生労働省は、このような課題を踏まえ、今後、福祉事務所における健診等データを活用した健康管理に関する支援について、医療保険における取組も参考としつつ、次期制度見直しに向け、具体的な方策を検討するための検討会を設置・開催している。
- ▶ 平成 29 年 2 月～3 月の論点整理及びとりまとめに向けて、論点ごとの議論とヒアリング等を進める予定である。
- ▶ 第 2 回では、第 1 回検討会における指摘事項と健康管理支援の介入方法に関する議論と有識者ヒアリングを行った。

《議論の経過》

○第1回(7月26日):「生活保護受給者の健康管理の在り方に関する研究会」の報告書に基づいた実施状況の報告等

《検討課題》

○生活保護制度における健康管理支援の対象や効果的な実施方法
○データに基づく生活保護受給者の健康管理支援を実施するための情報インフラの在り方 等

《健康管理支援の考え方・抜粋:第2回検討会資料より》

【支援の視点】

- ・ 受給者の自立支援の一環として、受給者の生活全体の中で支援を行う
- ・ 受給者本人の健康への意識と生活スキルを高めるという視点に立つ

【対象者】

- ・ 取組により予防可能である生活習慣病(糖尿病、高血圧、高脂血症)への支援を行う
- ・ 自己管理スキルが確立していない受給者も多いため、すでに何らかの疾患により医療機関に受診している受給者(入院・入所を除く)も支援の対象とする

【仕組みの骨格】

- ・ 福祉事務所が受給者の健康データを用い、集団の特徴に基づいた戦略をたてる
- ・ 受給者の身体的・社会的機能に応じた対応策を作成する
- ・ 福祉事務所は、受給者の生活に関係する各機関と連携し、多職種で協働して健康支援を行う

➤ 2016.9.16 生活困窮者自立支援制度全国担当者会議

- ▶ 厚生労働省は、事業実施する自治体を対象として、生活困窮者自立支援制度の取組状況等とともに、平成29年度予算の概算要求等に関する説明を行った。また、子どもの学習支援事業の取組について、桑名市と八王子市から発表された。

➤ 2016.9.9 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果(平成28年7月)

- ▶ 厚生労働省は、全国の支援状況調査の集計結果(平成28年7月分)を公表した。

	新規相談受付件数 (①)		プラン作成件数 (②)		就労支援対象者数 (③)		就労者数		増収者数		就労・増収率 (④)
	人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (⑤)		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (⑥)		(⑤+⑥)/③
都道府県 (管内市区町村含む)	11,174	13.6	2,730	3.3	1,577	1.9	1,504	964	487	305	80%
指定都市	4,764	17.5	1,978	7.3	675	2.5	472	340	80	67	60%
中核市	2,521	13.4	720	3.8	363	1.9	292	223	79	58	77%
合計	18,459	14.4	5,428	4.2	2,615	2.0	2,268	1,527	646	430	75%

※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生ずることがある。

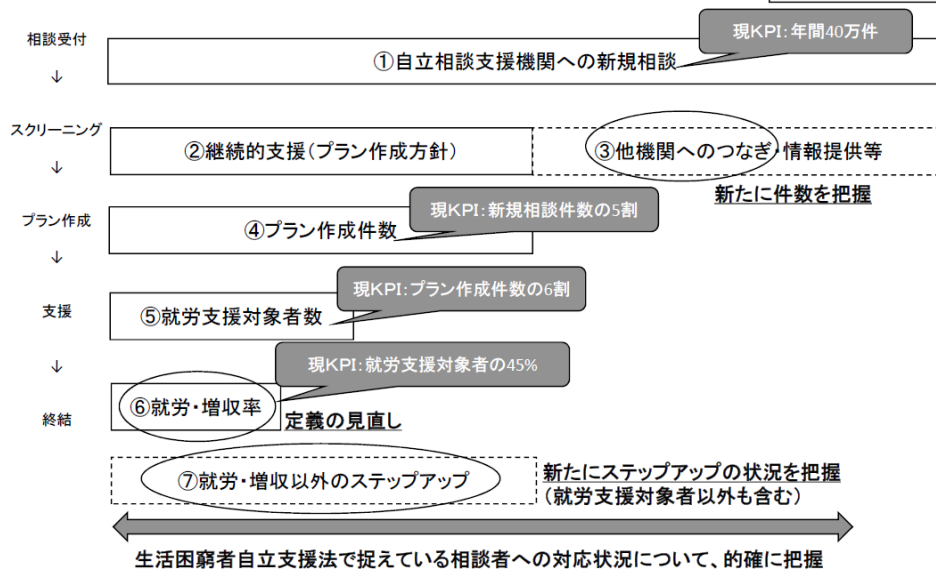
各月における支援状況

	新規相談受付件数 (①)		プラン作成件数 (②)		就労支援対象者数 (③)		就労者数		増収者数		就労・増収率 (④)
	人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (⑤)		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (⑥)		(⑤+⑥)/③
4月分	18,154	14.2	5,008	3.9	2,498	1.9	2,125	1,404	524	353	70%
5月分	19,009	14.8	5,281	4.1	2,576	2.0	2,068	1,368	572	351	67%
6月分	19,746	15.4	5,682	4.4	2,788	2.2	2,332	1,585	650	414	72%
7月分(再掲)	18,459	14.4	5,428	4.2	2,615	2.0	2,268	1,527	646	430	75%
合計	75,368	14.7	21,399	4.2	10,477	2.0	8,793	5,884	2,392	1,548	71%

《参考》

生活困窮者自立支援制度における
新たな評価指標の着眼点

平成28年3月3日
平成27年度社会・援護局
関係主管課長会議
資料4 追加配布資料



1

➤ 2016.9.8 認定就労訓練事業所の認定状況(平成28年第1四半期):公表

- 厚生労働省は、平成28年第1四半期における認定就労訓練事業所の認定状況(6月30日時点)を公表した。認定件数は555件、利用定員合計1,707名となっている。

《概要》

◆法人種別の状況(N=555)

社会福祉法人(高齢者関係)	187
社会福祉法人(障害者関係)	59
社会福祉法人(保護施設)	19
社会福祉法人(児童関係)	5
社会福祉法人(その他)	37
NPO法人	108
株式会社	65
生協等協同組合	34
社団法人(公益及び一般)	5
財団法人(公益及び一般)	5
医療法人	1
その他	30

◆予定している主な訓練内容(N=555)

食品製造・加工	30	福祉サービスの補助作業	286
その他製造	30	事務・情報処理	63
クリーニング・リネンサプライ	71	清掃・警備	353
農林漁業関連(加工も含む)	50	建設作業	3
印刷関係作業	8	その他	116

* 社会保障審議会生活保護基準部会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126702>

* 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=382987>

* 生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=368236>

* 生活困窮者自立支援制度全国担当者会議

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137292.html>

* 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果 ※厚生労働省 HP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000092189.html>

* 認定就労訓練事業所の認定状況

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000096460.html>

10. 予 算

《直近の動向》

➤ 2016.10.11 平成 28 年度第 2 次補正予算：参議院可決・成立

- ▶ 「未来への投資を実現する経済対策」に係る平成 28 年度第 2 次補正予算(平成 28 年 8 月 24 日閣議決定)が、参議院で可決・成立した。
- ▶ 厚生労働省関連では 5,698 億円が計上され、一億総活躍社会の実現の加速として、安心して子どもを生み育てられる環境の整備(626 億円)、介護人材の確保と介護離職防止の推進等(166 億円)、社会全体の所得と消費の底上げや働き方改革の実現(3,685 億円)等が盛り込まれている。また、熊本地震や東日本大震災からの復興や防災対策の強化として 1,033 億円が計上されている。

《概要》

第 1 一億総活躍社会の実現の加速 4,477 億円

(1)安心して子どもを産み育てられる環境の整備 626 億円

- 保育所等の整備の推進 427 億円
- 保育士についての再就職準備金貸付事業の拡充等 112 億円
- 保育関連事業主に対する職場定着支援助成金の拡充 制度要求
- 認可外保育施設における事故防止等推進事業 5.1 億円
- 放課後児童クラブにおける ICT 化の推進 60 百万円
- 児童虐待防止対策等の強化 70 億円 等

(2)介護人材の確保、介護離職防止の推進等 166 億円

- 介護人材についての再就職準備金貸付事業の拡充 10 億円
- 介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業 4 億円
- 介護サービスにおける ICT 活用調査研究事業 2.6 億円
- 介護離職防止のための支援(介護離職防止支援助成金(仮称)) 11 億円(特別会計)
- 介護人材の処遇改善に伴う財政安定化基金への特例的積増し 20 億円
- 地域づくりによる介護予防推進事業 1 億円
- 障害福祉サービス等の基盤の整備推進、防犯対策の強化 118 億円
- 生活保護受給者等を雇い入れる事業主への助成措置の創設 制度要求

(3)社会全体の所得と消費の底上げや働き方改革の実現 3,685 億円

- 簡素な給付措置 3,673 億円
- 個人型確定拠出年金の普及促進 5.1 億円
- 65 歳超雇用推進助成金(仮称)の創設 6.8 億円(特別会計) 等

第 4 熊本地震や東日本大震災からの復興や防災対応の強化 1,033 億円

(1)熊本地震からの復旧・復興 270 億円

- 被災者見守り・相談支援等事業 4.3 億円
- 生活福祉資金貸付 7 億円
- 医療施設、社会福祉施設等の災害復旧等 174 億円(うち特別会計 3.5 億円)
- 医療保険等の一部負担金(利用者負担)・保険料軽減措置 8.7 億円 等

(2)災害対応の強化・老朽化対策・防犯対策等 762 億円

- 高齢者施設等の防災対策等 44 億円 等

➤ 2016.8.26 平成 29 年度予算概算要求・税制改正要望

- ▶ 厚生労働省の平成 29 年度予算の概算要求額は、一般会計で 31 兆 1,217 億円、平成 28 年度比で 8,108 億円(2.7%)増となった。平成 29 年度予算概算要求では、成長と分配の好循環の実現に向けて、「ニッポン一億総活躍プラン」の高三本の矢、横断的課題である働き方改革と生産性向上に関する予算が重点的に要求・要望されている。
- ▶ 年金・医療等に係る経費については、29 兆 1,060 億円であり、うち高齢化等にもなう増加額は 6,400 億円とされた。また、一億総活躍社会の実現に向けた施策等のための「新しい日本のための優先課題推進枠」として 2,167 億円を計上した。
- ▶ 子ども・子育て支援新制度の実施(内閣府で要求)と社会的養護の充実や地域包括ケアシステムの構築等を内容とする平成 29 年度の「社会保障の充実」については、消費税 10% 引上げ延期にもなう対応を検討する必要があることなどから、事項要求の取り扱いとし、予算編成過程で検討される。また、一億総活躍社会の実現に向けた施策である保育士・介護人材(障害福祉人材を含む)の処遇改善等についても予算編成過程で検討するとされた。
- ▶ 東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興の支援や防災対策の推進として、658 億円(うち特別会計 648 億円)が計上された。東日本大震災で被災した各種施設等の災害復旧に対する支援(220 億円)や被災地における福祉・介護人材確保対策(9,100 万円)、熊本地震の被災地における心のケア支援体制の整備(7,800 万円)や被災者に対する見守り・相談支援等の推進(8.8 億円)などが盛り込まれている。
- ▶ また、概算要求とあわせて示された税制改正要望においては、新たな事項として、保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置が掲げられた。平成 28 年度の与党税制改正大綱において検討事項とされている、子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設、医療に係る消費税の課税のあり方の検討等も要望されている。
- ▶ なお、平成 29 年度の厚生労働省の機構要求として、医療・保健に係る重要施策について専門的観点から総理する医務総監(次官級)の創設のほか、直面する「働き方改革」、「生産性向上」、「少子化対策・子育て支援」の課題に的確に対応するために関係部局を再編し、雇用環境・均等局(仮称)、人材開発局(仮称)、子ども家庭局(仮称)を設置することが示された。

《主な事項・概要》 * () 内は平成 28 年度予算

第 1 子どもを産み育てやすい環境づくり

1 待機児童の解消等に向けた取組の推進 1,169 億円(1,043 億円)

(1) 保育の受け皿拡大・多様な保育サービスの充実 1,169 億円(1,043 億円)

- ① 保育の受け皿拡大、② 多様な保育サービスの充実、③ 保育人材確保のための総合的な対策、④ 安心かつ安全な保育の実施への支援、⑤ 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育サービス

(2) 子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実) ※内閣府において要求

- ① 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実(一部社会保障の充実)
ア 子どものための教育・保育給付 イ 地域子ども・子育て支援事業
② 放課後児童クラブの拡充等(一部社会保障の充実)
③ 保育士等の処遇改善
ア 保育士の処遇改善 イ 放課後児童支援員等の処遇改善
④ 児童手当

2 すべての子どもが健やかに育つための総合的な対策の推進 3,682 億円(3,493 億円)

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の実施 203 億円(185 億円)

①不妊治療への助成等、②子育て世代包括支援センターの全国展開(一部社会保障の充実)

(2) 児童虐待防止対策の強化・社会的養護の推進 1,411 億円(1,295 億円)

①児童虐待防止対策の強化、②子育て世代包括支援センターの全国展開(一部社会保障の充実)(再掲)

③家庭養護及び家庭的養護の推進(一部社会保障の充実)、④被虐待児童などへの支援の充実

(3) ひとり親家庭等の自立支援の推進 2,016 億円(1,949 億円)

①ひとり親家庭への就業・生活支援など総合的な支援体制の強化 116 億円(114 億円)

②自立を促進するための経済的支援 1,836 億円(1,784 億円)

③女性活躍推進の実効性確保 20 億円(18 億円)

④子どもの学習支援事業の強化【一部新規】【一部推進枠】 44 億円(33 億円)

(4) 配偶者からの暴力(DV)防止など婦人保護事業の推進【一部新規】 189 億円(96 億円)

第2 地域包括ケアシステムの構築に向けた安心で質の高い医療・介護サービスの提供

1 医療・介護連携の推進 3 兆 482 億円(2 兆 9,392 億円)

(1) 地域医療介護総合確保基金による医療・介護提供体制改革(社会保障の充実)

(2) 地域包括ケアの着実な実施 2 兆 9,818 億円(2 兆 8,730 億円)

①介護保険制度による介護サービスの確保(一部社会保障の充実) 2 兆 9,183 億円(2 兆 8,140 億円)

※後掲

②保険者機能の強化【一部新規】【一部推進枠】 6.2 億円(5.3 億円)

③次世代介護技術の活用による生産性向上【一部新規】【推進枠】 5.4 億円(3 億円)

④介護離職防止のための相談機能の強化【新規】【推進枠】 1.9 億円

⑤認知症高齢者等にやさしい地域づくりのための施策の推進【一部新規】【一部推進枠】

(一部社会保障の充実) 90 億円(81 億円)

⑥地域での介護基盤の整備【一部推進枠】(一部社会保障の充実) 464 億円(444 億円)

⑦適切な介護サービス提供に向けた取組の支援【一部推進枠】 124 億円(113 億円)

(3) 医療と介護のデータ連結の推進【新規】【推進枠】 1.5 億円

2 質が高く効率的な医療提供体制の確保 622 億円(492 億円)

3 医療分野のイノベーションの推進等 1,058 億円(875 億円)

4 安定的で持続可能な医療保険制度の運営の確保 11 兆 5,795 億円(11 兆 2,811 億円)

5 安心で質の高い介護サービスの確保 2 兆 9,907 億円(2 兆 8,819 億円)

(1) 介護保険制度による介護サービスの確保 2 兆 9,183 億円(2 兆 8,140 億円)

①介護保険制度による介護サービスの確保(一部社会保障の充実) 2 兆 8,044 億円(2 兆 7,001 億円)

②地域支援事業の推進(一部社会保障の充実) 1,030 億円(1,030 億円)

③新しい包括的支援事業の推進(社会保障の充実)(再掲)

ア 認知症施策の推進、イ 生活支援の充実・強化、ウ 在宅医療・介護連携の推進、エ 地域ケア会議の開催

④介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化(社会保障の充実)

(2) 保険者機能の強化 6.2 億円(5.3 億円)

①高齢者の自立支援、介護予防の横展開【一部新規】【推進枠】2.8 億円(1.8 億円)

②ケアマネジメント手法の標準化【新規】【推進枠】 1 億円

- ③介護・医療関連情報の「見える化」の推進【一部推進枠】 2.5 億円(3.5 億円)
- (3)次世代介護技術の活用による生産性向上 5.4 億円(3 億円)
 - ①介護ロボット開発等加速化事業【推進枠】 3 億円(3 億円)
 - ②介護分野の ICT の活用等による生産性の向上【新規】【推進枠】 2.3 億円
- (4)介護離職防止のための相談機能の強化【新規】【推進枠】 1.9 億円
- (5)地域医療介護総合確保基金(介護分)の実施(社会保障の充実)
 - ①介護施設等の整備に関する事業
 - ②介護従事者の確保に関する事業
- (6)認知症高齢者等にやさしい地域づくりのための施策の推進 90 億円(81 億円)
 - ①認知症に係る地域支援事業の充実(社会保障の充実)(再掲)
 - ②認知症施策の総合的な取組 19 億円(16 億円)
 - ア 認知症疾患医療センターの整備の促進 8.5 億円(8 億円)
 - イ 認知症の人の地域活動の支援【新規】【推進枠】 55 百万円
 - ウ 認知症高齢者の見守り体制の整備【一部新規】【一部推進枠】 99 百万円(29 百万円)
 - エ 若年性認知症施策の推進 1.5 億円(87 百万円)
 - オ 成年後見制度の普及・利用促進【一部新規】【一部推進枠】 75 百万円(45 百万円)
 - ③認知症研究の推進【一部推進枠】(再掲) 14 億円(8.6 億円)
- (7)地域での介護基盤の整備 464 億円(444 億円)
 - ①介護施設等の整備に関する事業(社会保障の充実)(再掲)
 - ②介護施設等における防災対策等の推進【推進枠】 41 億円(21 億円)
- (8)生涯現役社会の実現に向けた環境整備等 29 億円(29 億円)
- (9)適切な介護サービス提供に向けた取組の支援【一部推進枠】 124 億円(113 億円)

第 3 「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上

- 1 非正規雇用労働者の待遇改善、長時間労働の是正等 816 億円(578 億円)
- 2 人材確保対策の推進や労働生産性の向上等による労働環境の整備 671 億円(563 億円)
- 3 地方創生の推進 228 億円(142 億円)
- 4 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり 106 億円(102 億円)

第 4 女性、若者、高齢者、障害者等の多様な働き手の参画

- 1 女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化 347 億円(311 億円)
- 2 若者の活躍促進 249 億円(207 億円)
- 3 高齢者の活躍促進 227 億円(155 億円)
- 4 障害者、難病・がん患者等の活躍促進 278 億円(235 億円)
- 5 外国人材の活用・国際協力 65 億円(46 億円)
- 6 重層的なセーフティネットの構築 1,576 億円(1,592 億円)
 - (1)雇用保険制度、求職者支援制度によるセーフティネットの確保 1,487 億円(1,524 億円)
 - (2)生活困窮者に対する就労支援の強化等【一部新規】【一部推進枠】(再掲) 89 億円(68 億円)

第 5 健康で安全な生活の確保

- 1 感染症対策 292 億円(209 億円)
- 2 がん対策、肝炎対策、健康増進対策 1,148 億円(1,146 億円)

3 難病などの各種疾病対策、移植医療対策 1,549 億円(1,483 億円) 等

第 6 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

1 「地域共生社会」の実現に向けた新たなシステムの構築 279 億円(236 億円)

(1)世帯全体の複合的な課題を受け止める包括的・総合的な相談支援等の推進 10 億円(5 億円)

①多機関の協働による包括的支援体制構築事業【推進枠】 10 億円(5 億円)

②各分野における相談体制の充実

(2)地域の支え合いの再生・活性化 32 億円(6.9 億円)

①住民による地域福祉活動体制の強化【新規】【推進枠】 20 億円

②多様な地域の支え合いの再生、活性化支援【一部新規】【一部推進枠】 12 億円(6.9 億円)

(3)多様な活躍・就労の機会の確保、就労支援の推進(受け手から支え手へ)

【一部新規】【一部推進枠】 236 億円(224 億円)

(4)民間事業者と協働して行う地域福祉・健康づくり事業の実施【新規】 1.5 億円

2 生活困窮者の自立・就労支援等の推進及び生活保護制度の適正実施

3 兆 72 億円(2 兆 9,581 億円)

(1)生活困窮者自立支援制度の着実な推進及び生活保護制度の適正実施

2 兆 9,983 億円(2 兆 9,513 億円)

①生活困窮者等に対する自立支援【一部新規】【一部推進枠】 429 億円(400 億円)

ア 子どもの学習支援事業の強化【一部新規】【一部推進枠】(再掲) 44 億円(33 億円)

イ 生活困窮者自立支援制度における居住支援の取組強化

ウ 生活困窮者等の就労準備支援の充実【新規】【推進枠】 8.7 億円

エ 生活困窮者自立支援試行的事業の実施【新規】【推進枠】 15 億円

②新たな生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施 86 百万円(85 百万円)

③生活保護制度の適正実施

ア生活保護に係る国庫負担 2 兆 9,074 億円(2 兆 8,711 億円)

イ 医療扶助の適正実施の更なる推進【新規】【推進枠】 53 億円

(2)生活困窮者に対する就労支援の強化等【一部新規】【一部推進枠】(再掲) 89 億円(68 億円)

3 福祉・介護人材確保対策等の推進 107 億円(81 億円)

(1)地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進

(社会保障の充実)(再掲)

(2)介護人材の機能の明確化やキャリアアップの推進等に向けたモデル的な取組の実施

【新規】 1 億円

(3)社会福祉法人の創意工夫による多様な福祉サービスの展開【新規】【推進枠】 24 億円

(4)ハローワークにおける人材確保支援の充実(再掲)17 億円(17 億円)

4 自殺対策の推進 32 億円(30 億円)

第 7 障害者支援の総合的な推進

1 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進

1 兆 7,172 億円(1 兆 6,098 億円)

- (1)良質な障害福祉サービスの確保 1兆302億円(9,701億円)
- (2)障害児の発達を支援するための療育などの確保 1,768億円(1,458億円)
- (3)地域生活支援事業の着実な実施【一部新規】【一部推進枠】 484億円(464億円)
- (4)障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備【一部推進枠】 100億円(70億円)
- (5)障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供 2,326億円(2,301億円)
- (6)障害者自立支援機器の開発の促進【一部新規】【一部推進枠】 2.9億円(1.6億円)
- (7)芸術文化活動の支援の推進【一部新規】【一部推進枠】 3.6億円(1.5億円)

2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進 220億円(205億円)

- (1)精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進【一部新規】【一部推進枠】
4.8億円(49百万円)

※地域生活支援事業(484億円)の内数／障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備(100億円)の内数

- (2)精神科救急医療体制の整備 16億円(14億円)
- (3)災害時心のケア支援体制の整備 63百万円(31百万円)
- (4)心神喪失者等医療観察法の医療提供体制の確保など 190億円(186億円)
- (5)依存症対策の推進【一部推進枠】(再掲) 5.3億円(1.1億円)

3 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進 2.1億円(2億円)

4 障害者への就労支援の推進 156億円(134億円)

- (1)精神障害・発達障害・難病患者など多様な障害特性に応じた就労支援の推進
【一部新規】【一部推進枠】(再掲) 52億円(40億円)
- (2)障害者及び企業への職場定着支援の強化(再掲) 91億円(83億円)
- (3)就労支援事業所等で働く障害者への支援【一部推進枠】 10億円(9.8億円)
 - ①工賃向上等のための取組の推進 2.3億円(2.3億円)
 - ②障害者就業・生活支援センターによる働く障害者への生活面の支援などの推進 8.2億円(7.5億円)
- (4)農福連携による障害者の就農促進【推進枠】 2.1億円(1.1億円)
- (5)障害者の介護人材等育成支援【新規】【推進枠】 30百万円

第8 安心できる年金制度の確立

1 持続可能で安心できる年金制度の運営 11兆4,067億円(11兆2,438億円)

東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興への支援

(被災者・被災施設の支援)

- 被災地心のケア支援体制の整備(一部復興) 14億円(14億円)
- 障害福祉サービスの再構築支援(復興) 3億円(3億円)
- 被災地における福祉・介護人材確保対策(復興) 91百万円(91百万円)
- 医療・介護・障害福祉制度における財政支援(復興) 133億円(133億円)
 - ①避難指示区域等での医療保険制度の特別措置(復興) 87億円(87億円)
 - ②避難指示区域等での介護保険制度の特別措置(復興) 46億円(45億円)
 - ③避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置(復興) 16百万円(16百万円)
- 被災地域における地域医療の再生支援(復興) 260億円

○被災した各種施設等の災害復旧に対する支援(復興) 220 億円(199 億円)

- ①児童福祉施設等の災害復旧に対する支援(復興) 7.6 億円(5.8 億円)
- ②介護施設等の災害復旧に対する支援(復興) 39 億円(26 億円)
- ③障害福祉サービス事業所等の災害復旧に対する支援(復興) 14 億円(14 億円)
- ④保健衛生施設等の災害復旧に対する支援(復興) 6.1 億円(2.7 億円)
- ⑤水道施設の災害復旧に対する支援(復興) 153 億円(151 億円)

○被災者支援総合交付金(復興庁所管)による支援(復興) 220 億円の内数(220 億円の内数)

○熊本地震の被災者に対する見守り・相談支援等の推進 8.8 億円

等

*平成 28 年度第 2 次補正予算

財務省 http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2016/index.htm

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/>

*平成 29 年度予算概算要求・税制改正要望

財務省 http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2017/index.htm#gaisan

厚生労働省 (概算要求) <http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/>

(税制改正要望) <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000135263.html>

11. 人材確保

《直近の動向》

➤ 2016.10.5 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会

- ▶ 同委員会がとりまとめた「2025 年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環の確立に向けて～」(平成 27 年 2 月 25 日)では、介護人材の類型化・機能分化については、実態を把握・検証し、具体的な検討・整理を進めること、また、平成 28 年度を目途に一定の方向性を示すべきとされているところであり、委員会での議論が再開された。
- ▶ 介護人材が担う機能とキャリアパス、社会福祉士のあり方が検討事項とされており、平成 29 年 3 月の報告書とりまとめに向け議論が進められる。
- ▶ 会議では、介護人材の機能とキャリアパス等について議論した。

《検討事項》

検討課題	具体的な検討内容(例)
介護人材が担う機能	・介護人材の業務実態等の把握・検証について ・多様な人材が携わる介護現場における目指すべき姿について ・介護人材(特に介護福祉士)が担うべき役割と求められる能力について
介護人材のキャリアパス	・介護福祉士の担うべき役割を踏まえたキャリアパス ・介護人材のすそ野の拡大に向けた入門的研修の導入について ・介護分野に参入した介護人材のキャリアパスの全体像について
社会福祉士のあり方	・社会福祉士のさらなる活躍の場の創出について ・専門性の高い社会福祉士の養成について ・社会福祉士に対する理解促進について

※現時点でのものであり、今後、追加・変更がありうる。

➤ 2016.10.4 外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会：とりまとめ

- ▶ EPA 介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加するに当たっての必要な対応について(案)をもとに、とりまとめの議論を行った。

《とりまとめ・概要》

既存の制度を踏まえた追加的に必要な対応

①日本の生活に合わせたサービス提供

○サービス提供責任者に、訪問介護員等に対する研修、技術指導、業務の実施状況の把握等を行うことが義務付けられていることを踏まえ、事業者等が EPA 介護福祉士に、次に例示する事項を含む研修を行う。

- ・訪問介護の基本事項(心得・倫理、プライバシーの保護等)
- ・生活支援技術(高齢期の食生活、住生活、調理、掃除、ゴミ出し等)
- ・利用者、家族や近隣とのコミュニケーション
- ・日本の生活様式(文化・風習・習慣、年中行事等)
- ・訪問介護計画書に記載されたとおりのサービス提供をすることなど

②緊急事態発生時の対応

○事業者、運営規程において緊急時等の対応方法を定めること等が義務付けられていることを踏まえ、事業者等が、次に例示する事項を含む緊急時の対応マニュアルの整備を行うとともに、EPA 介護福祉士への研修を行う。

- ・ 緊急時の対応（緊急時の連絡先・その手段（携帯電話の貸与等）・連絡体制の確認、応急処置・救急車の要請などの急変時の対応）
- ・ 事故発生時の対応（利用者の誤嚥・転倒などの事故、利用者宅における物損事故、移動中の事故等への対応）
- ・ 感染症への対応（感染予防、嘔吐物の処理等）
- ・ リスクマネジメント（ヒヤリ・ハット事例等）
- ・ 災害発生時の対応（ハイリスク利用者の把握、避難時の対応等）

③訪問サービス提供に関する適切な記録等の作成

○事業者等が、次に例示する事項など、記録や報告事項の記載方法について工夫し、正確かつ、よりスムーズに、EPA 介護福祉士が適切な記録等を作成できるようにする。

- ・ チェックシート方式による簡略化
- ・ 記載事項を5W1Hなどに分けて記載できるような様式の設定
- ・ 文字の色分けによる優先順位、緊急度の区別
- ・ 申し送り事項の明確化

○また、訪問系サービスの提供に当たって、EPA 介護福祉士が一人で適切に行えるよう、数回程度又は一定期間、サービス提供責任者等が同行する等の必要な OJT を行う。なお、回数や期間については利用者や EPA 介護福祉士等の個々の状況により適切に判断されるべきものである。

※日本語能力について

○サービス提供責任者等が、訪問系サービスを提供する EPA 介護福祉士が、一定以上の適切な日本語の運用能力を有することを把握、判断したうえで、訪問介護員として配置するなど、サービス提供が適切に行われるように留意する。なお、EPA 介護福祉士は、介護福祉士国家試験に合格していることなどから、同様の観点からの更なる要件は不要であるとの意見が多くを占めた一方で、EPA 介護福祉士の人権擁護及び公的介護保険の下での介護の質の確保の観点から、日本語能力に関する要件を設けるべきとの意見があった。

○なお、EPA 介護福祉士による訪問系サービスの提供に当たっては、事業所におけるサービス提供責任者が、研修、技術指導、業務の実施状況の把握等、重要な役割を果たすことから、事業所において、その役割が十分果たせるように留意をすることが適切である。ただ、現実問題として、事業所におけるサービス提供責任者は多忙であり、上記のような役割が果たせるかどうか懐疑的であるとの意見があった。

福祉、介護、子ども・子育てに関する資格制度の検討状況等（主な事項）

1. 専門職種の統合・連携

(1) 厚生労働省まち・ひと・しごと創生サポートプラン（平成 27 年 3 月 13 日）

Ⅲ 医療・介護、福祉サービスの基盤整備に関する取組方針

○地方圏や中山間地域においては、人材確保やサービス提供が困難な地域の増加に備え、利用者の

利便性や相乗効果も勘案し、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉といった福祉サービスの融合を図ることが必要である。厚生労働省としても、その更なる推進方策とともに、これらのサービスの担い手となる専門職種を統合・連携させる方策を検討するための検討チームを設置する。

(2)新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム

①「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現ー新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンー」(平成 27 年 9 月 17 日)

【総合的な福祉人材の確保・育成】

- 日本の労働力人口が減少する中であって、他業種から福祉人材を確保することは一層困難な状況となる。このため、福祉業界における働き方・キャリアの積み方をより魅力的なものとし、福祉人材であり続けることを可能とする必要がある。具体的には、福祉の各分野・各業務に限定したキャリアステップ(例えば、介護従事者が介護に直接従事するサービスの分野のみでキャリアを考えることなど)のみでは福祉人材の旺盛な福祉マインドを充足するには十分ではなく、幅広い業務があり多様性を有する福祉という業界全体でのキャリアステップを可能とすることが求められる。必ずしも一つの分野のみで働いていくのではなく、そのライフステージ等に応じて異なる分野で活躍できるよう、多様なキャリアステップを歩める環境の整備を検討する必要がある。
- また、新しい地域包括支援体制を確立するため、これらを担う福祉人材のあり方を検討する必要がある。その福祉人材としては、複数分野を束ね、必要とされる支援を実施するために業務や職員をコーディネートする者や、自らの専門分野の他に分野横断的な福祉に関する基礎知識を持つことにより様々な分野の基礎的な支援については臨機応変に担うことができる人材が求められている。

【中長期的な検討課題】

- 現在の福祉サービスを担う人材は、支援対象者類型ごとに対応する形で、各分野の専門性を有する人材が育成されてきた。一方で、新たな地域包括支援体制の基盤となる人材には、分野横断的な知識、専門性を有することが求められるのであり、こうした人材を育成・確保するためには、分野横断的な資格のあり方も含めた検討が必要となる。
- こうした分野横断的な資格のあり方としては、例えば、現在ある資格を基礎に総合的な資格を創設するといったことも考えられるが、①どのような専門性を組み合わせ、資格化する必要があるのか、②単に複数の資格を統合するのか、福祉分野に共通する専門性を資格化するのか(その場合、共通の専門性とはどのようなものか、共通資格と他の資格との接続のあり方をどう考えるか)等について、関係者のニーズ等もよく踏まえた上で整理し、十分な検討を加える必要があるため、まずは、福祉分野全般にわたる基礎的な知識を有する人材の育成や、複数分野の専門性を容易に身につけることができる環境の整備により、様々な分野の知識、専門性を持つ人材の育成を進めつつ、分野横断的な資格のあり方について、中長期的に検討を進めて行くことが必要と考えられる。

②「新しい時代に対応した福祉の提供ビジョン」工程表(平成 28 年 3 月 24 日)

新たなシステムを担う人材の育成・確保

- 福祉ニーズの多様化・複雑化や人口減少などの地域社会の変容に対応し、また、共生型社会の実現、効率的・効果的なサービスの提供を図るため、以下のような人材を育成・教育する必要がある。組み立て、提供までの一貫した支援体制を構築するコーディネートのスキルを持つ人材門性のみならず福祉全般に一定の基本的な知見を有する人材また、生産年齢人口が減少する中で、限られた人材を有効に活用し、担い手となる人材を着実に確保する必要がある。
- ①コーディネート人材の配置等をモデル的に取り組む自治体への支援等を実施する

- ②福祉分野横断的な基礎的知識の研修を実施する
- ③福祉人材の多様なキャリア形成支援・福祉労働市場内での人材の移動促進のための環境整備を図る
- ④潜在有資格者の円滑な再就業の促進を図る
- ⑤限られた人材を有効に活用するための機能分化を推進する
- ⑥多様な人材層からの参入促進(非資格保有者など、すそ野の拡大)を図る

【取組事項・抜粋】

- 介護人材養成に係る貸付の拡充
- 新たな研修プログラムの開発等
- 社会福祉士のあり方の検討
- 共通研修の創設等
- 福祉系国家資格所持者等の保育士資格取得の負担軽減
- 社会的養護を担う人材の育成 など

(3)「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部(平成 28 年 7 月 15 日～)

- 地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていく必要がある。また、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスも「丸ごと」へと転換していくため、サービスや専門人材の養成課程の改革を進めていく必要がある。
- 実現本部に「専門人材ワーキンググループ」を設置し検討する。

【医療・福祉人材の最大活用のための養成課程の見直し】

- 対応の方向性:複数の医療・福祉資格を取りやすくし、医療・福祉人材のキャリア・パスを複線化
- 具体的な取組
 - ・医療・福祉の複数資格に共通の基礎課程を創設し、資格ごとの専門 課程との 2 階建ての養成課程へ再編することを検討。
 - ・資格所持による履修期間の短縮、単位認定の拡大を検討。

【今後の進め方のイメージ(たたき台)より抜粋】

:人材キャリアパスの複線化

平成 28 年度(2016)	○福祉系有資格者 への保育士養成課程・試験科目一部免除の検討・結論 ○介護福祉士と 准看護師の 相互単位認定の検討・結論	
平成 29 年度(2017)	↓	◇共通基礎課程の検討・結論
	↓	↓
平成 30 年度(2018)	○資格所持による履修期間短縮、資格間の単位認定拡大(資格毎に検討・順次実施)	↓
平成 31 年度(2019)	↓	↓
平成 32 年度(2020)	↓	↓
平成 33 年度(2021)		◇共通基礎課程の順次実施
...		
我が事・丸ごとの地域づくり、サービス・専門人材の丸ごと化の全面展開(2020 年代初頭)		

(4)保健医療 2035 推進本部

：保健医療 2035 実行プラン・工程表(平成 27 年 9 月 27 日)

- 11 総合的な資格創設(医療・看護・介護・リハビリ含めた対応が可能な職種)を検討する
- 110 地域包括ケアを総括的に進める者の育成を図るとともに、医療と福祉の多職種連携を前提とした人材育成を行う
- 111 医療や福祉の資格の共通基盤(養成課程等)を整備する

2. 社会福祉士

(1)社会福祉士の役割の明確化、養成カリキュラム等に関する検討

⇒社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会(平成 28 年 10 月 5 日～再開)

- 「新しい時代に対応した福祉の提供ビジョン」工程表(平成 28 年 3 月 24 日)において、「複合的な課題を抱える者の支援においてその知識等を発揮することが期待される社会福祉士について、コーディネート人材としての活用を含め、その在り方を検討」するとした。
- 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会(平成 28 年 10 月 5 日再開)における検討事項とされている。

3. 介護福祉士

(1)社会福祉法等の一部を改正する法律(平成 28 年 3 月 31 日)

- 介護福祉士の資格取得方法の一元化を実施し、資質・社会的評価の向上をはかる。
- 若者や他業界からの参入促進、現場の介護人材のキャリア志向を向上させる措置を講じる
- 平成 29 年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5 年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入
- 他産業からの参入促進をはかる観点からの福祉系高校の「通信課程」の復活等
- 介護福祉士に係る喀痰吸引等の規定については、平成 28 年度以前に介護福祉士の資格を有していた者と同様の取扱い

(2)介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会(平成 28 年 3 月 30 日・とりまとめ)

- 介護キャリア段位制度の現状と課題等を整理するとともに、介護職員のさらなる資質向上に向けて今後の制度の在り方等について検討した。
- 「介護キャリア段位の取組み実績と評価」を整理し、その上で、「介護キャリア段位の取組みを踏まえた介護事業所・施設における人材育成の考え方」と「介護キャリア段位の仕組みの見直し」について方向性が整理した。

(3)社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会(平成 28 年 10 月 5 日～再開)

- 介護人材が担う機能とキャリアパスにおける検討事項とされている。

4. 保育士

(1)保育士養成課程等検討会(平成 27 年 6 月 5 日～)

- 保育士養成課程等の見直しや、今後の保育士養成等の課題について検討
 - ・保育士養成課程等の見直しに関する事項
 - ・保育士養成制度の課題に関する事項
 - ・地域限定保育士試験における実技試験に代わる講習又は実習に関する事項

・指定保育士養成施設の養成課程と保育士試験の試験問題との整合性に関する事項

(2) 保育士等確保対策検討会(平成 27 年 11 月 9 日～12 月 4 日:緊急的なとりまとめ)

○保育士をはじめとする保育の担い手の確保に向けた対策について、「保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ」を確認し・公表した(12 月 4 日)。

5. 児童福祉司

(1) 社会保障審議会 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会報告書(平成 27 年 8 月 28 日)

○児童福祉司の国家資格化

- ・児童福祉司の専門性の向上を担保するため、ソーシャルワークに着目した国家資格化を目指した検討が必要。
- ・ただし、資格化に至るまでには様々な課題を整理することが必要。
- ・資格化の検討に限らず、児童福祉司の専門性を高める方策についても検討が必要。

**(2) 社会保障審議会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会
(平成 28 年 3 月 10 日:報告(提言)とりまとめ)**

○児童福祉司の質の向上と国家資格化については、「一定の基準に適合する研修の受講を義務付けるべきである」とした。また、児童相談所に配置することが必要な人材について、法律上明確に位置付けるとともに、任用要件で質を、配置標準で量を、担保する必要があるとした。

(3) 子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ(平成 28 年 7 月 29 日～)

【検討事項 ※抜粋】

①平成29年4月1日の改正児童福祉法施行に向け、優先的に検討を進めることが必要な事項

○研修又は任用前講習会のガイドラインの策定等※

- ・スーパーバイザーを含む児童福祉司
- ・社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者を児童福祉司として任用する場合の者
- ・要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職

※研修科目・時間(講義・実習)、保有資格に応じた科目免除の内容、講師の選定基準、研修の実施体制、研修方法などの策定

②児童相談所等における将来的な専門職のあり方、人材育成等専門性の向上等について十分な検討を行うことが必要な事項

○児童相談所の体制強化(専門職の配置基準、中核市・特別区における設置支援、要保護児童の通告の在り方及び児童相談所の業務の在り方等)に向けた更なる方策○

○児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策(専門性を担保するための資格に関する検討を含む)

○研修の実施体制、研修方法の充実・向上について

6. 公認心理士

○「公認心理師法」が、参議院で可決・成立(平成 27 年 9 月 9 日)

○心理職の国家資格化。公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする

* 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=224742>

* 外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=225506>

12. 災害対策

《直近の動向》

➤ 2016.4.14 平成 28 年熊本地震発生
▶ 4 月 14 日のマグニチュード 6.5(最大震度 7)、4 月 16 日のマグニチュード 7.3(最大震度 7)の地震発生後、熊本地方を中心に甚大な被害が広がっている。 ▶ これに対し、4 月 26 日に激甚災害の指定、5 月 2 日に特定非常災害の指定がなされている。
* 社会福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について * 平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/20160426_01kisyu.pdf * 平成 28 年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan04_02000044.html

13. その他

《直近の動向》

➤ 2016.8.5 平成 26 年度「社会保障費用統計」とりまとめ：公表

- ▶ 国立社会保障・人口問題研究所は、平成 26(2014)年度の「社会保障費用統計」をとりまとめ、公表した。
- ▶ 年金や医療保険、介護保険、雇用保険、生活保護など、社会保障制度に関する1年間の支出を、OECD(経済協力開発機構)基準による「社会支出」とILO(国際労働機関)基準による「社会保障給付費」の2通りで集計している。
- ▶ 「社会支出」(OECD 基準)は「社会保障給付費」(ILO 基準)と比べ、施設整備費など直接個人に渡らない支出まで集計範囲に含んでおり、国際比較の観点から重要な指標であることから、多くの国々で活用されている。日本では戦後まもなくから現在に至るまで集計され、政策議論に欠かせない統計であるとされている。

《概要》

- 2014 年度の「社会支出」総額は 116 兆 8,532 億円で、対前年度増加額は 1 兆 4,196 億円、伸び率は 1.2%となっているが、GDP の対前年度比は 1.5%増であり、対 GDP 比は 2 年連続で下落
 - 2014 年度の「社会保障給付費」総額は 112 兆 1,020 億円で、対前年度増加額は 1 兆 3,970 億円、伸び率は 1.3%となっているが、GDP の対前年度比は 1.5%増であり、対 GDP 比は 2 年連続で下落
 - 1人当たりの「社会支出」は 91 万 9,500 円、「社会保障給付費」は 88 万 2,100 円
 - 社会支出を政策分野別にみると、最も大きいのは「高齢」で 54 兆 8,747 億円、次いで「保健」の 39 兆 5,385 億円。この 2 分野で総額の約 8 割(80.8%)を占め、社会支出の伸びを牽引
 - 社会保障給付費を「医療」、「年金」、「福祉その他」に 3 分類すると、「医療」は 36 兆 3,357 億円で総額に占める割合は 32.4%、「年金」は 54 兆 3,429 億円で同 48.5%、「福祉その他」は 21 兆 4,234 億円で同 19.1%
 - 社会保障給付費に対応する、社会保険料や公費による負担などの「社会保障財源」※は、総額 136 兆 5,729 億円で、前年度に比べ 9 兆 2,777 億円増
 - 財源項目別にみると「社会保険料」が 65 兆 1,513 億円で、収入総額の 47.7%を占める。次に「公費負担」が 44 兆 8,373 億円で 32.8%を占める
- ※社会保障財源の概念は社会保障給付費と同様 ILO 基準に対応するもので、総額には、給付費に加えて、管理費及び施設整備費等の財源も含まれる。

➤ 2016.7.12 平成 27 年「国民生活基礎調査」とりまとめ：公表

- ▶ 厚生労働省は、平成 27 年の国民生活基礎調査の結果をとりまとめ、公表した。
- ▶ 平成 27 年は、簡易な調査の実施年にあたり、世帯票は約 5 万 9 千世帯、所得票は約 9 千世帯を対象として調査し、世帯票は約 4 万 7 千世帯、所得票は約 7 千世帯が集計されている。

《概要》 ※〈 〉は平成 26 年調査の結果

1 世帯の状況

- 高齢者世帯は 1271 万 4 千世帯<1221 万 4 千世帯>、全世帯の 25.2%<24.2%>と増加傾向
注：高齢者世帯は、65 歳以上の人のみか、65 歳以上の人と 18 歳未満の未婚の人で構成する世帯

- 65 歳以上の者は 3465 万 8 千人となっている。家族形態をみると、「子と同居」の者が 1352 万 6 千人(65 歳以上の者の 39.0%)で最も多く、次いで「夫婦のみの世帯」(夫婦の両方又は一方が 65 歳以上)の者が 1346 万 7 千人(同 38.9%)、「単独世帯」の者が 624 万 3 千人(同 18.0%)
- 児童のいる世帯における母の仕事の有無は、「仕事あり」が 68.1%<65.7%>と増加
注:児童は、18 歳未満の未婚の人

2 所得等の状況

- 1世帯当たり平均所得金額は 541 万 9 千円<528 万 9 千円>と増加
- 「高齢者世帯」が 297 万 3 千円<300 万 5 千円>と減少、「児童のいる世帯」が 712 万 9 千円<696 万 3 千円>と増加
- 所得金額階級別世帯数の相対度数分布をみると、「200～300 万円未満」が 14.0%、「100～200 万円未満」が 13.6%及び「300～400 万円未満」が 13.1%と多くなっている。中央値(所得を低いものから高いものへと順に並べて 2 等分する境界値)は 427 万円であり、平均所得金額(541 万 9 千円)以下の割合は 61.2%
- 各種世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額をみると、全世帯では「稼働所得」が 74.5%、「公的年金・恩給」が 19.6%であるが、高齢者世帯では「公的年金・恩給」が 67.5%、「稼働所得」が 20.3%
- 公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のなかで「公的年金・恩給の総所得に占める割合が 100%の世帯」は 55.0%
注:所得は、平成 26 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの1年間の所得
- 生活意識が「苦しい」とした世帯は 60.3%<62.4%>と減少
- 年次推移をみると、「苦しい」の割合はおおむね上昇傾向
- 各種世帯の生活意識をみると、「苦しい」の割合は、「高齢者世帯」が 58.0%、「児童のいる世帯」が 63.5%
注:生活意識は、5 段階の選択肢であり、「苦しい」は「大変苦しい」「やや苦しい」の合計

*平成 26 年度「社会保障費用統計」 ※国立社会保障・人口問題研究所 HP

http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss-h26/fsss_h26.asp

*平成 27 年度「国民生活基礎調査」

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa15/index.html>

自由民主党 社会福祉推進議員連盟 御中

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 井手之上 優

社会福祉法人制度改革に関する要望書

全国 2 万余の社会福祉法人は、今回の社会福祉法改正の趣旨を受け止め、地域住民の信頼と支持のもと、今後も各地域の福祉基盤の主たる担い手としての役割を果たしていくとともに、経営体制の強化とその他の法人本部機能の強化、組織・事業の透明性の向上に努めてまいります。

社会福祉法人は、これまで地域のセーフティネットとして、制度の狭間におかれた福祉課題・生活問題のある人々への支援を行なってきました。さまざまな事業規模、各種施設・事業を営む社会福祉法人が、地域の増大・多様化する福祉ニーズに対し、主体的、柔軟に、多様な福祉サービス・支援活動が展開できる制度となるよう、下記について要望いたします。

平成 28 年 4 月 1 日施行にかかる事項

1. 「地域における公益的な取組」を行う責務

社会福祉法人が、地域の実態に即して福祉サービスや支援活動が主体的に展開できるよう、「地域における公益的な取組」について、その内容を限定列挙しないでください。

2. 措置費、運営費の性格と「責務」の関係等

すべての社会福祉法人が上記の責務を果たすことができるよう、措置費や運営費のあり方について検討してください。

あわせて、法人の創意工夫のもと多様な取組が行われるためにも、職員配置や施設・設備の活用について弾力化を図ってください。

3. 指導監督の権限移譲

都道府県の区域で事業を行う法人であって主たる事務所が指定都市に所在する法人については、所轄庁が都道府県から指定都市に移譲されることになっていますが、都道府県社会福祉協議会は都道府県域での活動を総合的に調整し地域福祉の推進をはかることを役割としており、都道府県との連携・協働が不可欠です。

については、都道府県と指定都市が十分に連携・協働をはかるようご調整・指導してください。

平成 29 年 4 月 1 日施行にかかる事項

4. 会計監査人の設置

一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人を設置することとされていますが、設置については社会福祉法人に過度な負担がかからないようにしてください。

5. 「社会福祉充実残額」の算定

「社会福祉充実残額」については、法人の主体性・自律性を損なうことなく、事業の継続に必要な財産額が適切に算定される必要があります。財務規律の強化、内部留保の明確化にあたっては、それぞれの社会福祉法人の事業内容や規模が多様であるため、社会福祉法人の主体性のもとに、そうした実情を反映できるしくみにしてください。

また、大規模災害の発生時に、被災した場合に、社会福祉事業及び地域における災害対応ができるように、そうした備えを必置としてください。

平成 28 年 5 月 20 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 井手之上 優

平成 28 年熊本地震の被災地支援・復興に関する要望

このたびの平成 28 年熊本地震において、全国社会福祉協議会では構成組織とともに、発災直後から被災地の社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会への支援を通じ、被災者の支援を行ってきました。

被災地の復興に向け継続的な支援を行っていくため、国において早急な対応を要望します。

1. 要援護者への適切な福祉サービスの提供

- ①高齢者、障害者等に配慮したバリアフリーの福祉避難所等の設置と運営・機能への支援
- ②福祉避難所への要援護者の移動の支援
- ③福祉避難所等への介護職員、保育士、看護職員等専門職の配置および訪問活動の実施の支援

2. 福祉施設および福祉サービスの事業継続・再開のための支援

- ①被災した全ての福祉施設・事業所の早期復旧のための財政措置の確保
- ②福祉施設・事業所の機能を維持するための長期的・継続的な人的支援等のための財政措置の確保
- ③被災地における社会福祉法人に対する指導監査の実態を踏まえた弾力的な対応

3. 被災者の生活支援の強化

(1) 県・市町村の災害ボランティアセンター活動への支援

- ①被災者支援のための専門のボランティアコーディネーターの配置
- ②災害ボランティアセンターへの全国の社会福祉協議会職員の派遣に要する費用の補助（旅費、宿泊費、保険料等）

(2) 仮設住宅等における生活支援

- ①仮設住宅・復興住宅等を訪問して相談・助言や生活支援を行う「生活支援相談員」の配置

(3) 生活困窮者自立支援制度による生活困窮者の支援

- ①被災による相談者の増加に対応するための自立相談支援機関「相談支援員」の配置等の相談支援体制の強化

(4)生活福祉資金の特例貸付等のための事務費の確保

- ①被災地における緊急小口資金特例貸付および住宅補修費等の生活福祉資金貸付に必要な相談体制等整備に要する事務費の確保
- ②被災地の社会福祉協議会への他県からの応援社協職員の派遣に要する費用の補助(旅費、宿泊費、保険料等)

(5)民生委員・児童委員活動への支援

- ①被災地において住民の相談支援にあたる民生委員・児童委員、および民生委員児童委員協議会の活動に係る財政支援

4. 国庫補助による財源確保

以上の事項について、被災地支援・復興対策として全額国庫負担とし、長期にわたる財源確保を図ってください。

平成 28 年 6 月 9 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

平成 29 年度 社会福祉制度・予算・税制等に関する要望書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 井手之上 優

【福祉制度・予算要望事項】

1. 社会保障・社会福祉制度の拡充のための財源確保
2. 社会福祉法人の公益的な事業・活動の取組と法人基盤の強化
3. 地域における生活困窮者自立支援の総合相談・生活支援体制の強化
4. 民生委員・児童委員の活動環境の改善
5. 地域包括ケアシステムの構築・高齢者保健福祉施策の拡充、介護保険事業の安定運営の強化
6. 地域社会における共生の実現のための障害者支援施策の拡充
7. 子ども・子育て支援新制度による保育・社会的養護施設施策の拡充と質の向上
8. 福祉サービスの質の向上と権利擁護の強化
9. 成年後見制度など総合的な権利擁護支援の体制整備
10. 福祉人材の確保、定着、育成等の対策の強化
11. 東日本大震災の被災者支援・地域復興の支援の強化
12. 大規模災害対策・防災対策への対応の強化
13. 低所得者対策の一層の充実

【税制要望事項】

1. 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持
2. 生活困窮者支援事業にかかる固定資産税等の非課税の実現

【福祉制度・予算要望事項】

1. 社会保障・社会福祉制度の拡充のための財源確保

(1) 増大する福祉ニーズと質の向上のための平成 29 年度社会福祉関係予算の確保

- ・国は、平成 27 年 6 月に閣議決定した『経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2015』において、2020 年度（平成 32 年度）までの今後 5 年間の「経済・財政再生計画」を示し、「社会保障は歳出改革の重要分野」との考え方のもとに、「計画の初年度である平成 28 年度予算から手を緩めることなく本格的な改革に取り組む」とし、主要な改革については 2016 年度から 2018 年度までの 3 年間を「集中改革期間」に位置付け、毎年度の予算編成、法案等に反映させるとしています。
- ・一方、福祉ニーズが多様化、深刻化しているなか、高齢者福祉、障害者福祉、保育・児童福祉、生活困窮者福祉等の各福祉サービスの量的、質的な拡充は必要不可欠です。
- ・各福祉サービスの平成 29 年度予算の財源確保、及び国民の福祉向上のために将来にわたり安定的に運営できる財源確保を図られるよう、要望します。

(2) 消費税増税の延期による影響と社会福祉制度の拡充のための財源確保

- ・平成 27 年 10 月から延期されていた消費税率の 10%への引上げが、平成 29 年 4 月から平成 31 年 10 月に再延期の予定です。消費税増税分については、毎年 1 兆円増える社会保障の安定財源確保と充実のため、「国民年金」「医療」「介護」「子ども・子育て」4 分野に充当するとされていますが、増税の再延期となれば、関係施策の拡充はきわめて厳しくなると見込まれます。
- ・現状において、子ども・子育て支援のための 0.3 兆円の確保も見通しが立たない状況にあり、平成 29 年度予算編成はさらに厳しい状況と言わざるを得ません。喫緊の貧困問題等のセーフティネット対策の諸施策を含め、国民の期待と福祉ニーズに応えるための各制度の拡充に必要な財源確保を図られるよう、要望します。

2. 社会福祉法人の公益的な事業・活動の取組と法人基盤の強化

(1) 社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会による公益的な事業・活動の取組促進と法人基盤の強化

- ・平成 28 年 3 月末に、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、及び地域における公益的な活動等の社会福祉法人改革の事項を定めた「社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。
- ・社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会（以下、「社協」という）等が、法人本部機能

の強化を図るとともに、それぞれに有する資源、機能、専門性を活かし、公益的な事業・活動として、地域の実態に即して地域で暮らす生活困窮者等への支援などを積極的に行うための環境整備を図られるよう、要望します。

①「地域における公益的な取組」を行う責務

- ・「地域における公益的な取組」については、取組が制限されることなく、社会福祉法人が地域の実態に即して主体的に福祉サービスや支援活動が展開できるよう、所轄庁に対し十分な働きかけをしてください。

②措置費、運営費の性格と「責務」の関係等

- ・すべての社会福祉法人が上記の責務を果たすことができるよう、措置費や運営費のあり方の検討とともに、法人の創意工夫のもと多様な取組を行うために職員配置や施設・設備の活用について弾力化を図ってください。

③会計監査人の設置

- ・一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人を設置することとされていますが、設置については社会福祉法人に過度な負担がかからないようにしてください。

④控除対象財産の算定

- ・控除対象財産については、法人の主体性・自律性を損なうことなく、事業の継続に必要な財産額が適切に算定される必要があります。財務規律の強化、内部留保の明確化にあたっては、それぞれの社会福祉法人の事業内容や規模が多様であるため、社会福祉法人の主体性のもとに、そうした実情を反映できるしくみとしてください。
- ・また、大規模災害の発生時に、被災した場合に、社会福祉事業及び地域における災害対応ができるように、そうした備えを必置としてください。

⑤社会福祉法人による公益的な事業・活動の促進に向けた基盤整備

- ・社会福祉法人による地域ニーズに対応した公益的な取り組みを推進するためには、地域ニーズの把握や発見などにおいて民生委員・児童委員活動やボランティアなどの住民参加による福祉活動と社会福祉施設等との連携が重要になります。
- ・このため、地域協議会の設置や社会福祉法人の評議員への地域人材の選任においては、社協の組織・機能の活用とともに、社会福祉施設と社協との連携が図られるための基盤整備の具体化を講じられるよう、要望します。

(2)小規模法人における経営労務管理の取り組みの強化

- ・介護や保育事業等を行う社会福祉法人における経営労務管理を支援し、その改善や適正化を実効あるものとするため、「経営労務管理改善支援事業」（新規）の活用にあたっては都道府県社協に設置されている社会福祉法人経営者協議会を主体とした取り組みを可能とする等、その弾力的な取扱いが講じられるよう、要望します。

3. 地域における生活困窮者自立支援の総合相談・生活支援体制の強化

(1) 生活困窮者自立支援制度の円滑な実施のための取り組み強化

① 生活困窮者自立支援制度の円滑実施に向けた環境整備

- ・ 自立相談支援事業等は、早期発見・早期対応のためのアウトリーチ、多様かつ複数の福祉課題・生活課題のある人々へのきめ細かな寄り添い型の支援、さらに新たな各種福祉サービスの開発などが求められています。こうした役割を実施主体が十分に果たせるよう、町村部も含めて地方自治体の規模や継続的な相談・支援実績等に応じ必要な予算措置を講じられるよう、要望します。
- ・ なお、事業評価については、要支援者の新規相談やプラン策定件数、あるいは就労や収入増だけに着目するのではなく、要支援者への継続的なかかわりや支援内容、また地域のネットワーク形成や新たなサービス事業の開発、要支援者の社会参加なども含め、多面的な効果測定と実施状況を適正に把握できるよう、要望します。
- ・ また、家計相談支援事業、就労準備事業など任意事業の実施状況は、自治体により格差が生じています。相談・支援の解決策として任意事業は重要であり、その普及促進について特段の措置を講じられるよう、要望します。

② 生活困窮者自立支援制度における相談支援員等専門職の研修等の充実

- ・ 多様で複合的な福祉課題・生活課題のある生活困窮者に対し、適切かつ効果的な支援を継続していくためには、相談支援員等専門職の養成研修の充実が不可欠です。
- ・ 国の養成研修については、相談支援員等専門職が早期に受講できる研修とすることや、職員数の多い自立相談支援事業の相談支援員の研修等については回数増を図るほか、都道府県段階で伝達研修を行う指導者研修実施のための予算措置を講じられるよう、要望します。
- ・ さらに、都道府県等において事業実施主体や受託実施機関の連絡調整、定期的なケース検討会などの研修機会の確保などに、必要な予算措置を講じられるよう、要望します。

(2) 日常生活自立支援事業の体制整備の強化

- ・ 日常生活自立支援事業は、開始から 15 年を経て利用者は年々増加し、判断能力の不十分な高齢者や障害者等への支援として、今後とも需要が高まるものと想定されます。
- ・ 一方、利用者の 4 割以上を占める生活保護受給者については、その利用料に係る財源措置や、利用者数および相談件数の増加に対する財源措置が十分ではなく、受託社協や基幹的社協の財源の持ち出し、新規利用申込者への対応の遅延など、事業の実施に支障をきたすことも散見されます。
- ・ 平成 27 年度より国庫補助については、事業費補助が段階的に導入されていますが、事業体制を整備し、質が高く効果的な支援を行っている社協が適切に評価される補助方式となるよう、要望します。

- ・また、本事業の本来的なあり方について早急に検討を図り、今後の需要の高まりに対応する専門員や生活支援員の体制整備を図るための財源措置を講じられるよう、要望します。

(3)総合的・横断的な施策展開が可能な地域福祉財源の構築、確保

- ・生活困窮者自立支援事業や介護保険制度の新たな日常生活支援総合事業などにおいては、地域コミュニティでの総合相談・生活支援体制の構築とともに、ボランティア活動も含めた住民参加によるニーズの発見、公的制度等へのつなぎ、見守り・支援活動の展開が期待されています。
- ・その一方、社会的孤立などを背景に福祉課題・生活課題が多様化・深刻化するなかで、対象分野ごと、あるいは制度ごとの体制と運営では、制度の狭間の課題が生じてしまい、対応を困難としています。このため、権利擁護を含めた効果的・効率的かつ重層的な地域福祉施策の取り組みを図るために、予算措置等においては、市町村が地域福祉の推進財源を横断的、弾力的、総合的に運用できるような措置を講じられるよう、要望します。
- ・また、現在、国では「新しい時代に対応した福祉の提供ビジョン」を示し、包括的支援体制構築に向けたモデル事業を実施しているところです。モデル事業以外の先進的な取り組みも踏まえ、地域福祉コーディネーター等の配置や地域における総合相談・生活支援体制の整備など制度や分野を超えた個別支援、ボランティア活動等の住民参加による福祉活動、権利擁護支援等が総合的に展開できる本格的な地域福祉施策の構築に向けた検討が図られるよう、要望します。

(4)生活福祉資金貸付事業における相談支援機能強化のための体制整備

- ・生活困窮者の自立支援に向け、生活福祉資金貸付事業の果たす役割は拡大しています。とくに生活福祉資金の貸付相談を通じて自立相談支援事業につなげるなど、生活福祉資金貸付事業が生活困窮者自立支援制度の一次窓口として受けとめているケースも多くみられます。
- ・また、子どもの貧困対策においては学習支援が重要ですが、生活福祉資金（教育支援資金）はその支援策の1つとして毎年1.5万件に及ぶ貸付が続いています。
- ・本貸付事業の特長は、借受世帯に対する継続的な相談支援の実施にあります。生活困窮者自立支援の一翼を担う事業としてその役割を果たすためにも、とくに窓口となる市区町村社協の体制整備が不可欠であり、そのために十分な予算措置が講じられるよう、要望します。

(5)生活保護受給者や生活困窮者の自立に向けた支援に携わる人材の確保

- ・生活保護受給者や生活困窮者への支援を行なっている救護施設等の厚生関係施設において、

ホームレスやDV被害者、依存症者、矯正施設退所者等、多様化、複雑化したニーズを持つ利用者を的確に自立につなぐための専門相談や地域生活への支援に必要な人材の確保が課題となっています。自立相談支援事業や就労訓練事業（中間的就労等）等生活困窮者自立支援制度に沿って関係事業に取り組む厚生関係施設において、こうした必要な人材を確保するための予算措置が講じられるよう、要望します。

4. 民生委員・児童委員の活動環境の改善

(1) 民生委員・児童委員に対する研修事業費の増額

- ・今日、23 万人の民生委員・児童委員活動は、多様化する住民の福祉課題への対応、災害時要援護者支援体制整備への協力、悪質商法被害防止等の消費者保護等、幅広い協力が期待されています。
- ・そのため、民生委員・児童委員には、十分な経験や知識を有するための研鑽が必要とされています。約 6 割の民生委員・児童委員は在任 2 期以内であり、住民への身近な相談支援機能を十分果たすために研修事業の拡充が重要であります。
- ・平成 28 年 12 月には 3 年に 1 度の一斉改選が行われ、約 3 分の 1 の委員の交代が見込まれます。平成 29 年度においては、都道府県・指定都市段階等において新任委員また新任の単位民児協会長等に対する十分な研修が実施されるよう関係予算の拡充を講じられるよう、要望します。

(2) 民生委員児童委員協議会活動費の拡充

- ・民生委員・児童委員への期待の高まりの一方、その負担増大が課題となり、委員の早期退任の一因ともなっています。それだけに、民生委員・児童委員の活動環境の改善とともに、日々の民生委員・児童委員活動を支える民生委員児童委員協議会（以下、「民児協」という）の組織機能を高めることが重要です。
- ・また、さまざまな課題を抱える住民を、民生委員・児童委員を介して早期に適切な支援に結びつけるためにも、民生委員・児童委員の存在や役割を適切に住民等に周知する必要がある、民児協による広報活動の必要性が増しています。
- ・平成 29 年は民生委員制度創設 100 周年であり、全国の民児協において積極的な広報活動が実施されることから、その支援のための予算確保を講じるよう、要望します。
- ・広報や民児協内部での研修など、民児協活動の充実のためには民生委員法に基づき設置される単位民児協の活動費（現行 1 民児協あたり 20 万円）の増額とともに、広域で活動を展開する都道府県・指定都市段階の民児協組織への補助拡充を講じられるよう、要望します。

5. 地域包括ケアシステムの構築・高齢者保健福祉施策の拡充、介護保険事業の安定運営の強化

(1) 地域における総合的・包括的な相談・支援体制の強化

- ・後期高齢者が急増する 2025 年に向けて地域包括ケアシステムの構築がめざされる中、地域における包括的な相談支援体制の強化が重要となっています。
- ・地域包括支援センターは、在宅医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化等、一層の機能強化が求められており、業務量に見合う人員配置や、職員の資質の向上のための研修等の充実を図られるよう、要望します。

(2) 地域支援事業の財源確保と推進

- ・市町村が平成 30 年度までに地域支援事業として 4 つの事業（在宅医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化）に取り組めるよう、財源が確保されています。
- ・市町村が、これらの事業実施を通して地域包括ケアを具体化できるよう引き続き財源を確保し、その推進を図られるよう、要望します。

(3) 地域支援事業における市町村格差への対応と生活支援サービスの充実に向けた対策の強化

- ・介護保険制度改正に伴い、新たな地域支援事業が全国の市町村で取り組まれており、新たな介護予防・日常生活支援総合事業については平成 29 年 4 月には全市町村が実施することとなります。
- ・厚生労働省調査（平成 28 年 1 月）によると、総合事業の実施状況は、平成 28 年 4 月までに実施が全市町村のおよそ 3 分の 1 であり、事業の進捗状況や地域の推進体制に格差が生じています。
- ・地域包括ケアシステムは、それぞれの市町村の社会資源を十分活用し、あるいは創造し、地域の特性に応じて構築していくことが求められています。居住する市町村によって、提供する介護サービスや支援内容に格差が生じないように支援策を講じられるよう、要望します。
- ・生活支援コーディネーターの養成や協議体の設置に向けて、都道府県等における市町村の実態に即した必要な支援策を講じられるよう、要望します。
- ・さまざまな地域資源との連携による見守り・支え合い体制の構築など、地域の要援護者に対してきめ細かい支援を行うためには、行政だけではなく、住民組織、民生委員、老人クラブ、NPO、医療・介護関係者等の専門職はもとより、地域住民等幅広い担い手の参加が必要です。このため、新たな担い手の養成を含む社会資源の開発や、各種社会資源の連携等を十分に図るために市町村に対し必要な支援策を講じられるよう、要望します。

(4) 住み慣れた地域で認知症高齢者の生活を維持・充実するための施策の推進

- ・ 認知症高齢者の急増が想定される中、認知症者に関わる事故・事件が頻発し社会問題化しており、認知症であっても住み慣れた地域で、生活の質を維持しつつ暮らしていけるよう、認知症者や介護者等への支援がより一層求められています。
- ・ 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の着実な推進とともに、市町村をはじめ関係機関・団体や地域住民等幅広い関係者による支援体制の量的・質的充実に向けた取り組みの推進を図られるよう、要望します。

(5) 次期介護保険制度改革における安定した介護事業運営の確保とニーズに即したサービスの提供

- ・ 次期介護報酬改定においては、第6期介護報酬改定（平成27年度）による事業所の経営実態と利用者の状況を十分に検証し、安定した介護事業運営が行える報酬となるよう、要望します。
- ・ 軽度者の介護保険サービスと費用負担のあり方については、介護ニーズに沿った十分なサービス提供が行えるよう制度の堅持を要望します。

(6) 介護離職ゼロに向けた、介護サービスの確保や働く環境の改善、家族支援に必要な施策の着実な推進

- ・ 一億総活躍社会の実現のための施策の一つである介護離職ゼロについては、必要な介護サービスの確保（高齢者のニーズに対応できる介護サービス基盤の確保、ニーズに応じた適切な介護サービスの提供、介護人材の育成・確保等）と、働く環境の改善、家族支援（相談機能の強化・支援体制の充実、介護する家族の職場環境の整備等）を推進することとされています。
- ・ 介護人材の確保・定着等施策の具体的な取り組みと着実な推進を図られるよう、要望します。

(7) 老人クラブ活動等助成費の充実強化

- ・ 新たな介護予防・日常生活支援総合事業は、老人クラブによる生きがいづくり、健康づくり等諸活動に包含されるものもあります。高齢化の急進とともに、さらに必要とされる新たな介護予防・日常生活支援総合事業の取組にあっては、地域における柔軟で多様な生活支援の強化のための老人クラブ活動を通じた取組と連動させていくなどの対応を講じられるよう、要望します。

6. 地域社会における共生の実現のための障害者支援施策の拡充

(1) 障害者総合支援法の着実な推進

- ・障害者権利条約の理念のもとに、障害者が地域や住み慣れた場所で暮らせるよう必要なサービスの確保・推進などを図ることが必要です。そのため、改正障害者総合支援法の平成 30 年 4 月の施行に向け、新たな「自立生活援助」や「就労定着支援」の事業創設や障害児支援、サービスの質の向上等の必要な予算確保を含め、一層の利用者主体の制度・施策としていく対策を講じられるよう、要望します。
- ・さらに、医療的ケア等が必要な重度者への支援体制強化、移動支援の拡充、利用者のニーズを基本とした支給決定や、ニーズに応じた就労支援等が行われるための事業体系の充実などに必要な予算を確保されるよう、要望します。
- ・また、グループホームは、必要な支援を受けながら地域で生活することを希望する障害者にとって重要な住まいの場であることから、現在の利用者を含め、軽度者を対象外としない現行施策を継続するとともに、第 4 期障害福祉計画に基づき今後も必要な整備が図られるよう、予算確保を要望します。

(2) 障害者差別解消法等をふまえた取組の強化、権利擁護体制の拡充

- ・第 4 期障害福祉計画に係る基本指針に基づく施策の着実な実現が必要であり、福祉施設からの地域生活移行や一般就労の促進等につながる予算確保が図られるよう、要望します。
- ・平成 28 年 4 月施行となった障害者差別解消法と各省庁等が策定した対応要領・対応指針で謳われた差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について、民間も含めた着実な推進が図られるよう、苦情解決体制の拡充を含めた一層の施策整備を要望します。
- ・平成 26 年度に全国の自治体で受け付けた、養護者による虐待相談・通報件数が 4,458 件に及んだ実態に照らし、虐待防止に関する相談窓口の拡充や市町村担当者等への研修の充実等、必要な体制整備のなお一層の推進を図られるよう、要望します。

(3) 障害者就労支援施設への官公需拡大に向けた予算の確保

- ・優先調達推進法による全国の市区町村に定められた義務としての調達方針策定は 79.3%の達成率（平成 27 年 7 月末現在）であり、障害者就労施設等からの積極的な調達の促進を図るための一層の対策を講じられるよう、要望します。
- ・また、共同受注窓口の体制整備の強化推進が必要であり、窓口の設置にかかる継続支援、円滑な運営継続のための補助の創設、優先調達推進法の調達目標への窓口発注分の計画的組み入れなどにより、受注・生産体制を一層強化し、利用者の工賃引き上げにつながる措置を講じられるよう、要望します。

(4)障害者の地域生活に資する支援施設・事業所の安定的運営のための予算確保

- ・次期報酬改定に向けて障害福祉サービス等報酬改定前後の障害者支援施設・事業所の運営状況について、経営実態に即した的確な把握と検証を行うとともに、小規模な事業所であっても安定的なサービスが実現されるよう自立支援給付費等の関係予算の確保を要望します。

(5)障害者の状況に応じたサービスの提供と利用の保障

- ・障害福祉サービスの利用にあたっては、本人の希望により障害程度や状況にあった必要なサービスの活用を保障すべきであるとの点から、とくに下記の点を要望します。

① 65 歳以降の高齢障害者への適正なサービス提供

- ・障害福祉サービス利用者が 65 歳以上になった場合も、住み慣れた環境において安心して暮らし続けられるよう、本人の希望に沿い障害程度や状況にあった必要な障害福祉サービスや介護保険サービスを円滑に利用できる仕組みとすべきであり、過度な利用者負担が生じない適切な対応策を進められるよう、要望します。

② 18 歳から 20 歳の障害者のサービス利用の保障

- ・18 歳から 20 歳の間は障害年金による所得補償がないため、自己負担が生じるサービス利用が困難となっています。制度の狭間の障害者のサービス利用について必要な支援策を講じられるよう、要望します。

(6)障害福祉サービスに携わる人材の確保

- ・障害者支援施設やサービス事業所において、必要な人材が確保できるよう、処遇改善につながる報酬体系の見直しや、人員配置に関する基準の拡充等により、その実現が図られるよう要望します。
- ・とくに医療的なケアを常時要する重度障害者への支援体制強化や、就労系支援事業所において民需拡大を図り利用者の工賃向上を果たすための担当職員の加配等、専門的な資格やスキルを有する人材の確保が可能となる必要な対応を講じられるよう要望します。

7. 子ども・子育て支援新制度による保育・社会的養護施設施策の拡充と質の向上

(1)子ども・子育て支援新制度の目指す「量の拡充」、「質の改善」を実現する総額 1 兆円超の恒久的な財源確保

- ・保育・社会的養護の「質の改善」を伴った子ども・子育て支援の充実を実現するためには、子ども・子育て会議での重要課題である、消費税以外の 0.3 兆円を含む総額 1 兆円超の財源確保が必要不可欠であり、国の責任において必要な財源確保を図られるよう、要望しま

す。

(2)保育施策の拡充と保育の質の向上

①保育の質の向上のための人材確保と処遇改善

- ・0.3兆円で見込まれる「質の改善」の実施にあたっては、保育現場の喫緊の課題である『人材確保』及びこれに直接影響する『処遇改善』への取組が必要です。
- ・とくに、職員給与の改善、1歳児・4・5歳児の職員配置を改善、研修機会を確保するための代替職員の配置、栄養士を配置又は活用して給食を実施する場合の費用、障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合の地域の療育支援を補助する者の配置等が早期に実現されるよう、要望します。
- ・なお、0.3兆円の追加にとどまらず、保育士の長期的な勤務継続を可能とする、さらなる処遇改善のための財源確保を図られるよう、要望します。

②保育の質を高めるとともに、喫緊の課題である早期の人材確保に直結する、抜本的な処遇改善の実現

- ・11時間を上限とする保育標準時間に対応するために、現状、3時間分の非常勤保育士分とされている給付を、開所と配置の実態に見合う常勤体制に改善するよう、要望します。
- ・保育士等が保育に従事している配置状況について、延長保育も含む開所時間の実際に鑑みると、保育士の勤務時間は、ほぼ全てを直接的な保育業務にあたらざるをえず、日々の教材準備や、保育の質の向上のための恒常的な研修を確保できる業務体制の構築が早急な課題です。例えば、幼稚園教諭と同様に、2時間の研修及び教材準備時間が確保されるようにすること等を要望します。

(3)社会的養護施設施策の確実な推進と養育の質の向上の取組強化

- ・今般の児童福祉法改正により、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策を強化するため、児童相談所の体制強化、里親委託の推進等の措置が講じられていますが、児童虐待・DV被害等が増加・深刻化するなか、児童福祉法の理念を実現し、子どもの最善の利益を保障するためには、家庭的環境のもと子どもの養育・支援や自立に向けた支援を担う社会的養護施設の施策拡充と機能強化を図る必要があります。また、里親への支援の体制整備が必要です。
- ・法改正の審議過程において、社会的養護体制のあり方について再び検討の場を設けるとの考えが示されましたが、わが国の子ども家庭福祉の現場実態と課題を十分に検証したうえで、実現可能な基本方針と対策を講じられるよう、要望します。

- ・社会的養護施設では、虐待を受けた子どもや障害がある子ども、またDV被害、精神疾患のある保護者への支援強化が喫緊の課題です。0.3兆円で見込まれる「質の改善」の実施にあたって、とくに養育・支援の質の向上のため、『社会的養護の課題と将来像』で提起されているチーム責任者や心理療法担当職員等専門職員の配置拡充等の予算確保を要望します。
- ・子どもの貧困問題への対応策の一環として、社会的養護関係施設を退所し進学・就労しても、さまざまな事情から中途退学・離職する子どもも多く、施設入所中からの自立支援と個別的なアフターケアが重要な課題です。その役割を担う自立支援担当職員の配置を要望します。また、児童自立援助ホームの全都道府県設置等の各種支援策の推進のための財源確保を要望します。
- ・子どもたちの安定的な養育環境には職員の定着が不可欠であり、保育所関連施策同様に養育・支援に係る保育士等の職員の確保・定着を図るため、職員給与、夜間の勤務体制の充実等の抜本的な処遇改善を要望します。

(4)乳幼児期の教育の無償化の子ども・子育て支援新制度の推進とは異なる財源による実現

- ・子どもの貧困問題が顕在化しているなか、乳幼児期の教育の無償化のさらなる拡大は、子育て家庭の負担軽減に直接的に及ぶものであり、その必要性は喫緊の課題です。
- ・一方、待機児童の問題が十分に解消されていない、すべからく我が国の幼児教育が保障されていない状況に鑑みれば、まずもって解消が望まれる課題に対して財源投入することが必要であると考えます。
- ・乳幼児期の教育の無償化にむけては、関係閣僚が平成27年5月21日にとりまとめ、同年7月22日に方向性が確認された『子ども・子育て支援新制度及び幼児教育無償化に係る平成28年度予算編成に向けた基本的な考え方について』のとおり、子ども・子育て支援新制度の進展を目的とした1兆円超とは異なる財源による、財政支援が講じられるよう、要望します。
- ・また、上記『基本的考え方』にある、「保育所（0～2才児）も含めた複数案の試算・検討」にあたっては、利用する子どもの保護者等がその負担の軽減を実感できる措置を講じられるよう、要望します。

(5)子どもの貧困を解消するための抜本的な施策の拡充

- ・わが国は、子どもの貧困率が16.3%とOECD加盟国においても平均より高い状況にあります。とりわけ一人親世帯の困窮問題は厳しい状況です。
- ・子どもの今の生活や未来が、家庭の経済事情に左右されないように、生活支援、学習支援、奨学金制度の充実など、子どもの貧困を解消するための抜本的な施策の拡充が図られるよ

う、要望します。

- ・あわせて、社会的養護施設関係施策における地域の要支援世帯への援助体制の強化を要望します。

8. 福祉サービスの質の向上と権利擁護の強化

(1) 福祉サービスの質の向上の取組強化

- ・利用者の権利擁護の観点から福祉サービスの質の向上を図ることはもとより、福祉人材の確保・定着においても、福祉施設・事業所における第三者評価事業の受審や、苦情解決体制の整備の促進が必要です。
- ・第三者評価事業については、福祉サービスの質の向上を図るため、受審率の数値目標等を定め受審促進が図られています。それに応えていくため、全国、都道府県段階における評価機関・評価調査者の養成、研修等の拡充・強化を図られるよう、要望します。
- ・また、都道府県運営適正化委員会については、相談件数の増加と相談対応の長期化・深刻化等の状況にあり、安定して事業運営、苦情解決対応が行えるよう十分な体制整備のための財源確保が図られるよう、要望します。

9. 成年後見制度など総合的な権利擁護支援の体制整備

(1) 総合的な権利擁護体制の構築と推進(「権利擁護センター」、「成年後見センター」等の設置推進)

- ・各自治体において高齢者、障害者等を包括する権利擁護センター等の設置を促進し、地域住民や関係機関の総合的な支援に関するネットワークを構築するなどの権利擁護体制の整備と財源確保が図られるよう、要望します。
- ・後見人を育成して活用を図るとの成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見人の権限を一部拡大する改正民法が成立しましたが、後見人等の確保・育成にかかる関連施策の拡充や被後見人の意思を最大限に尊重しての監督体制の強化が図られるよう、要望します。

10. 福祉人材の確保、定着、育成等の対策の強化

(1) 計画的な福祉人材確保施策の推進と福祉・介護職員、保育士等の給与や労働条件の改善、働きやすい職場づくりのための総合的な施策の推進

- ・福祉の職場は、支援を必要とする人々に向き合い、寄り添い、支えながら、人間としての尊厳のもとに自立を支援するため、より適切な福祉サービスや生活問題の解決のための支援に取り組むことができる福祉人材を確保・育成し、一人ひとりの職員が、専門性を活かし

て生き生きと活躍し、やりがいをもって働き続けられる職場環境を構築して、その定着を図る必要があります。

- ・国は、『一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策』を政策課題にかかげ、「希望出生率 1.8 の実現」と「介護離職ゼロ」の目的達成に直結する緊急政策として、保育および介護サービスの量的整備の拡大の前倒しと、そのための人材確保対策の拡充を打ち出しています。
- ・しかし、福祉サービスを担う福祉人材の確保・育成・定着は非常に厳しい状況が続いており、福祉人材が確保できなければ、福祉サービスの提供に支障をきたす問題も顕著化しつつあります。
- ・国において、福祉人材の処遇の実態と課題を検証し、早急に福祉職員の採用、育成、継続雇用・定着、再雇用、キャリアパス、給与改善など処遇改善、職員配置の拡充・24 時間対応の生活施設の夜間の勤務体制の強化、専門職である福祉職員の社会的評価の向上の取組など、総合的な福祉人材確保施策を推進するよう、要望します。
- ・また、中長期的な視野のもとに、次世代を担う福祉人材（小中学生・高校生）を地域全体で育み、支え、確保するために、市町村、学校、福祉組織が連携した活動の促進策を要望します。

(2) 国における福祉の仕事のイメージアップに向けた大規模な広報

- ・地域医療介護総合確保基金による都道府県の人材確保施策の拡充とともに、政府広報の TV CM の活用等、国における福祉、介護の仕事の本質的な意義やイメージアップのための広報活動を継続的に拡充するよう、要望します。

(3) 離職介護福祉士等の届出制度の運用に係る財源の確保及び届出制度の普及に向けた大規模な広報

- ・平成 29 年 4 月施行の離職介護福祉士の届出制度を適切に運用するために必要な都道府県福祉人材センター及び中央福祉人材センターの制度運用に係る必要な予算を確保されるよう、要望します。
- ・離職介護福祉士等の届出制度の普及に向けて、国が実施する大規模な広報活動を要望します。

(4) 事業所の認証評価制度の全国的な推進

- ・人材確保、育成に積極的に取り組む事業所を求職者等にわかりやすくすることは、人材確保において重要な取り組みです。平成 29 年度までに約半数の都道府県が実施する見通しですが、全都道府県で早期に実現されるよう、国としてさらに強力に推進されるよう、要

望します。

(5)社会福祉関係資格取得に必要な科目の相互活用

- ・介護福祉士、保育士、社会福祉士等の国家資格取得においては負担軽減のため、たとえば共通する科目を相互の資格取得に活用できる仕組みとするような検討を、要望します。

(6)認定介護福祉士及び認定社会福祉士制度の推進

- ・平成 19 年の社会福祉士・介護福祉士法の改正時の付帯決議において、「社会的援助を必要とする者が増加していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成する」ことを目的に「早急に検討すること」とされた専門社会福祉士、専門介護福祉士は、職能団体において認定社会福祉士、認定介護福祉士として制度構築と運用が開始されていますが、制度の安定運営や継続性を確保するため、国による助成等の支援を要望します。

11. 東日本大震災の被災者支援・地域復興の支援の強化

(1)社会福祉法人・福祉施設関係

①被災した社会福祉法人・福祉施設の速やかな事業再開、復興に向けた支援策の確保

- ・とりわけ原発事故により避難を余儀なくされた社会福祉法人・福祉施設、事業所の早期の事業再開について、地元自治体や法人等の意向に最大限配慮しつつ、国が強い指導力を発揮し、その実現を図られるよう、要望します。

②事業再開・継続後の支援策の確保

- ・事業再開（継続）を果たしても、職員の確保が難しく定員までの受け入れができない福祉施設・事業所も多く、地域の福祉需要に十分こたえられない現状です。これまで、全国社会福祉法人経営者協議会をはじめとする関係団体による個別の支援を継続してきていますが、国として被災地の状況に即した、真に実効性のある具体的な支援を講じられるよう、要望します。

(2)社会福祉協議会関係

①生活支援相談員の継続の配置と雇用条件等の向上

- ・東日本大震災被災地の社協に配置されている生活支援相談員（被災 3 県で約 580 人）は、被災者への訪問活動や相談支援、仲間づくりを行い、被災者の生活復旧、孤立防止、コミュニティづくりに大きな役割を果たしています。
- ・被災地域では、復興公営住宅の建設の遅れ、原発事故の対応の長期化などによって、被災者の生活課題が多様化・深刻化しており、生活支援相談員の役割や期待は依然と

して大きいものがあります。

- ・しかし、単年度の雇用契約であるため先行きの不安から退職する職員も少なくなく、また増員や欠員補充のために募集をしても応募が少ないなど、その運営は厳しい状況にあります。このため、生活支援相談員が見通しをもって、質の高い支援を継続するために、雇用条件などの環境整備を図られるよう、要望します。

②緊急小口資金等借入世帯に対する継続的な相談支援のための体制確保

- ・発災後、緊急小口資金（特例貸付件数 6.8 万件）や生活復興支援資金等を貸し付けていますが、多くの借受世帯は生活再建の途上であり、償還がままならないケースもみられます。こうした状況にある世帯への継続的な相談・支援のためにも引き続き相談員配置の予算が必要であり、所要の予算確保を要望します。

12. 大規模災害対策・防災対策への対応の強化

(1) 社会福祉法人・福祉施設関係

①大規模災害時における官民協働による支援体制の構築

- ・国、都道府県、市町村、福祉・医療関係機関、NPO など、関係組織が総力をあげて対応できる制度体系・仕組みの構築と実効性のある災害対策施策を講じられるよう、要望します。
- ・また、発災直後からの要援護者や社会福祉施設利用者等への能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとの調整等について包括的・継続的に支援する大規模災害時の福祉支援体制整備ならびに支援情報システムの構築（物資やボランティアの要請情報の収集と供給のマッチング）を早急に図られるよう、要望します。

(2) 社会福祉協議会関係

①大規模災害に備えた総合的な福祉救援活動の連携支援

- ・大規模災害時、都道府県社協および全社協では、被災社協や施設への緊急支援や生活福祉資金の緊急小口貸付などを行うとともに、行政機関と連携し、被災地の市町村社協での災害ボランティアセンターなどの運営支援、被災者の生活支援などを行う社会福祉施設、NPO・NGOなどの支援団体、当事者団体、専門職団体などとの連携等、連絡調整を図ることが必要です。
- ・大規模災害に備え、全国・都道府県等の広域を単位として連携を図るために、市町村社協、都道府県社協等と関係する支援団体のネットワークの構築、災害時に派遣を行う福祉専門職チームの養成・訓練等の災害対策事業について必要な予算措置を図られるよう、要望します。

13. 低所得者対策の一層の充実

(1) 低所得者対策のさらなる充実

- ・低所得や生活困窮者のセーフティネットを拡充する観点から、生活の基盤となる住宅保障を含めた低所得対策の充実を図られるよう、要望します。

(2) 社会保障制度の横断的な自己負担軽減

- ・税・社会保障の負担が増加するなかで、低所得層の負担軽減措置を講じることが必要であり、制度単位ではなく家計全体をトータルに捉えたよりきめ細やかな社会保障給付を実現するため、医療・介護・保育・障害等に関する自己負担の合計額に上限を設ける「総合合算制度（仮称）」などの導入検討を図られるよう、要望します。

【税制要望事項】

1. 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持

(1) 社会福祉法人の法人税非課税の堅持

- ・社会福祉法人は、その非営利性・公共性のもとに税制優遇の対象となっており、また、人口減少・超高齢化、社会経済情勢の変化のなか、社会福祉法人が地域において果たすべき役割はますます重要になっています。社会福祉法人制度の基幹の仕組みである現行の社会福祉法人の法人税非課税の税制堅持を要望します。

(2) 社会福祉法人の軽減税率、みなし寄附金制度の堅持

- ・公益目的としての財源供給を細くする軽減税率の見直し、みなし寄附金制度の見直しは、社会福祉事業や公益的な諸活動の取組拡大を阻害するものであり、現行制度の堅持を要望します。

2. 生活困窮者支援事業にかかる固定資産税等の非課税の実現

- ・生活困窮者就労訓練事業を行う福祉施設・事業所が取り組みやすい環境整備（固定資産税等の非課税〔現状は2分の1課税〕）を講じられるよう、要望します。

厚生労働大臣

塩崎 恭久 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

政策委員会委員長 井手之上 優

I 「一億総活躍社会」の実現のための緊急要望

政府は、「一億総活躍社会の実現」を最重要政策とし、誰もが、家庭で、職場で、地域で、生きがいを持って充実した生活を送ることができる社会を創としています。そのための「ニッポン一億総活躍プラン」が、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定されました。

本プランでは、「成長と分配の好循環」を図るとし、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の基盤を着実に強化していくことで、経済を強くするための「究極の成長戦略」に取り組むとの方向が提示されています。

さらに、7 月 12 日には、アベノミクスの成果の活用も含め、来年度以降の一億総活躍プランの加速化につながる施策等を盛り込んだ経済対策を月内にとりまとめるとの指示がなされたところです。

つきましては、全国の社会福祉関係組織の緊急要望として、ニッポン一億総活躍プランの実行に要する財源を確保されること、そのうえで子育て支援や介護支援の拡充、並びに福祉人材確保・雇用促進等の緊急重要施策を実現されるよう、要請いたします。

II 更なる社会福祉制度拡充の重点要望

さらに、急激な少子高齢化、人口減少社会にあって、国民の福祉ニーズや生活問題は多様化、深刻化しています。国民が安心、安定して生活を営むことができる社会環境を確保していくためには、子ども・家庭福祉、高齢者福祉、障害児者福祉、生活困窮者支援・セーフティネット対策などの量的、質的な基盤の拡充が、喫緊の重要課題となっています。

つきましては、一億総活躍社会の実現に向けては、一層の社会福祉制度の拡充が必要不可欠です。更なる社会福祉制度拡充の重点要望・提言を取りまとめたので、要望事項の関係施策を実現されるよう、要請いたします。

I 「一億総活躍社会」の実現のための緊急要望

安倍総理大臣は、6月1日の消費税増税延期の記者会見で、『一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策』で示した「保育の受け皿 50 万人分の確保は約束どおり実施する」、また「介護の受け皿 50 万人分の整備もスケジュールどおり進める」と確言されました。そのために「保育士・介護職員等の処遇改善などに関する施策については、アベノミクスの果実の活用も含め、財源を確保して優先的に実施していく」と明言されました。

つきましては、一億総活躍社会の実現に向けて「ニッポン一億総活躍プラン」に必要な財源を確保し、本プランで示された緊急施策を確実に実現されるよう、以下のとおり要望いたします。

1. 「ニッポン一億総活躍プラン」実現の財源を確保してください

少子高齢化、人口減少社会において、「ニッポン一億総活躍プラン」での子ども・子育て支援や介護の緊急施策の整備はきわめて重要です。これら緊急施策を実現するための財源を確実に確保してください。

2. 「ニッポン一億総活躍プラン」の緊急施策は、確実に実現してください

上記「1」の財源確保のもとに、「ニッポン一億総活躍プラン」で打ち出している「子ども・子育て支援」や「介護支援」等に関する緊急施策を最優先として確実に実現してください。

【子ども・家庭福祉に関する要望】

1. 社会全体で子ども・子育て支援を保障する施策の実現と拡充

一億総活躍社会の実現に向けては、子ども・家庭福祉の基盤整備は最重要課題です。社会全体で子ども・子育て支援を保障するとの理念のもとに、「ニッポン一億総活躍プラン」に関連する子ども・家庭福祉対策に関する以下の緊急要望を実現してください。

(1) 保育サービスの拡充と質の向上の確保

平成 29 年度までに 50 万人分の新たな受け皿整備を加速化させ、そのための新たな 9 万人の保育士の確保・育成と処遇改善等を柱に取り組むとの政策方針のもとに、保育サービスに関連する次の要望事項を実現してください。

① 保育の 50 万人分の受け皿の整備、拡充

特に待機児童の多く存する 0～2 歳児受入れのための受け皿及び小規模保育事業を利用する子どもの 3 歳以降の継続的かつ円滑な保育利用のための対応策を強化してください。

- ② 保育の質を維持・向上するための保育士の人材確保と処遇改善の実現
保育の質を維持・向上するために、新たな 9 万人の保育士の確保を実現すべく、新制度で恒久化された保育士等の処遇改善に加え、消費税以外の安定財源による拡充（月額 6,000 円程度）を実現してください。
- ③ 国家資格である保育士のキャリアアップの仕組みの構築、専門性・知識・経験・技術に応じた処遇改善の実現による、全産業の女性労働者との平均賃金差（4 万円）の是正
- ④ 離職した保育士（潜在保育士 76 万人）の再就職準備金貸付制度、保育士をめざす学生等への修学資金貸付制度等の人材確保・育成支援策の充実
- ⑤ チーム保育体制の整備による保育士の負担軽減、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上のため、チーム保育推進加算の増額及び加算条件の職員平均勤続年数等の撤廃

（２）子どもの成長・発達や自立等を保障する社会的養護関係施策の拡充

すべての子どもが適切な養育を受けられ、成長・発達や自立等が保障されるように、社会的養護関係施策に関する次の要望事項を実現してください。

- ① 今日、社会的養護関係施設の保育士等職員に必要とされる職務や専門性、勤務状況等に見合う抜本的な処遇改善の実現
- ② 子どもの成長・発達を保障するための家庭的養育、小規模化等の社会的養護体制の整備、養育の質の改善の促進策の拡充
- ③ 社会的養護から自立する子どもたちの生活支援等の拡充
社会的養護のもとで育った子どもたちの自立等を支援・援助するための生活費等の貸付制度の改善（返済免除要件の緩和等）と学習・進学支援の拡充やアフターケアの支援体制を強化してください。

（３）ひとり親家庭（母子世帯）や多子世帯等への支援

子育て家庭における格差、貧困が広がっており、とくにひとり親家庭への支援・援助のための施策の拡充は喫緊の課題です。なかでも、母子世帯のうち 47.4%は、パート・アルバイト等の不安定な就労形態にあり就労収入は低い水準です。こうしたひとり親家庭等の自立支援に関する次の要望事項を実現してください。

- ① ひとり親家庭（母子世帯）の子どもの養育支援、学習支援、居場所の確保などの関係施策の拡充
- ② ひとり親（母親）の就労支援のための資格取得等の給付制度の拡充及び貸付制度の改善（返済免除要件の緩和等）
- ③ 「子育て世代包括支援策」における母子生活支援施設、乳児院、保育所等の利用促進のための財源確保と支援体制の強化
地域で支援、援助を必要としているひとり親家庭（母子世帯）が増えているにもかかわらず、母子生活支援施設の利用は行政の財政により制限されており、地方自治体での利用格差が広がっています。「子育て世代包括支援策」の一環に、地域

の母子世帯、若年子育て世帯が必要に応じて母子生活支援施設、乳児院を利用し、支援・援助を受けられることを包括支援事業に位置づけるとともに、そのための地方自治体への財政支援を図り、関係施設の支援体制の強化を図ってください。

【介護・障害福祉に関する要望】

2. 介護、障害福祉サービスの拡充と人材確保のための施策の実現

一億総活躍社会の実現に向けては、高まる介護等の需要の受け皿の確保と利用者の尊厳のもとにある介護の仕事の魅力の向上、必要とされる人材の確保対策は重要政策課題です。介護サービスの基盤整備に関する次の緊急要望を実現してください。

（1）介護サービスの拡充と人材確保対策の強化

介護ニーズに応えようにも、介護現場での人材確保は大変厳しい状況にあります。介護サービスの提供基盤の整備とともに、介護人材の確保、育成、定着にかかる総合的な施策の拡充が必要不可欠であり、次の要望事項を実現してください。

① 介護サービスの更なる整備、拡充

要介護3以上の自宅待機者は15万人とされ、介護の受け皿の拡大整備は喫緊の課題です。介護の受け皿確保を2020年代初頭まで50万人分以上にするとの緊急対策において、特別養護老人ホームを基本とした緊急整備を早期に実現してください。

② 介護人材のキャリアアップの構築と処遇改善の実現

介護人材については、2020年代初頭まで新たに25万人を確保するとしています。そのためのキャリアアップの仕組みの構築、他産業との賃金格差をなくすための処遇改善（月額平均1万円相当）の実現と更なる上乗せを確保してください。

③ 離職した介護福祉士（潜在介護福祉士45万人）の再就職準備金貸付制度、介護福祉士を目指す学生等への修学資金貸付制度等の人材確保・育成支援策の充実

④ 介護人材のキャリアパスの仕組み構築と国家資格である介護福祉士の知識・経験・技術・指導などの専門性に見合った処遇改善の実現

（2）相談・支援体制の充実・強化

家族が介護を必要とする状況になったときに、できるだけ身近な場所で必要な情報を入手し、相談・支援が得られる体制の充実・強化が必要です。介護に関わる総合相談・支援機関として全国に設置されている地域包括支援センターの更なる機能強化と小中学校校区等の住民に身近な圏域での相談・支援体制の整備に取り組んでください。

① 地域包括支援センターの機能強化・体制整備

地域包括支援センターは、全国で4,685か所設置されています（平成27年4月末現在）。より身近な場所で、開所日を拡充するなど相談しやすい体制が可能となるよう、在宅介護支援センターの活用を含め、地域包括支援センター（サブセンター・

ランチも含む)の増設、職員の増員などの体制整備を図ってください。

② 関係機関との連携による相談・支援体制の強化

介護離職ゼロの実現に向けて、ハローワークと地域包括支援センター等関係機関の連携が制度横断的に図られるよう、必要な施策を推進してください。

③ 住民による福祉活動組織の組織化や地域福祉活動の支援の強化

多様で複合的な福祉課題、生活課題のある人々を地域で支えるためには、小中学校区等の身近な圏域で住民同士の支え合いを広げ、主体的に地域課題を発見し、解決していく力を高めていくことが重要です。住民による福祉活動組織の組織化や地域福祉活動の支援を強化するためには地域福祉コーディネーター等の専門職の養成、配置等が必要であり、体制整備のための予算措置を講じてください。

(3) 障害福祉施策の拡充と人材確保対策の強化

一億総活躍社会の実現に向けては、障害児者、難病患者等が、自らの希望や意思のもとに自立と社会参加ができる環境を整備することが重要政策課題です。障害者権利条約等の理念と障害者総合支援法改正を踏まえ、障害者が地域や住み慣れた場所で暮らせるよう必要とされる障害福祉サービスの拡充が重要であり、次の要望事項を実現してください。

① 自立生活の支援の強化、就労支援・定着支援等の対策の拡充とサービスの質の改善強化

② 障害児の発達支援、医療的ケアやサービス提供体制の計画的な構築

③ 平成29年度予算編成時の検討事項とされている障害福祉の人材確保、育成、定着等に係る上記「2の(1)」と同様の処遇改善の実現と更なる上乗せを確保してください。

【地域共生社会の実現に関する要望】

3. 実効ある地域共生社会の実現に向けた検討の実施

「ニッポン一億総活躍プラン」において、地域共生社会の実現に向けて、①地域住民の地域課題の解決力強化の体制づくり、②市町村による包括的な相談体制の整備、③公的サービスの総合化・包括化、④専門人材のキャリアパスの複線化等、の方向性が示されています。いずれの事項も、今後の福祉のあり方に大きく影響を及ぼす事項であるため、具体策の検討にあたっては、福祉関係者の意見を十分に踏まえていただくよう要望します。

Ⅱ 更なる社会福祉制度拡充の重点要望

社会経済の著しい変化によって、国民の福祉ニーズ・生活問題が多様化、深刻化しています。一億総活躍社会の実現のためには、子ども・家庭福祉、高齢者福祉、障害児者福祉、生活困窮者支援・セーフティネット対策等の各福祉サービスの量的整備と質の向上のための更なる施策拡充と、社会福祉を担う福祉人材確保対策が必要不可欠です。

つきましては、一億総活躍社会実現のための更なる社会福祉制度の基盤整備にかかる重点要望事項・提言を下記のとおり取りまとめました。これらについては、消費税再増税の延期いかににかかわらず、平成 28 年 7 月にとりまとめとの経済対策と平成 29 年度予算編成において、安定した財源確保が図られ、関係施策の更なる拡充を実現するよう、要望します。

1. 保育と社会的養護関係施設施策の拡充と質の向上

子どもの成長は待ったなしです。社会全体で子ども・子育て家庭を支援する保育と社会的養護関係施策の更なる改善・拡充は国の最重要課題です。保育と社会的養護関係施策の拡充のために、次の要望事項を実現してください。

（１）子ども・子育て支援新制度の 1 兆円確保による保育の集中整備と保育士等の抜本的な処遇改善

平成 27 年度より施行された子ども・子育て支援新制度に必要とされる 1 兆円超の財源確保は達成していません。消費税 10%への増税時に確保するとされた 0.7 兆円及び消費税以外の安定財源による総額 1 兆円超を早期に確保するとともに、更なる大胆な財源投資により、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容を踏まえての質の改善に関連する次の要望事項を実現してください。

【保育の質の改善と保育人材の確保対策の拡充】

① 子ども・子育て支援新制度のための 1 兆円超の確保

子ども・子育て支援新制度での「量の拡充」と「質の改善」に必要とされる 1 兆円超の財源の確保、とくに質の改善への 0.3 兆超は必要不可欠です。その財源を確保するとともに、質の改善のための更なる財源増額を確保してください。

② 国家資格である保育士の人材確保対策の拡充と抜本的な処遇改善の実現

保育士の人材確保・定着（勤続年数：7.7 年→全産業 9.4 年）対策の拡充と国家資格である保育士の専門性に見合った抜本的な処遇改善を実現してください。

③ 保育士等配置基準の抜本的な改善

一人ひとりの子どもにきめ細やかに対応できる保育の質の向上のための職員配置基準の改善（1・2 歳 6：1→ 5：1／3 歳 20：1→ 15：1／4・5 歳 30：1→ 25：1）を実現してください。

④ 保育士のキャリアアップの仕組みの構築と専門性の維持・向上のための給付の改善

保育士のキャリアアップの仕組みの構築や専門職としての技能や経験に応じた専門性の維持・向上のため、研修機会の確保・研修体制の充実のための給付の改善を実現してください。

- ⑤ 開所時間に見合った正規雇用保育士の配置を実現する給付の充実
- ⑥ 保育士の柔軟な働き方を支援するための短時間保育士制度の拡充と約 9 万人の非正規雇用保育士を正規雇用へ転換するための処遇改善の実現
- ⑦ 障害児保育、病児病後児保育等の加算の増額、嘱託医・看護師の専門性に見合った給付の実現
- ⑧ 産休代替等職員の正規雇用保育士と同等の賃金水準の確保
- ⑨ 新卒保育士の保育就労の定着等支援対策の強化
- ⑩ 感染症対策の強化のため、体制・環境整備、研修機会の確保の実現等、支援の拡充
- ⑪ 健全な子どもの発達やアレルギー対応等に応じた自園給食の提供確保、食育の促進

【利用負担軽減、環境の整備等】

- ⑫ 保育の必要な子どもの利用が阻害されることのないよう、利用者負担の軽減の実現
- ⑬ 子どもを育むにふさわしい生活の場としての保育環境の維持・向上
安全・安心で、生活の場としての質を確保した保育環境の維持・向上のため、待機児童解消を目的とする基準緩和は行わないでください。
- ⑭ 保育所の事務職員の配置強化と事務処理の負担軽減のための電算化の促進
- ⑮ 保護者・家庭と連携した子育て支援の拡充
保護者・家庭と連携した子育て支援の強化、保育所・認定こども園等の機能・専門性を生かした地域子育て支援拠点事業の拡充と支援体制の強化のための職員配置等の拡充を図ってください。
- ⑯ 保育の質の向上のための第三者評価について、すべての保育所が受審するとの目標達成のための受審費用の全額補助（30 万円以上）の確保

（２）実現可能な社会的養護体制の再構築、人材確保と養育の質の向上のための施策の拡充

社会的養護関係施設では、虐待を受けた子どもや障害のある子ども、またDV被害や精神疾患、貧困の連鎖などへの対応等が喫緊の課題となっています。子どもや保護者のニーズや厳しい生活課題への対応を図るために、実現可能な社会的養護体制の再構築とともに、子どもの養育や支援・援助を担う社会的養護分野の人材確保対策等に関する次の要望事項を実現してください。

- ① 児童福祉法の改正に伴う実現可能な社会的養護体制の再構築の検討と具現化
法改正を踏まえた今後の社会的養護体制のあり方について、社会的養護関係者の意見・提言を反映させ、現場の実態と課題を検証のもとに検討を行い、実現可能な基本方針と計画的な整備を図ってください。
- ② 養育単位の小規模化の実現と一人ひとりの子どもにそったきめ細やかな養育の実践を図るための人材確保対策・職員配置の拡充と抜本的な処遇改善等の実現
 - ・ 保育士等の抜本的な処遇改善とキャリアや専門性に見合った処遇改善の実施
 - ・ 産休代替職員の賃金水準の拡充（正規雇用職員と同等水準）
 - ・ 基幹的職員やチーム責任者の専任化
 - ・ 障害児加算等の創設

- ・感染症対策も含めた医療処置の加算及び看護師配置の拡充
 - ・家族関係の再構築や里親支援体制の強化のための家庭支援専門相談員の全施設への複数配置
 - ・養育の質の向上、権利擁護のための職員の研修・育成の拡充及び看護師、心理職等専門職の研修の拡充
- ③ 社会的養護関係施設の夜間勤務体制の強化、改善
- 社会的養護関係施設で夜間の勤務に就く保育士等の職員は疲弊し、そのために離職、人材不足との悪循環となっています。夜間の勤務から日中の会議等へ参加せざるを得ない状況も散見され、養育の質を高めるために夜間の勤務体制と時間を大幅に改善してください。
- ④ 社会的養護関係施設の一時保護受託における児童相談所等との連携体制などの対応体制及び職員体制の強化・拡充
- ⑤ 児童相談所、市町村の体制・機能の拡充、社会的養護関係施設等の連携・協働及び要保護児童への適切な保護措置と養育の提供の確保
- ⑥ 市町村との連携による地域の子育て家庭への相談・援助を強化するための児童家庭支援センターの増設及び機能強化

２．高齢者福祉の拡充と介護保険事業の安定運営の確保

介護保険制度については、これまでの制度改革を踏まえ、地域包括ケアシステムの推進や持続可能な介護保険制度の在り方の検討が進められています。単に財政再建優先ではなく、真に高齢者の介護ニーズに応えるサービスの供給基盤とサービスの質の確保が図れるよう、次の要望事項を実現してください。

- ① 第７期介護報酬改定での安定した介護事業運営の確保の実現
- 平成30年4月の第7期報酬改定では、安定した介護事業運営を実現するように、第6期の報酬改定後の経営実態や処遇改善の実態を十分に検証し、介護サービス事業の継続と安定運営を確保できるように、適切な報酬改定を確保してください。
- ② 認知症（462万人）の急増に対応するための認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の着実な推進と認知症ケア体制の拡充強化
- ③ 軽度者の適切なサービスの確保と負担の設定
- 高齢化により軽度者（要支援、要介護1・2は403万人余、要介護認定の65.2%）は増加の傾向にあります。軽度者の介護ニーズの即した介護保険サービスの確保と適切な費用負担、低所得者へ配慮した設定を図ってください。
- ④ 介護職の更なる処遇改善加算等の充実と加算条件の緩和、申請・報告手続きの簡素化
- ⑤ 看護師、ＯＴ、ＰＴ、心理職、栄養士、医師等の専門性に見合った処遇改善の実現と研修の拡充
- ⑥ 国家資格である介護福祉士（勤務者63.4万人：現行月額平均23.6万円）の専門性に見合った抜本的な処遇改善加算・資格手当の実現
- ⑦ ケアマネジメントやケアマネジャーの確保と専門性を踏まえた適切な処遇改善

- ⑧ 非正規雇用介護職（介護施設 41.4%、訪問介護 78%）を正規雇用へ転換するための処遇改善の実現
- ⑨ 介護職のキャリアアップのための研修体系の確立と研修の拡充
- ⑩ 介護関係施設の夜勤体制等の強化、改善
介護関係施設の夜勤に就く介護職は疲弊し、そのために離職、人材不足との悪循環となっています。質の高い介護の提供のために介護施設の夜勤体制と夜勤時間を大幅に改善してください。
- ⑪ 地域包括ケアシステムの中核機関としての地域包括支援センターの更なる機能強化、体制整備（包括的支援事業の推進）
- ⑫ 安心・安全な介護のためのリスクマネジメント、事故防止対策の拡充、サービス付高齢者住宅等のサービスの質を確保するための規制強化と福祉施設・事業所における苦情解決による質の向上の促進
- ⑬ 市町村における生活支援サービスの拡充と生活支援コーディネーターの設置強化、市町村格差の是正
- ⑭ 介護の質の向上のための第三者評価受審促進のインセンティブの確保
- ⑮ 介護人材の育成・定着に取り組む介護事業者の認証評価制度の普及・充実

3. 地域社会における共生の実現のための障害者支援施策の拡充

障害者が自ら望む生活や社会参加を支援するための更なるサービスの確保、質の改善を図るための環境整備が重要課題です。改正障害者総合支援法の施行に向けて、生活と就労、障害児支援等の拡充が図られるよう、次の要望事項を実現してください。

- ① 次期報酬改定（平成 30 年 4 月）における安定した事業運営のための報酬設定とその他の財源確保
- ② 改正障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの着実な実現のための財源確保と整備
改正障害者総合支援法の施行に向けた予算再編及び新たな財源確保が必要です。とくに地域生活支援、障害者の就業支援の強化（農福連携）、医療的ケア提供体制の充実、障害児支援対策、グループホーム等の整備と支援等の質の確保・充実に努めてください。
- ③ 医療的ケア体制の強化、看護師等の処遇改善や研修の拡充
- ④ 障害関係施設の夜勤体制等の強化、改善
障害関係施設の夜勤に就く介護職等は疲弊し、そのために離職、人材不足との悪循環となっています。質の高い障害福祉サービスの提供のために障害関係施設の夜勤体制と夜勤時間を大幅に改善してください。
- ⑤ 安心・安全な障害福祉サービスの実践のためのリスクマネジメント、事故防止対策の拡充、及び福祉施設・事業所における苦情解決による質の向上の促進
- ⑥ 障害者の所得保障の充実及び障害者の就労における収入の向上のための施策の拡充
- ⑦ 法定雇用率を欧米諸国並みに引き上げたうえで、一定の雇用率以上の部分は、就労支援施設・事業所等への発注に置き換えることも可とする仕組み(みなし雇用)の導入

4. 地域における総合相談・生活支援体制の強化

生活困窮者をはじめ、多様で複合的な福祉課題、生活課題がある人々に対して、適切かつ効果的な支援を実施していくためには、地域における総合的な支援体制の整備が急務です。地域における総合相談・生活支援体制の強化に向けた財源確保を図られるよう、次の要望事項を実現してください。

① 日常生活自立支援事業の需要増加に対応した財源確保

日常生活自立支援事業の利用者が増加傾向にあり、その需要は今後ますます高まっていくことが想定されます。一方で、財源不足により利用が制限される等の事案が生じています。本事業の利用者の4割が生活保護受給者であることから、生活困窮者対策としての役割も期待されています。財源確保により低所得者への支援対策を拡充してください。

② 成年後見制度の拡充

成年後見制度利用促進法の施行により、成年後見制度の利用促進に向けた対策がすすめられます。成年後見、法人後見等の拡充と支援体制整備のための財源確保を図ってください。

③ 生活困窮者自立支援制度の総合的な評価に基づく十分な事業運営費の確保

平成27年度の新規相談受付件数は22.6万件となっています。また、複雑で深刻な課題のあるケースが多いことから、包括的で継続的な支援が必要となっています。しかし、地方自治体の財政課題等から、家計相談、就労準備などの任意事業の取り組み状況については、自治体ごとに差があります。また、支援の要である相談支援員への専門職の確保をすすめるうえで、処遇条件の改善が課題です。自治体の実情にそって十分な支援体制の確保を図れるよう、予算措置を講じてください。

④ 刑務所等を出所後に福祉的な支援を必要とする高齢者、障害者の支援を担う地域生活定着支援センターの体制強化と支援専門員の研修拡充及び受入れ施設の拡充

5. 働きやすく、やりがいのある職場環境整備、福祉人材確保対策の拡充

福祉人材の確保、定着は、非常に厳しい状況です。国における総合的な人材確保対策の拡充とともに、地方自治体における人材確保の取り組みを強化することが急務であり、次の要望事項を実現してください。

① 総合的な福祉人材確保施策の拡充

福祉人材の抜本的な処遇改善、キャリアアップの仕組みの構築、資格取得支援、就労支援・あっ旋、次世代を担う福祉人材(小中学生・高校生)への啓発・体験、福祉のイメージアップ対策など総合的な福祉人材確保対策を更に拡充してください。

② 育児、介護、家庭生活と福祉分野における就労の両立、福祉分野におけるワークライフバランスの拡充

- ③ 高齢者、若者等の福祉分野への就労促進支援対策の強化
- ④ 次世代を担う福祉人材の確保
小中学生・高校生の福祉体験活動などを市町村の関係機関が連携・協働して行う福祉体験・活動参加、インターンシップの促進などの関係事業を拡充してください。
- ⑤ 福祉施設・事業所における人事労務管理改善のための支援の充実

6. 大規模災害の被災地支援対応の拡充と災害・防災対策の強化

東日本大震災、平成 28 年熊本地震など激甚災害が発生しております。被災地の住民の支援や福祉施設の復旧、再建、事業継続のための支援対策を拡充することが重要です。更に、福祉施設等の大規模災害、防災への十分な備えを図ることも必要であり、次の要望事項を実現してください。

(1) 東日本大震災の被災者支援・地域復興の支援

- ① 生活支援相談員の継続配置と雇用条件等の向上
- ② 被災した社会福祉法人・福祉施設の速やかな事業再開・継続の支援

(2) 平成 28 年熊本地震の被災者支援・地域復興の支援強化と早期対応

- ① 要援護者への適切な福祉サービスの提供
- ② 生活支援相談員の配置等被災者の生活支援の強化
- ③ 福祉施設及び福祉サービスの事業継続のための支援

(3) 大規模災害対策・防災対策への対応の強化

- ① 大規模災害時の官民協働による支援体制の構築
- ② 総合的な福祉救援活動の連携支援
- ③ 大規模災害時の運営継続及び地域の住民支援のための備えの強化

7. 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持

社会福祉法人は、その非営利性と公共性のもとに税制優遇の対象となっています。現行の法人税非課税等の税制を堅持してください。

地域における生活支援の強化 ～総合的なセーフティネットの再構築～

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 井手之上 優

生活困窮者をはじめ、多様で複合的な福祉課題・生活課題がある人々に対して、適切かつ効果的な支援を進めるためには、地域における総合的なセーフティネットの再構築と地域共生社会の実現が急務です。

1. 生活困窮者自立支援制度のさらなる展開のための基盤強化

- 生活困窮者自立支援制度は一年半が経過したところであり、経済的困窮とともに、社会的孤立、ひきこもり、貧困、虐待、DV被害などが絡み合い、総じて厳しい実態にあります。この事業の委託の8割は社会福祉協議会です。時代の変革期にあって、地域では支援を必要としている人々の増加とともに、支援がいき届いていない人々が潜在化しています。
- 月平均2万件に及ぼうとしている相談対応、継続した支援が地域で実践されています。それを担う専門職の人材確保・育成と処遇改善、事業の実施体制の整備と財源確保等が不可欠です。
- また、相談者本人の状況に応じた自立のための支援策には、家計相談支援事業、就労準備事業など任意事業の実施や新たな福祉サービスの開発が重要であり、その促進をはかる必要があります。
- 一億総活躍社会にかかげる「全ての人が包摂される社会の実現」との理念のもとに、人々の安心・安定した生活を保障するための「総合的なセーフティネットの再構築」をはかってください。

2. 『地域共生社会』実現のための地域の福祉政策・制度の拡充

- 『全社協福祉ビジョン』がめざす「ともに生きる豊かな福祉社会」とは、一億総活躍社会に謳う「地域共生社会の実現」と意義を同じくするものと理解するところです。全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うためには、地域コミュニティの再生・再編とともに、公的な福祉サービスとさまざまな支援活動の拡充が必要です。
- 「地域共生社会の実現」の検討が進められており、私どもは大いに期待しているところです。地域の福祉を担う社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員等は、引き続き連携・協働して福祉の向上に努めてまいります。そのための地域の福祉政策・制度と人材確保の拡充をはかってください。

政策委員会構成組織一覧

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

平成 25 年度から「社会保障・福祉政策の動向と対応～ともに生きる豊かな福祉社会をめざして～ 政策動向」として発行。

◇通巻「第 26 号」◇

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会